

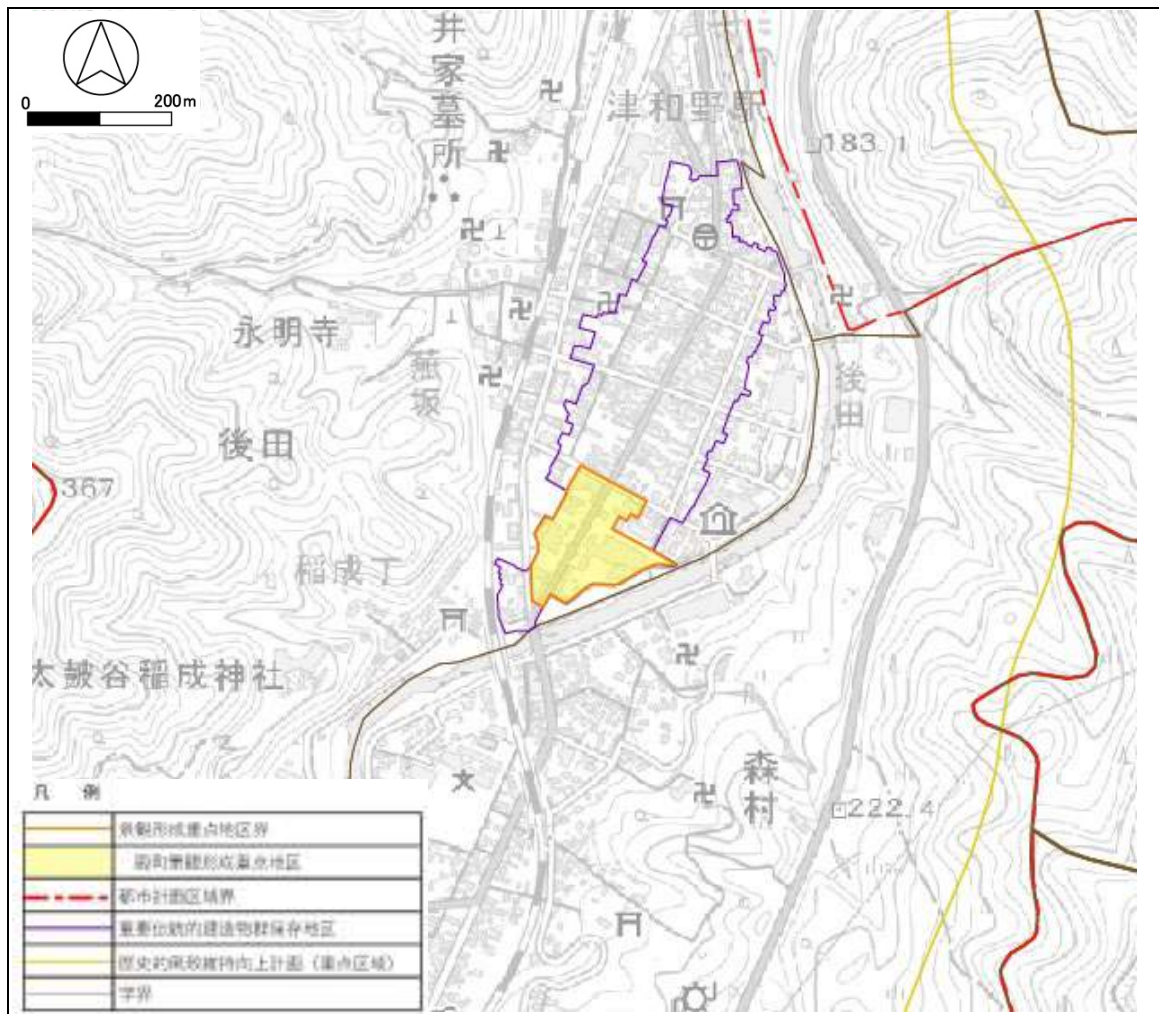
# 第4章 景観形成重点地区

## 1. 殿町景観形成重点地区

### (1) 区域 (法第8条第2項第1号関係)

#### ■ 城下町の歴史景観づくり (歴史的景観の顕彰・保全・育成と伝承)

- 津和野藩校養老館や多胡家老門、津和野カトリック教会、津和野町役場(旧鹿足郡役所)など指定等文化財の集積する殿町通りを中心とし、この通りに面する建物を含む範囲を「殿町景観形成重点地区」に指定します。
- 指定等文化財の他、町民センターや保育園等の公共施設や歴史的雰囲気を残す町家、鯉の群遊する掘割と白壁土蔵、街道松の巨木などが残り、津和野城下町の雰囲気を色濃く残す地区です。



## (2) 良好な景観の形成に関する方針 (法第8条第3項関係)

### 【町並み形成の沿革】

津和野町の中心に位置する殿町地区は、城下町津和野の歴史を今に伝える重要なエリアです。江戸時代に坂崎氏・亀井氏ら歴代の藩主が藩政を敷き、坂崎氏の時代には藩邸があったと言われます。その後、藩邸が移転し、武家屋敷や藩校養老館などが整備されました。殿町地区は、武士階級の居住区域として計画的に造成され、武家屋敷が並ぶ端正な町割りと、白壁・堀割・石垣が調和した景観が形づくられました。

特に江戸時代中期以降、藩政の安定に伴って屋敷町の整備が進み、土塀や長屋門、庭園を備えた武家屋敷群が形成されます。また、明治期以降地区内には、堀割が作られて錦鯉が放たれ、住民の暮らしを潤す水路として機能しました。

このような景観は現在も受け継がれ、津和野の「山陰の小京都」と呼ばれる風情を特徴づけています。

近年の整備としては、平成15年度に県道事業として殿町通りの改修が行われ、電線類の地中化、歩道の拡張、石畳舗装などが実施されました。その後、平成25年には国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、津和野の歴史と文化を象徴する町並みとして、観光や教育の場としての役割を担っています。

### 【景観特性】

#### 1. 武家屋敷と町割りの歴史性

白壁・長屋門・石垣を備えた武家屋敷群が整然と並び、江戸期城下町の原型をよく残しています。町割りは直線的で、武家町の威厳と格式を感じさせる構造となっています。

#### 2. 水路と錦鯉の景観

堀割に清水が流れ、錦鯉が泳ぐ景観は全国的にも稀少であり、殿町地区の象徴的な風景を形成しています。水と生き物が一体となった景観は「動的な美しさ」を備えています。

#### 3. 自然環境との調和

背後には青野山をはじめとする山並みが迫り、屋敷町と自然環境が一体化している点の特徴です。城下町景観の中に自然が溶け込み、津和野独自の風致を作り出しています。

#### 4. 文化資産との連続性

藩校養老館やカトリック教会などの文化資産が近接しており、町並み全体が歴史・宗教・教育といった多面的な文化的価値を内包しています。

## 【景観形成上の課題】

### 1. 建築物の老朽化への対応

通りに面した建築物が老朽化した場合、現状の景観を尊重しつつ補修や改修を行う必要があります。また、やむを得ず建替えを行う際にも、周辺景観と調和し、現状と同程度の歴史的な形態・意匠を再現することで、町並みの連続性を損なわない工夫が求められます。

### 2. 歴史的景観の保存

津和野城跡や津和野城下町見晴らし広場から一望できる殿町地区は、地域全体が眺望景観の一部を構成しています。そのため、歴史的様式を持つ塀の保存、建築物の屋根・壁の意匠の統一など、細部に至るまでの景観保全への配慮が重要です。

### 3. 山並みの眺望保全

殿町通りから望む青野山、野坂山、陶ヶ嶽、津和野城跡といった背後の山並みは、町並みと一体となった景観を形成しています。この眺望を妨げないよう、建築物の高さや配置に対する調整が必要です。

### 4. 不調和な建築物の立地防止

伝統的な町並み景観と調和しない建物や工作物が立地することは、景観価値を損なう恐れがあります。そのため、規制や誘導を通じて景観に適合する形態を維持する取り組みが求められます。

### 5. 水辺環境の保全

殿町地区の象徴である堀割と錦鯉は、町並み景観に動的な美を添えています。これを維持するためには、水質の保全、鯉の適正な管理、さらに花菖蒲など水辺植栽の手入れを継続的に行うことが課題となります。

## 【景観形成基本方針】

津和野町殿町地区は、城下町の歴史的景観と自然環境が調和した町並みを特徴としています。今後、この貴重な景観を継承するため、以下の基本方針を掲げます。

### 1. 建築物の形態・意匠・色彩の調和

- 伝統的な町並みと調和した形態・意匠・色彩を基本とし、町並みの連続性を確保します。
- 老朽化した建物については、修繕・建替えの際に歴史的意匠を尊重し、現状と同等の景観価値を保全します。

### 2. 歴史的町並みの保存と継承

- 殿町界隈に特徴的な堀割、白壁、土塀、長屋門などの歴史的要素や、「津和野百景図」に描かれた景観を保存し、景観資源として継承します。
- 電線類地中化や石畳舗装など、現代的生活基盤の整備と調和しながら、歴史的景観の質を高めます。

### 3. 自然環境と眺望景観の保全

- 殿町通りから望む青野山・野坂山・陶ヶ嶽および津和野川といった周囲の自然環境との調和を重視します。

- 建築物の高さ・配置を調整し、山並みや河川の眺望を妨げない景観形成を図ります。

#### 4. 景観との不調和防止

- 伝統的景観と不調和な建築物や工作物が立地しないよう、規制・誘導を行います。

#### 5. 水辺環境の保全

- 掘割の水質を維持し、錦鯉や花菖蒲など水辺景観を構成する要素を適切に管理します。

- 水と生き物が織りなす「動的な景観」を津和野らしい町並み資源として保全します。



白壁と石州赤瓦の藩校養老館 背後に青野山を望む



殿町通り（石畳舗装） 野坂山・陶ヶ嶽を望む



なまこ堀の武家屋敷 津和野城跡を望む



カトリック教会



掘割を泳ぐ錦鯉

### (3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第2号関係)

【行為】建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去

事項	景観形成基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 周辺に対し突出しない配置や位置に配慮し工夫すること。</li> <li>イ 眺望を保全すること。</li> <li>ウ 建物は町並み壁面線を考慮して建てること。</li> </ul>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。</li> <li>イ 原則として2階建て以下とすること。</li> <li>ウ 棟の高さは10m以内とし、軒及び庇の高さは周りの伝統的建造物の高さを考慮して決めること。</li> </ul> <p>ただし、地域の公共的な活動や防災機能の確保を目的とする体育館等の大規模集会施設については、内部空間の機能上やむを得ない場合に限り、建築物の最高高さを15m以下とすることができる。</p> <p>この場合においても、周辺景観との調和を図るため、外壁色彩・屋根形状・軒線の処理等に十分配慮すること。</p>
形態 意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 景観遺産等の良好な景観と調和するよう形態・意匠に配慮するよう努めること。</li> <li>イ 2階建ての場合は原則として1階と2階の間に庇を設けること。</li> <li>ウ 歴史的風致と調和したものとする。</li> </ul>
色彩 素材 (屋根を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 周辺景観と調和する落ち着いた色調とすること。</li> <li>イ 自然素材又はこれに類する仕上げとすること。</li> <li>ウ 歴史的町並みに調和する落ち着いた色調とすること。 (色彩基準シート1)</li> </ul>
敷地内の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 歴史的風致と調和したものとする。</li> </ul>
屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 勾配屋根を使用すること。</li> <li>イ 石州瓦で赤茶色を基本とすること。</li> </ul>
付属建築物及び施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 歴史的風致と調和したものとする。</li> </ul>
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 歴史的風致と調和したものとする。</li> </ul>
建築設備 (ガス、暖房、冷房、煙突・太陽光パネル等)	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 建築設備(太陽光パネルを除く)</li> <li>ア 原則として通りから望見できない位置に設置すること。 ただし、やむを得ない場合は、歴史的風致と調和するよう対策を講じること。</li> <li><input type="checkbox"/> 太陽光パネル</li> <li>ア 原則として通りから望見できない位置に設置すること。 ただし、やむを得ない場合は、歴史的風致と調和するよう対策を講じること。</li> <li>イ 眺望点*1からの景観に配慮し、目立たないようにすること。</li> </ul>
施設や土地の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 歴史的風致と調和したものとする。</li> </ul>

【行為】工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去（１）

事 項	景観形成基準
共通事項	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 ただし、機能上必要な場合、その他やむを得ない理由がある場合は別途審議を行うこと。
門、垣、その他これらに類するもの（支持物を含む） * 垣の種類：板塀、ブロック塀、金網フェンス、石垣	ア 周辺と連続的な景観の形成に努めること。 イ 歴史的風致と調和したものとすること。
擁壁その他これらに類するもの	ア 擁壁を設ける場合には、外観の意匠を工夫し、圧迫感を軽減するように努めること。 イ 歴史的風致と調和したものとすること。
煙突、排気塔その他これらに類するもの	ア 通りから望見できないように配慮すること。 イ 歴史的風致と調和したものとすること。
鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの（自立型の支柱状工作物全般、ただし電気・通信インフラを除く） * 照明柱、標識柱、信号柱、カメラ・センサー柱、案内板・サイン柱、門柱・ゲート構造、旗ざお・ポール類など	ア 歴史的風致と調和したものとすること。
電波塔、記念塔、物見塔、装飾塔その他これらに類するもの * 独立した建造物	ア 歴史的風致と調和したものとすること。
高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
彫像、記念碑、塔、門、鳥居、モニュメントその他これらに類するもの	
観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの	
コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	ア この地区への設置は避けること。
石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設	
汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの	

【行為】工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去（２）

事 項	景観形成基準
自動車車庫の用に供する立体的施設	ア この地区への設置は避けること。
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線（アンテナ）その他これらに類するもの（これらの支持物を含む。） *電線、ケーブル、アンテナ、電柱・鉄塔（それを支えるもの）	ア 形態は簡素なものとし、低彩度・低明度の茶系統等、周辺景観と調和する落ち着いた色調とすること。 イ 電柱は、高さを15m以下とするよう努めること。 ウ 歴史的風致と調和したものとする事。 エ 鉄塔の設置は避けること。 オ 電線・電柱等は、整理統合し、通りから望見できない位置に設置すること。
自動販売機	ア 景観が損なわれないよう適切に維持管理すること。 イ 歴史的風致と調和したものとする事。
物干し場	ア この地区への設置は避けること。
屋外広告物	ア 屋上看板、公共空間占用の突出看板の掲出を禁止する。 イ 蛍光性のある塗料を使用しないこと。 ウ 周辺の景観に配慮した形態・意匠・色彩及び規模とすること。 エ 点滅するネオンサインを使用しないこと。 オ 表示総面積5㎡以内とすること。 カ 仮設的な屋外広告物（旗、のぼり）の掲出を禁止する。ただし、地域の活性化に資する催し等に伴い、期間を限定して必要最低限掲出する場合はその限りではない。
再生可能エネルギー施設（自立式の太陽光発電施設等）	ア この地区への設置は避けること。

【行為】屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積

事 項	景観形成基準
遮へい	ア 敷地外からの出入口は、最小限に限定すること。 イ 眺望点*1から直接見えないよう、堆積の位置や方法・被覆に工夫すること。 ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。
堆積の方法	ア 周辺の景観に配慮して適切な集積、貯蔵、維持管理に努め、放置しないこと。 イ 眺望点*1から直接見えないよう、物の位置や堆積方法に配慮するよう努めること。 ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。

【行為】土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更

事 項	景観形成基準
遮へい	ア 眺望点*1から直接見えないよう、採取・掘採位置や方法に配慮するよう努めること。 イ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。
事後の処理	ア 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の景観との調和に努めること。 イ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。
緑化環境	ア 行為を終了した箇所から、速やかに地域の植生と調和した緑化修景に努めること。また、自然環境の復元に努めること。

【行為】都市計画法第4条第12号に規定する開発行為その他政令で定める行為

事 項	景観形成基準
変更後の形状	ア 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とすること。 イ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。 ウ 行為後の、土地の不整形な分割や細分化、造成を避けること。
緑化	ア 行為に際して、地域の植生と調和した緑化修景に努めること。
伐採	ア 周辺の景観に配慮し、皆伐や大規模な木竹の伐採は避けること。
環境	ア 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。

【行為】木竹の伐採

事 項	景観形成基準
伐採	ア 歴史的な町並み景観への影響に配慮するよう努めること。 イ 通りから見える樹木及び、地区を特徴付けている樹木等は伐採しないこと。 やむを得ず伐採しなければならない場合には、歴史的景観にふさわしく、かつ周辺樹木と同種のを基本とした植栽を施すこと。
環境	ア 敷地内にある良好な樹木を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。

\* 重伝建区域内における行為については、重伝建の許可を優先し、景観計画はその基準の補完として運用する。

\* 1 「景観ゾーニング・地域資源図」（第2章 18-21P）参照

## (4) 建造物の色彩基準

建造物の景観行為において、色彩は次のように使用することを基本とします。

### ① 景観を整える色彩の基本的な配慮事項

景観計画区域における基準\*に準じます。

### ② 建築物の色彩基準

#### ■ 使用を避ける色彩

景観計画区域における基準\*に準ずる。

#### ■ 使用を推奨する色彩

##### 【ア 景観計画区域における基調色、配合色】

景観計画区域における基準\*に準ずる。

##### 【イ 景観計画区域における強調色】

景観計画区域における基準\*に準ずる。

##### 【ウ 景観形成重点地区における屋根の色】

景観形成重点地区の屋根の色の推奨値は、下表のとおりです。

	色相	明度	彩度
屋根色	N (無彩色)	0.0~9.9	8以下
	R (赤)		6以下
	YR (黄赤)		6以下

### ③ 工作物の色彩基準

#### ■ 使用を推奨する色彩

##### 【ア 景観計画区域における工作物の色】

景観計画区域における基準\*に準ずる。

##### 【イ 屋外広告物（表示面）等における基調色、配合色】

景観計画区域における基準\*に準ずる。

##### 【ウ 屋外広告物（表示面）等における強調色】

- 強調色の使用は、色数をできるだけ少なくするとともに、使用面積を最小限度にとどめます。
- 強調色の基準は設けるが、区域に調和されているかによっては、使用しないこととします。

	色相		明度	彩度
強調色	N (無彩色)	0.0~9.9	全範囲	—
	R (赤)			10以下
	YR (黄赤)			
	Y (黄)	0.0~4.9Y 5.0~9.9Y		8以下
	GY (黄緑)			
	G (緑)			6以下
	BG (青緑)			
	B (青)			
	PB (青紫)			
	P (紫)			
	RP (赤紫)			

【エ 強調色の表示面積について】

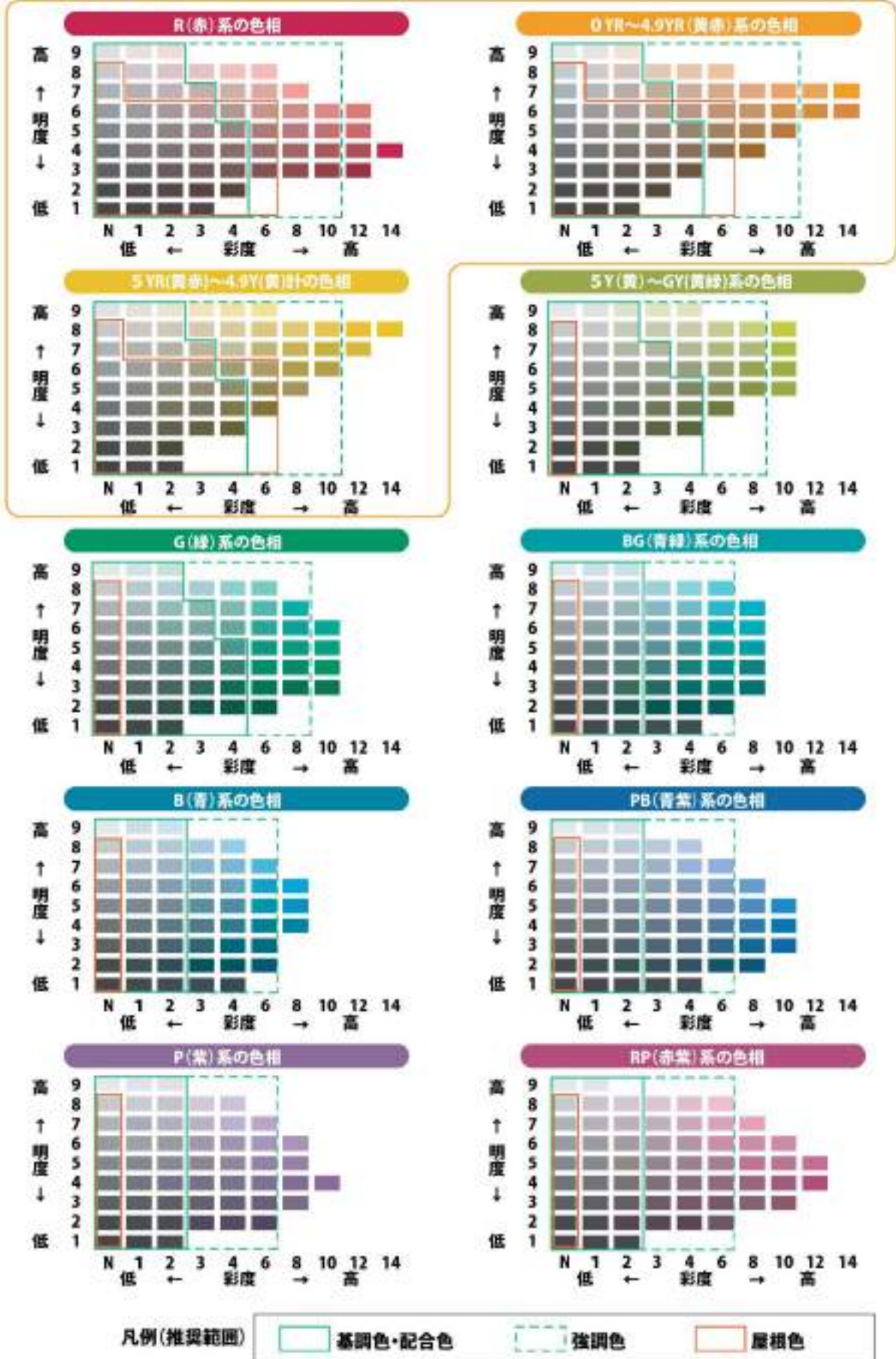
- 強調色を使用する場合は、使用する部分の総面積が表示面積の【下表に示す割合】以内となるようにすること。

ゾーン別	景観形成地区等	割合
保全ゾーン	殿町景観形成重点地区	20%

\* 「第3章-5-(4)建造物の色彩基準 (第3章-10P)」参照

色彩基準の例(主なマンセル表色系を抜粋)

■推奨色 暖色系(津和野町の建物の慣例色)



## (5) 届出対象行為 (法第 16 条関係)

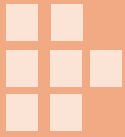
[届出対象行為]

行 為	左のうち届出を要しない行為	備考	
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去	①高さが 5 m 以下で、かつ、床面積が 10 m <sup>2</sup> 以下のもの ②高さが 5 m 以下で、かつ、外観の変更に係る部分の面積の合計が 10 m <sup>2</sup> 以下のもの 2 階建て以下の建築物に附帯する屋外階段	景観法第 16 条第 1 項第 1 号	
若しくは新設の色彩の変更又は改築・移転・外観を変更することとなる修繕・模様替え	門、垣(生垣を除く)、柵、塀、金網(フェンス)等	高さが 1.5m 以下、かつ、長さが 5 m 以下のもの	景観法同条第 1 項第 2 号
	擁壁	高さが 1.5m 以下のもの	
	煙突、排気塔等 鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱等 電波塔、記念塔、物見塔、装飾塔、高架水槽、冷却塔等 彫像、記念碑等 観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースター等 コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント等 石油・ガス・液化石油ガス・穀物・飼料等を貯蔵、処理する施設 污水处理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設等 自動車車庫の用に供する立体的施設 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線(アンテナ)等(これらの支持物を含む)	高さが 5 m 以下のもの	
	自動販売機	—	
	物干し場	—	
	太陽光発電設備等 * 同一敷地、一団の土地若しくは同一水面に設置するもの又は建築物と一体となって設置されるもの	①建築物と一体となって設置されるものであって、その設置面積が 10 m <sup>2</sup> 以下のもの ②同一敷地、一団の土地又は同一水面に設置するものであって、敷地面積が 10 m <sup>2</sup> 以下のもの	
	屋外広告物、特定屋内広告物	特定屋内広告物	
	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	高さ 1.5m 以下で、かつ、その用途に供される土地の面積が 100 m <sup>2</sup> 以下のもの	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更又は水面の埋立て 都市計画法第 4 条第 12 号に規定する開発行為その他政令で定める行為	面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以下のもの *ただし、法面又は擁壁の高さが 1.5m を超え、かつ、長さが 5 m を超えるものを除く		
木竹の伐採	①高さが 10m 以下で、かつ、地上 1.5m の高さにおける幹の周囲が 1 m 以下の木竹の伐採 ②高さが 10m 以下の木竹の伐採(伐採面積が 3,000 m <sup>2</sup> を超える場合は除く) ③森林病虫害等を防除するために必要な木竹の伐採(伐採面積が 3,000 m <sup>2</sup> を超える場合は除く)		

## [届出対象除外行為]

次に掲げる行為については、適用除外とする。

- I 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令に定めるもの
  1. 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
  2. 仮設の工作物の建設等
  3. 次に掲げる木竹の伐採
    - ア. 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
    - イ. 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
    - ウ. 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
    - エ. 仮植した木竹の伐採
    - オ. 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
  4. 前3号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
    - ア. 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
    - イ. 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
      - ①建築物の建築等
      - ②工作物の建設等  
ただし、道路(私道を除く)から容易に望見されることのない物干場その他の工作物及び消火設備を除く
      - ③木竹の伐採
      - ④屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積  
ただし、高さが1.5m以下の場合を除く
      - ⑤特定照明
    - ウ. 農業、林業、漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
      - ①建築物の建築等
      - ②高さが1.5mを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
      - ③用排水施設(幅員が2m以下の用排水路を除く。)又は幅員が2mを超える農道若しくは林道の設置
      - ④土地の開墾
      - ⑤森林の皆伐
      - ⑥水面の埋立て又は干拓
- II 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- III 国の機関又は地方公共団体が行う行為  
\*届出対象となる規模の行為については、事前に通知・協議が必要
- IV 次の法令に基づき規定された行為、又は、許可、認可、届出等を要する行為
  1. 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第43条の2第1項、第64条第1項又は第127条第1項の規定による届出に係る行為
  2. 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第3項若しくは第21条第3項の規定により許可を受けて行う行為又は同法第33条第1項の規定により届け出て行う行為
  3. 都市計画法(昭和43年法律第100号)第58条の2第1項の規定により届け出て行う行為
  4. 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置
  5. 島根県文化財保護条例(昭和30年島根県条例第6号)第14条第1項若しくは第35条第1項の規定により許可を受けて行う行為又は同条例第15条第1項(同条例第29条又は第36条において準用する場合を含む。)若しくは第28条第1項の規定により届け出て行う行為
  6. 島根県立自然公園条例(昭和36年島根県条例第11号)第11条第4項の規定により許可を受けて行う行為又は同条例第13条第1項の規定により届け出て行う行為
  7. 津和野町文化財保護条例(平成17年津和野町条例第220号)第13条第1項の規定により許可を受けて行う行為
- V 設置期間が90日を超えない工事、催し、行事等に必要仮設の建造物の景観行為
- VI 既着手行為



# 第5章 景観形成地区

## 1. 景観形成地区に関する基本的事項

### (1) 景観形成地区の目的

景観計画区域のうち、特に良好な景観についてこれを保全し、今後とも良好な景観の形成を図るため、町が独自に自主的な内容項目として景観形成地区を指定し、景観づくり活動を誘導・支援するものとします。

景観形成地区……良好な景観を保全し、また今後とも良好な景観の形成を図るため津和野町が指定する地区

### (2) 景観形成地区に関する方針

#### ①基本方針

本計画では町全域を景観計画区域の対象としていますが、さまざまな地域景観の多様性や個性・特性から、住民の意識づくりや合意形成を図り、地域や地区の状況に準じた個別の景観計画を策定し、きめ細やかな景観づくりを推進することとします。

#### ②景観形成地区等の指定基準

景観形成地区の指定に際し、次のような条件から選定します。

##### ア 景観の優れた地区

- 落ち着いた佇まいや調和のとれたまとまりのある景観など、現にある良好な景観をとどめ今後も保全・継承を含めた景観形成が求められる地区

##### イ 地域の個性的景観のある地区

- 津和野町の貴重な自然・風土や歴史・文化・生活感をとどめ、今後も地域にふさわしい良好な景観の保全・形成を推進する必要がある地区
- 地域の代表的・象徴的な景観のある地区

##### ウ 人々に親しまれている地区

- 住民に親しまれ、眺望景観・眺望点が優れている地区

#### エ 総合的な景観づくりが求められる地区

- 良好な景観づくりとして、総合的に景観形成が求められる地区

#### オ 景観づくりが急がれる地区

- 地域の土地利用の動向や景観の変化等からみて景観づくりが急がれる地区
- 上位・関連計画等により、新たな景観づくりが望まれる場所

#### カ 景観づくりの取り組みに意志のある地区

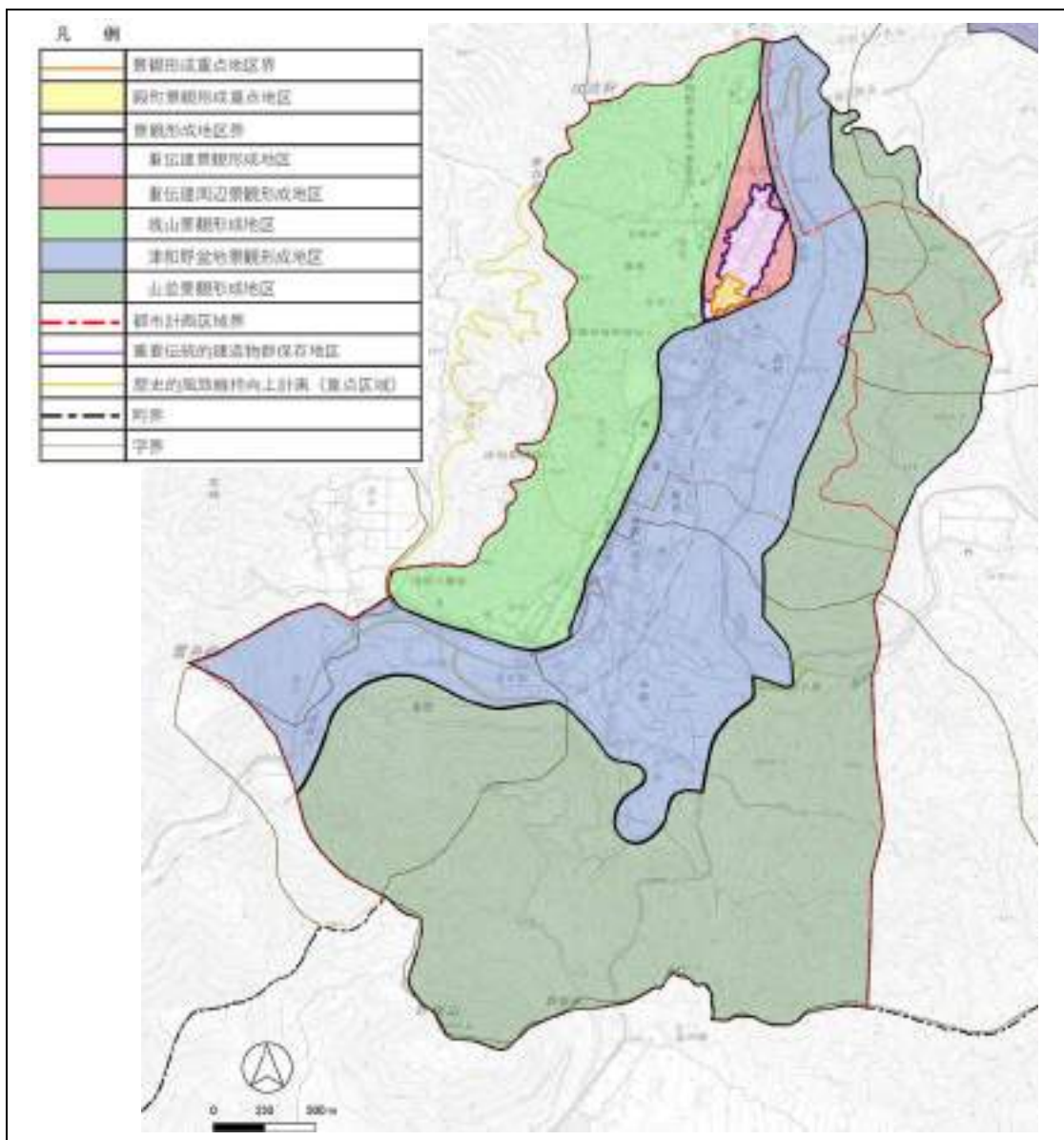
- 地域住民の景観づくりの意向や意志のある地区
- 地区住民等がまちづくりや景観づくり等を推進してきた実績のある地区

### (3) 景観形成地区

#### ① 津和野地域の景観形成地区

これまでの津和野町環境保全条例の対象地区である中心市街地区域を基本とし、この区域は津和野盆地において面的に広がる、まとまりのある景観を形成しています。この地域については、それぞれの地区特性に応じて5つの地区にゾーニングを行います。

このうち、重伝建景観形成地区は、歴史的・文化的価値の高い景観を保全する「保全ゾーン」、重伝建周辺、城山、津和野盆地景観形成地区は、歴史的な町並みと自然景観を継承し、新たな暮らしや活動と調和する「調和ゾーン」、山並景観形成地区は、周辺の自然景観を保全しながら、地域の活力と新しい景観価値を創出する「共生ゾーン」として位置づけ、歴史的風致と調和した景観形成を目指します。

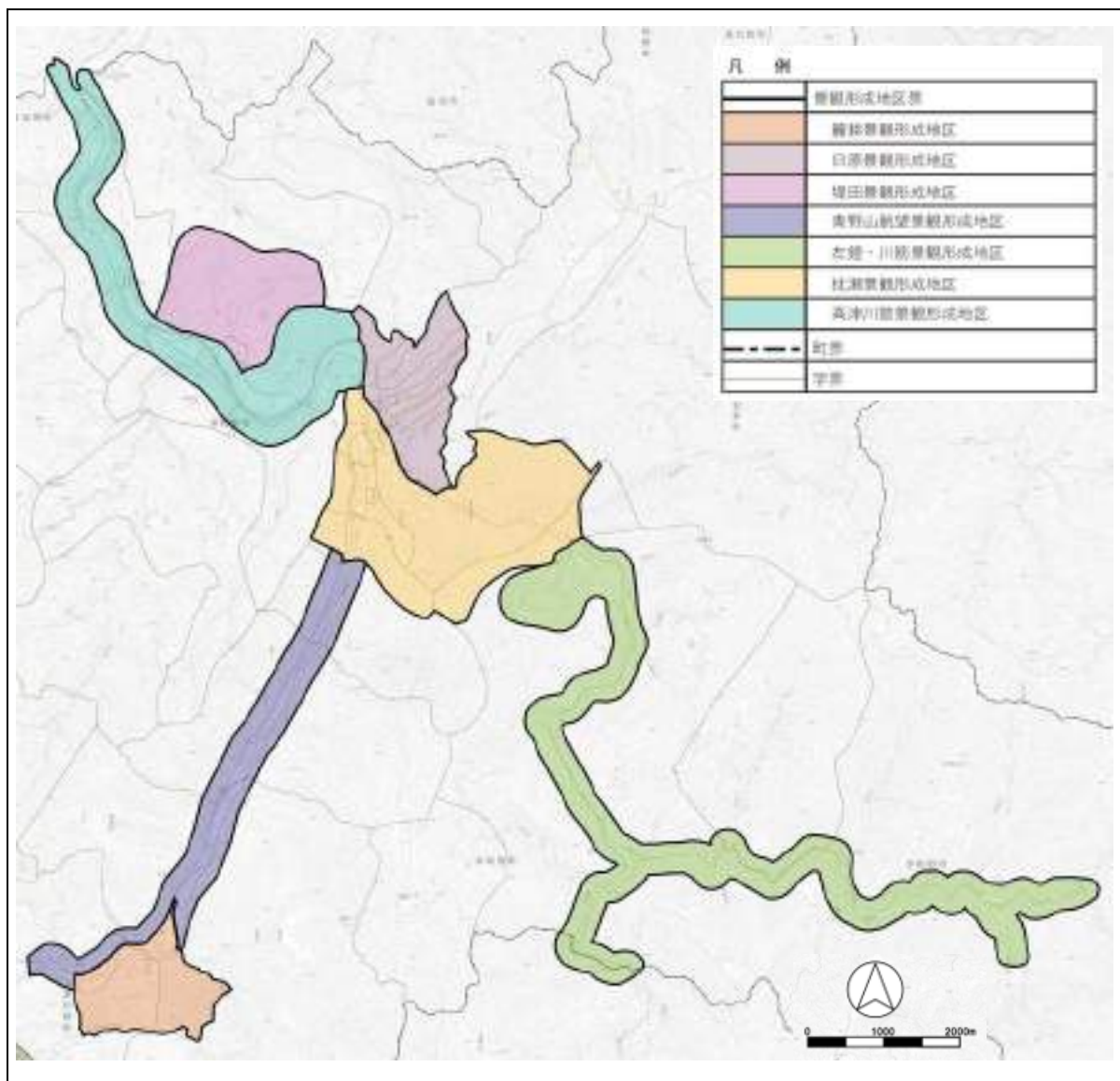


## ② 町内各所の景観形成地区

これまでの津和野町環境保全条例の対象地区以外の地域のうち、特に主要な河川景観軸や道路景観軸として軸線状に広がる景域、津和野らしい農村田園景観が広がるモデル的景域、そして町の中心的な市街地となる地区を、景観形成地区として位置づけます。

これらの地域については、それぞれの地域特性に応じて7つの地区にゾーニングを行います。

これらの全てのゾーンは、周辺の自然景観を保全しながら、地域の活力と新しい景観価値を創出する「共生ゾーン」として位置づけ、経済活動と景観への配慮のバランスを図ることを目指します。



## ■景観形成重点地区及び景観形成地区 形成基準【INDEX】

区分		景観づくりのテーマ	景観形成基準掲載ページ
保全ゾーン	殿町 景観形成重点地区	城下町の歴史景観づくり（歴史的景観の顕彰・保全・育成と伝承）	4-1
	重伝建 景観形成地区	本町通りを中心とした歴史的町並みの景観づくり	5-8
調和ゾーン	重伝建周辺 景観形成地区	重伝建地区と調和し、歴史を伝え訪れる人を迎える景観づくり	5-15
	城山 景観形成地区	自然と調和した城山周辺の歴史的景観づくり	5-22
	津和野盆地 景観形成地区	歴史的景観と調和する、津和野盆地の田園景観づくり	5-31
共生ゾーン	山並 景観形成地区	津和野盆地周辺の山麓田園景観づくり	5-41
	麓耕 景観形成地区	青野山を背景にした田園集落景観づくり	5-49
	日原 景観形成地区	天領の歴史と水辺が息づく景観づくり	5-57
	堤田 景観形成地区	里山に囲まれた田園の集落景観づくり	5-64
	青野山眺望 景観形成地区	国道9号沿いの、青野山を象徴としたまとまりのある眺望景観づくり	5-71
	左鏡・川筋 景観形成地区	高津川本支流の、自然と一体的な川筋集落景観づくり	5-79
	枕瀬 景観形成地区	川とまちが共生し、賑わいが広がる景観づくり	5-86
高津川筋 景観形成地区	高津川流域の、まとまりのある田園集落景観づくり	5-93	

#### (4) 届出対象行為 (法第 16 条関係)

[届出対象行為]

行 為	左のうち届出を要しない行為	備考	
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去	①高さが 5 m 以下で、かつ、床面積が 10 m <sup>2</sup> 以下のもの ②高さが 5 m 以下で、かつ、外観の変更に係る部分の面積の合計が 10 m <sup>2</sup> 以下のもの ③ 2 階建て以下の建築物に附帯する屋外階段	景観法第 16 条 第 1 項 第 1 号	
しく工作物の新設・増築・改築・移転・外観を変更することとなる修繕・模様替え若しくは色彩の変更又は撤去	門、垣(生垣を除く)、柵、塀、金網(フェンス)等	高さが 1.5m 以下、かつ、長さが 5 m 以下のもの	景観法同条 第 1 項 第 2 号
	擁壁	高さが 1.5m 以下のもの	
	煙突、排気塔等 鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱等 電波塔、記念塔、物見塔、装飾塔、高架水槽、冷却塔等 彫像、記念碑等 観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースター等 コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント等 石油・ガス・液化石油ガス・穀物・飼料等を貯蔵、処理する施設 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設等 自動車車庫の用に供する立体的施設 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線(アンテナ)等(これらの支持物を含む)	高さが 5 m 以下のもの	
	自動販売機	—	
	物干し場	築造面積が 10 m <sup>2</sup> 以下のもの	
	太陽光発電施設 * 同一敷地、一団の土地若しくは同一水面に設置するもの又は建築物と一体となって設置されるもの	①建築物と一体となって設置されるものであって、その設置面積が 10 m <sup>2</sup> 以下のもの ②同一敷地、一団の土地又は同一水面に設置するものであって、敷地面積が 10 m <sup>2</sup> 以下のもの	
	屋外広告物、特定屋内広告物	特定屋内広告物	
	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	高さ 1.5m 以下で、かつ、その用途に供される土地の面積が 100 m <sup>2</sup> 以下のもの	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更又は水面の埋立て 都市計画法第 4 条第 12 号に規定する開発行為その他政令で定める行為	面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以下のもの *ただし、法面又は擁壁の高さが 1.5m を超え、かつ、長さが 5m を超えるものを除く		
木竹の伐採	①高さが 10m 以下で、かつ、地上 1.5m の高さにおける幹の周囲が 1 m 以下の木竹の伐採 ②高さが 10m 以下の木竹の伐採(伐採面積が 3,000 m <sup>2</sup> を超える場合は除く) ③森林病虫害等を防除するために必要な木竹の伐採(伐採面積が 3,000 m <sup>2</sup> を超える場合は除く)		

## [届出対象除外行為]

次に掲げる行為については、適用除外とする

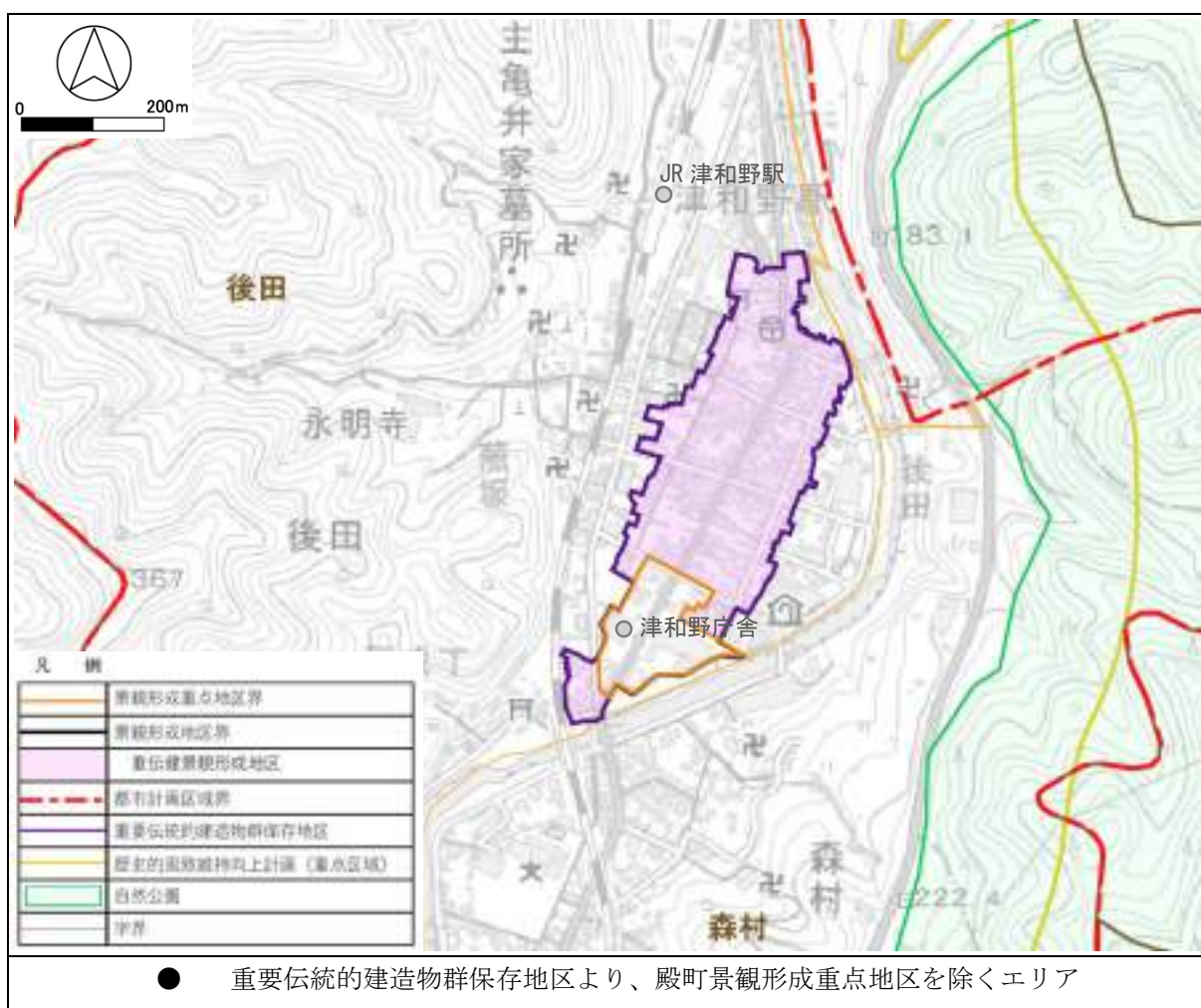
- I 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令に定めるもの
  1. 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
  2. 仮設の工作物の建設等
  3. 次に掲げる木竹の伐採
    - ア. 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
    - イ. 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
    - ウ. 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
    - エ. 仮植した木竹の伐採
    - オ. 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
  4. 前3号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
    - ア. 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
    - イ. 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
      - ①建築物の建築等
      - ②工作物の建設等  
ただし、道路(私道を除く)から容易に望見されることのない物干場その他の工作物及び消火設備を除く
      - ③木竹の伐採
      - ④屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積  
ただし、高さが1.5m以下の場合を除く
      - ⑤特定照明
    - ウ. 農業、林業、漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
      - ①建築物の建築等
      - ②高さが1.5mを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
      - ③用排水施設(幅員が2m以下の用排水路を除く)又は幅員が2mを超える農道若しくは林道の設置
      - ④土地の開墾
      - ⑤森林の皆伐
      - ⑥水面の埋立て又は干拓
- II 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- III 国の機関又は地方公共団体が行う行為  
\*届出対象となる規模の行為については、事前に通知・協議が必要
- IV 次の法令に基づき規定された行為、又は、許可、認可、届出等を要する行為
  1. 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第43条の2第1項、第64条第1項又は第127条第1項の規定による届出に係る行為
  2. 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第3項若しくは第21条第3項の規定により許可を受けて行う行為又は同法第33条第1項の規定により届け出て行う行為
  3. 都市計画法(昭和43年法律第100号)第58条の2第1項の規定により届け出て行う行為
  4. 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置
  5. 島根県文化財保護条例(昭和30年島根県条例第6号)第14条第1項若しくは第35条第1項の規定により許可を受けて行う行為又は同条例第15条第1項(同条例第29条又は第36条において準用する場合を含む)若しくは第28条第1項の規定により届け出て行う行為
  6. 島根県立自然公園条例(昭和36年島根県条例第11号)第11条第4項の規定により許可を受けて行う行為又は同条例第13条第1項の規定により届け出て行う行為
  7. 津和野町文化財保護条例(平成17年津和野町条例第220号)第13条第1項の規定により許可を受けて行う行為
  8. 津和野町伝統的建造物群保存地区保存条例第4条第1項の規定により許可を受けて行う行為
- V 設置期間が90日を超えない工事、催し、行事等に必要の仮設の建造物の景観行為
- VI 既着手行為

## 2. 重伝建景観形成地区

### (1) 区域 (法第8条第2項第1号関係)

#### ■ 本町通りを中心とした歴史的町並みの景観づくり

- 津和野城下町のうち、商人町・職人町など往時の町人町の雰囲気は今に伝える区域を「重伝建景観形成地区」に指定します。この区域には、本町・新丁・祇園丁・万町・風呂屋丁・今市通りなどが含まれ、現在も町名に歴史をとどめています。
- この地区は、江戸から明治・大正・昭和に至る多様な歴史的町家が立ち並ぶ地域を対象としています。石州赤瓦による統一感のある葺の景観をはじめ、白壁やなまこ壁、土蔵、格子戸などの木製建具を備えた町家、さらにろうそく型土塀などが調和し、落ち着きのある歴史的景観を形成し、津和野重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。



## (2) 良好な景観の形成に関する方針 (法第8条第3項関係)

### 【町並み形成の沿革】

重伝建景観形成地区は、津和野城下町の一角として藩政時代に成立しました。城の麓に武家町・寺町が整備される一方で、その外縁部には町人町が形成され、商人町・職人町などの町割りが展開しました。本町や新丁、祇園丁、万町などの町名は、当時の職能や町の役割を今に伝えるものです。

江戸時代には、藩政を支える商業・手工業の中心地として町並みが発展し、石州赤瓦を用いた町家や白壁・なまこ壁、土蔵、格子戸を備えた建物が次第に整えられました。また、伝統的な形式のろうそく型土塀が作られ、景観の統一性が高められました。

近年では、平成17年度に県道事業として本町・祇園丁通りの改修が行われ、電線類の地中化、石畳舗装、照明等の改修が実施されました。その後、平成25年には国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、津和野の歴史と文化を象徴する町並みとして、観光や教育の場としての役割を担っています。

### 【景観特性】

#### 1. 歴史的町並みの形成

藩政時代に成立した商人町・職人町を起源とし、本町・新丁・祇園丁・万町など、町名に往時の生活や職能の痕跡が残されています。

#### 2. 多様な時代の町家の共存

江戸から昭和にかけての町家が立ち並び、石州赤瓦の葺景観、白壁やなまこ壁、土蔵、格子戸、ろうそく型土塀などが落ち着いた景観を形成しています。

#### 3. 統一感のある景観要素

赤瓦や白壁、木製建具が連続的に存在し、伝統的町並みを今に伝えています。

#### 4. 自然との調和

背後には青野山をはじめとする山並みが迫り、歴史的町並みと自然環境が一体化している点が特徴です。城下町景観の中に自然が溶け込み、津和野独自の風致を創り出しています。



旧主水畑から望む町並み

## 【景観形成上の課題】

### 1. 歴史的建造物の保存

町家や土塀などが劣化・改変により保存状態が損なわれつつあり、修復・維持の体制強化が必要です。

### 2. 町並みと現代生活の不調和

新築・改修された建物や工作物の一部が、形態や色彩の面で伝統的景観と調和しない事例が見られます。

### 3. 観光と生活のバランス

観光需要の高まりによる施設整備が進む一方で、住民の生活利便性や地域の落ち着いた景観との調和が課題となっています。

## 【景観形成基本方針】

### 1. 歴史的景観の保全と継承

町家や土蔵、白壁、なまこ壁、ろうそく型土塀などの伝統的建造物を保存・修復し、「津和野百景図」に描かれたような江戸から昭和にかけての多様な町並みを一体的に継承します。

### 2. 町並みと調和した建築誘導

町並みと調和するよう、建築物や工作物の形態・意匠・色彩・高さを制限・誘導し、良好な歴史的景観を守ります。

### 3. 象徴的景観の保全

青野山など象徴的な山並みの眺望を確保し、町並みと自然景観との調和を維持します。

### 4. 生活と観光の両立

住民の生活利便性を尊重しつつ、観光資源としての町並みを活かし、観光と生活のバランスをとった持続可能な景観形成を図ります。



魚町通り 青野山を望む



今市通り 青野山を望む



新丁通りのろうそく塀



本町通り（石畳舗装） 野坂山・陶ヶ嶽を望む

### (3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第2号関係)

【行為】建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去

事 項	景観形成基準
位置	ア 周辺に対し突出しない配置や位置に配慮・工夫すること。 イ 眺望を保全すること。 ウ 建物は町並み壁面線を考慮して建てること。
高さ	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 イ 原則として2階建て以下とすること。 ウ 棟の高さは10m以内とし、軒及び庇の高さは周りの伝統的建造物の高さを考慮して決めること。 ただし、地域の公共的な活動や防災機能の確保を目的とする体育館等の大規模集会施設については、内部空間の機能上やむを得ない場合に限り、建築物の最高高さを15m以下とすることができる。 この場合においても、周辺景観との調和を図るため、外壁色彩・屋根形状・軒線の処理等に十分配慮すること。
形態・意匠	ア 景観遺産等の良好な景観と調和するよう形態・意匠に配慮するよう努めること。 イ 2階建ての場合は原則として1階と2階の間に庇を設けること。 ウ 歴史的風致と調和したものとする。
色彩・素材 (屋根を除く)	ア 周辺景観と調和する落ち着いたある色調とすること。 イ 自然素材又はこれに類する仕上げとすること。 ウ 歴史的町並みに調和する落ち着いたある色調とすること。 (色彩基準シート2)
敷地内の緑化	ア 歴史的風致と調和したものとする。
屋根	ア 勾配屋根を使用すること。 イ 石州瓦及びこれに類する仕上げ*1とすること。
付属建築物及び施設	ア 歴史的風致と調和したものとする。
照明	ア 歴史的風致と調和したものとする。
建築設備 (ガス、暖房、冷房、煙突・太陽光パネル等)	<input type="checkbox"/> 建築設備(太陽光パネルを除く) ア 原則として通りから望見できない位置に設置すること。 ただし、やむを得ない場合は、歴史的風致と調和するよう対策を講じること。 <input type="checkbox"/> 太陽光パネル ア 原則として通りから望見できない位置に設置すること。 ただし、やむを得ない場合は、歴史的風致と調和するよう対策を講じること。 イ 眺望点*2からの景観に配慮し、目立たないようにすること。
施設や土地の利用	ア 歴史的風致と調和したものとする。

【行為】工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去（１）

事 項	景観形成基準
共通事項	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 ただし、機能上必要な場合、その他やむを得ない理由がある場合は別途審議を行うこと。
門、垣、その他これらに類するもの（支持物を含む） * 垣の種類：板塀、ブロック塀、金網フェンス、石垣	ア 周辺と連続的な景観の形成に努めること。 イ 歴史的風致と調和したものとすること。
擁壁その他これらに類するもの	ア 擁壁を設ける場合には、外観の意匠を工夫し、圧迫感を軽減するように努めること。 イ 歴史的風致と調和したものとすること。
煙突、排気塔その他これらに類するもの	ア 通りから望見できないように配慮すること。 イ 歴史的風致と調和したものとすること。
鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの（自立型の支柱状工作物全般、ただし電気・通信インフラを除く） * 照明柱、標識柱、信号柱、カメラ・センサー柱、案内板・サイン柱、門柱・ゲート構造、旗ざお・ポール類など	ア 歴史的風致と調和したものとすること。
電波塔、記念塔、物見塔、装飾塔、その他これらに類するもの * 独立した建造物	ア 歴史的風致と調和したものとすること。
高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
彫像、記念碑、塔、門、鳥居、モニュメントその他これらに類するもの	
観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの	
コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	ア この地区への設置は避けること。
石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設	
汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの	

【行為】工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去（２）

事 項	景観形成基準
自動車車庫の用に供する立体的施設	ア この地区への設置は避けること。
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線（アンテナ）その他これらに類するもの（これらの支持物を含む） *電線、ケーブル、アンテナ、電柱・鉄塔（それを支えるもの）	ア 形態は簡素なものとし、低彩度・低明度の茶系統等、周辺景観と調和する落ち着いた色調とすること。 イ 電柱は、高さを15m以下とするよう努めること。 ウ 歴史的風致と調和したものとする事。 エ 鉄塔の設置は、避けること。 オ 電線・電柱等は、整理統合し、通りから望見できない位置に設置すること。
自動販売機	ア 景観が損なわれないよう適切に維持管理すること。 イ 歴史的風致と調和したものとする事。
物干し場	ア この地区への設置は避けること。
屋外広告物	ア 屋上看板、公共空間占用の突出看板の掲出を禁止する。 イ 蛍光性のある塗料を使用しないこと。 ウ 周辺の景観に配慮した形態・意匠・色彩及び規模とすること。 エ 点滅するネオンサインを使用しないこと。 オ 表示総面積7㎡以内とすること。
再生可能エネルギー施設（自立式の太陽光発電施設等）	ア この地区への設置は避けること。

【行為】屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積

事 項	景観形成基準
遮へい	ア 敷地外からの出入口は、最小限に限定すること。 イ 眺望点*2 から直接見えないよう、堆積の位置や方法・被覆に工夫すること。 ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。
堆積の方法	ア 周辺の景観に配慮して適切な集積、貯蔵、維持管理に努め、放置しないよう努めること。 イ 眺望点*2 から直接見えないよう、物の位置や堆積方法に配慮するよう努めること。 ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。

【行為】土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更

事 項	景観形成基準
遮へい	ア 眺望点*2 直接見えないよう、採取・掘採位置や方法に配慮するよう努めること。 イ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。
事後の処理	ア 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の景観との調和に努めること。 イ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。
緑化環境	ア 行為を終了した箇所から、速やかに地域の植生と調和した緑化修景に努めること。 また、自然環境の復元に努めること。

【行為】都市計画法第4条第12号に規定する開発行為その他政令で定める行為

事 項	景観形成基準
変更後の形状	ア 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とすること。 イ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。 ウ 行為後の、土地の不整形な分割や細分化、造成を避けること。
緑化	ア 行為に際して、地域の植生と調和した緑化修景に努めること。
伐採	ア 歴史的な町並み景観への影響に配慮するよう努めること。 イ 通りから見える樹木及び、地区を特徴付けている樹木等は伐採しないこと。 やむを得ず伐採しなければならない場合には、歴史的景観にふさわしく、かつ周辺樹木と同種のものを基本とした植栽を施すこと。
環境	ア 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。

【行為】木竹の伐採

事 項	景観形成基準
伐採	ア 歴史的な町並み景観への影響に配慮するよう努めること。 イ 通りから見える樹木及び、地区を特徴付けている樹木等は伐採しないこと。 やむを得ず伐採しなければならない場合には、歴史的景観にふさわしく、かつ周辺樹木と同種のものを基本とした植栽を施すこと。
環境	ア 敷地内にある良好な樹木を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。

\* 重伝建区域内における行為については、重伝建の許可を優先し、景観計画はその基準の補完として運用する。

\*1 赤茶色またはグレー系それに近似する色味を有する瓦屋根等

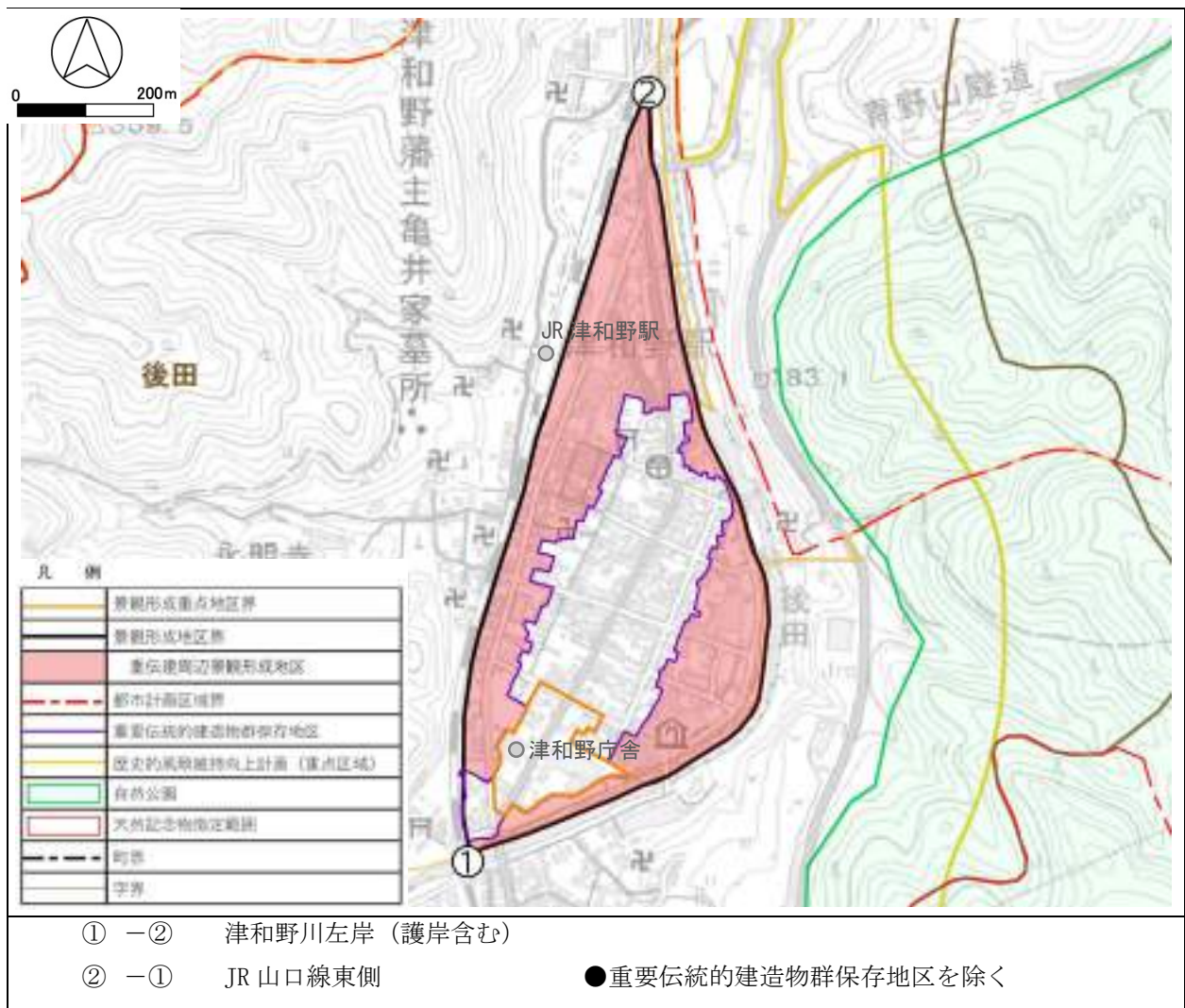
\*2 「景観ゾーニング・地域資源図」（第2章 18-21P）参照

### 3. 重伝建周辺景観形成地区

#### (1) 区域 (法第8条第2項第1号関係)

##### ■ 重伝建地区と調和し、歴史を伝え訪れる人を迎える景観づくり

- 重伝建周辺景観形成地区は、重要伝統的建造物群保存地区（重伝建景観形成地区）の周辺部に広がるエリアです。
- この区域は、鉄道開通後に発展した市街地を中心としており、津和野駅が立地する地域を含みます。駅前通りや高岡通りなどの通り沿いには、近代以降に建てられた町家や商店、住宅が連なり、津和野の玄関口としての景観を形成しています。
- この地区は、歴史的町並みと近代的市街地が連続して存在し、観光や交通の拠点としての役割を担うとともに、住民の生活空間としても重要な地域です。



## (2) 良好な景観の形成に関する方針 (法第8条第3項関係)

### 【町並み形成の沿革】

鉄道の開通により、津和野は城下町から交通拠点都市へと発展しました。

津和野駅が開設された後、駅前通りや高岡通りなどの主要通り沿いに商店や町家が建ち並び、宿泊施設や土産物店、住宅などが混在する近代的な市街地が形成されました。

この地区は、かつての町人町の景観を受け継ぎながらも、近代建築や道路整備が進み、生活と観光の両面で町の中心的役割を担うようになりました。現在では、鉄道駅を中心に観光客の出入口としての機能を果たしつつ、地域住民の生活の場としての役割も担っています。

### 【景観特性】

#### 1. 玄関口としての景観

津和野駅を中心に形成された町並みであり、観光客を迎える玄関口としての役割を担っています。駅前から続く通りは、歴史的町並みへとつながる導入空間として重要です。

#### 2. 近代と伝統の調和

駅開設以降に建てられた町家や商店、住宅が、石州赤瓦や木製建具などの伝統的意匠を部分的に取り入れ、旧来の町並みと調和しています。

#### 3. 通り景観の連続性

駅前通りや高岡通りなど主要な通りが、保存地区へと滑らかに接続し、歴史的景観と一体となったまちの骨格を形成しています。

#### 4. 自然との一体性

背後には青野山や城山の緑が広がり、鉄道沿線や通りから望む山並みが、津和野らしい風致を生み出しています。

### 【景観形成上の課題】

#### 1. 駅周辺における空き家の増加と景観の希薄化

駅前や主要道路沿いでは、建築物の空き家化が進行しており、町並みの連続性や活気が失われつつあります。これにより、地域の玄関口としての印象や景観的な魅力が低下しています。

#### 2. 通り景観の統一性の低下

看板や外壁素材、屋根形状などの多様化により、通り全体としての統一感が損なわれ、歴史的な町並みとの調和が取りづらくなっています。地区ごとの特性を踏まえた素材や色彩の統一が求められます。

#### 3. 観光と生活環境の両立

観光拠点としての機能が強まる一方で、日用品の購入や生活利便施設が不足しており、住民の生活環境とのバランスを取ることが課題です。観光による賑わいと、地域住民

の暮らしやすさを両立させる取り組みが必要です。

#### 4. 景観資源の維持管理体制の不足

伝統的建造物や石垣、用水路、樹木などの景観資源が老朽化しつつあり、維持管理や修景に関する担い手不足が課題となっています。地域住民や行政、民間団体が連携した保全体制の構築が求められます。

#### 5. 新規開発との調和の確保

道路沿いや周辺部で進む新しい開発が、周囲の景観特性と調和していない事例も見られます。伝統的な景観と現代的な機能の調和を図るための誘導方針づくりが必要です。

### 【景観形成基本方針】

#### 1. 駅前景観の整備と誘導

津和野駅周辺は町の玄関口として、訪れる人に良好な印象を与えるよう、色彩・素材・サイン計画を含めて一体的に整備します。

#### 2. 通り景観の調和

駅前通り・高岡通り沿いの建物については、屋根の形態、外壁の色彩、看板・照明などを周囲と調和させ、連続的な町並み景観を維持します。

#### 3. 伝統意匠の継承と現代的工夫

石州赤瓦や白壁、木質素材など、津和野らしい意匠を取り入れつつ、現代的な技術・デザインを柔軟に活用します。

#### 4. 眺望・風致の保全

「津和野百景図」に描かれた青野山や城山など、津和野を象徴する山並みを望む景観を守り、建物の高さや形態を適切に誘導します。

#### 5. 観光と生活の調和

観光拠点としての魅力を高めるとともに、地域住民の生活環境や安全性を確保し、持続可能な景観形成を進めます。



津和野駅



津和野城跡から望む町並み

### (3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第2号関係)

【行為】建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去

事 項	景観形成基準
位置	ア 周辺に対し突出しない配置や位置に配慮・工夫すること。 イ 眺望を保全すること。 ウ 町並みの連続性を確保するよう努めること。
高さ	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 イ 地上 15m かつ 4階建て以下とすること。 ただし、屋根勾配を 3/10～4.5/10 とし、建築物の軒の高さを 15m以下とした場合に、建物（屋根の頂部）の高さは、18m以下とする。
形態・意匠	ア 景観遺産等の良好な景観と調和するよう形態・意匠に配慮するよう努めること。 イ 伝統的町並みの景観形成に努めること。 ウ 壁・建具等の伝統的形態・意匠とするよう努めること。
色彩・素材 (屋根を除く)	ア 周辺景観と調和する落ち着いた色調とすること。 イ 自然素材又はこれに類する仕上げとすること。 ウ 歴史的町並みに調和する落ち着いた色調とするよう努めること。 (色彩基準シート2)
敷地内の緑化	ア 敷地内の修景緑化に努めること。 イ 境界部の生け垣化や修景に努めること。 ウ 地域固有の樹木草花による緑化に努めること。
屋根	ア 勾配屋根を使用すること。 ただし、周囲の町並みと調和した場合はその限りでない。 イ 石州瓦及びこれに類する仕上げ*1とするよう努めること。
附属建築物 及び施設	ア 主建築物との調和に配慮し、一体的な形態・意匠・色彩とすること。 イ 目立たない位置・配置等に配慮・工夫すること。 ウ 高さは、主建築物の高さ以内とすること。 エ 屋根は、主建築物と同等のものとするよう努めること。
照明	ア 周辺の生態等の環境に配慮するよう努めること。 イ 周辺の夜景との調和に配慮し、過剰照明にならないよう努めること。
建築設備 (ガス、暖房、冷房、煙突・太陽光パネル等)	□ 建築設備（太陽光パネルを除く） ア 主要道路*2から過度に目立たないよう努めること。 イ 周囲の景観および歴史的風致と調和するよう努めること。 □ 太陽光パネル ア 眺望点*2からの景観に配慮し、過度に目立たないよう努めること。 イ 色彩は、屋根と調和する落ち着いた低明度・低彩度のものとし、反射や光沢を避けるよう努めること。 ウ 整然とした配置を保ち、建物全体との一体感を損なわないよう努めること。
施設や土地の利用	ア 歴史的風致と調和したものとする。

【行為】工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去（１）

事 項	景観形成基準
共通事項	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 ただし、機能上必要な場合、その他やむを得ない理由がある場合は別途審議を行うこと。
門、垣、その他これらに類するもの（支持物を含む） * 垣の種類：板塀、ブロック塀、金網フェンス、石垣	ア 周辺と連続的な景観の形成に努めること。 イ 連続した歴史的町並み景観の形成に努めること。
擁壁その他これらに類するもの	ア 擁壁を設ける場合には、外観の意匠を工夫し、圧迫感を軽減するように努めること。
煙突、排気塔その他これらに類するもの	ア 周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。 イ 特に突出したものは設置しないように努めること。
鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの（自立型の支柱状工作物全般、ただし電気・通信インフラを除く） * 照明柱、標識柱、信号柱、カメラ・センサー柱、案内板・サイン柱、門柱・ゲート構造、旗ざお・ポール類など	ア 特に突出したものは設置しないように努めること。 イ 道路を跨ぐ門柱・ゲート構造の工作物の設置は避け、できる限りすっきりした形態・意匠とするよう努めること。 ただし、道路を跨ぐ構造の鳥居は、地域の歴史的風致を象徴するものとして設置を許容する。 ウ 周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。 朱色の使用は日本古来の伝統的な色彩として認めるが、周囲の自然環境および町並みとの調和に十分留意すること。
電波塔、記念塔、物見塔、装飾塔、その他これらに類するもの * 独立した建造物	
高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
彫像、記念碑、塔、門、鳥居、モニュメントその他これらに類するもの	
観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの	ア この地区への設置は避けるよう努めること。 イ 設置する場合は、眺望点*2から望見されない位置に設置するよう努めること。 ウ 植栽や周辺景観と調和する塀などにより視線を遮り、施設の視認を抑制するよう努めること。
コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	
石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設	
汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの	

【行為】工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去（２）

事 項	景観形成基準
自動車車庫の用に供する立体的施設	<p>ア この地区への設置は避けるよう努めること。</p> <p>イ 設置する場合は、すっきりとした形態及び意匠とし、周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。</p> <p>ウ 敷地外周部には、周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うよう努めること。</p>
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線（アンテナ）その他これらに類するもの（これらの支持物を含む） *電線、ケーブル、アンテナ、電柱・鉄塔（それを支えるもの）	<p>ア 形態は簡素なものとし、低彩度・低明度の茶系統等、周辺景観と調和する落ち着いた色調とすること。</p> <p>イ 電柱は、高さを15m以下とするよう努めること。</p> <p>ウ 鉄塔の設置は、避けるよう努めること。</p> <p>エ 電線・電柱等は、整理統合し、できる限り目立たない位置となるよう努めること。</p>
自動販売機	<p>ア 景観が損なわれないよう適切に維持管理すること。</p> <p>イ 歴史的風致との調和に配慮するよう努めること。</p>
物干し場	—
屋外広告物	<p>ア 屋上看板、公共空間占用の突出看板の掲出を禁止する。</p> <p>イ 蛍光性のある塗料を使用しないこと。</p> <p>ウ 周辺の景観に配慮した形態・意匠・色彩及び規模とすること。</p> <p>エ 表示総面積15㎡以内とすること。</p>
再生可能エネルギー施設 （自立式の太陽光発電施設等）	<p>ア 津和野城下町地区から望見される範囲の山並には設置しないこと。</p> <p>イ 眺望点*<sup>2</sup>から見えない位置に設置すること。</p> <p>ウ 特に突出したものは設置しないよう努めること。</p> <p>エ 植栽や周辺景観と調和する塀などにより視線を遮り、施設の視認を抑制すること。</p> <p>オ 色彩は、黒、ダークグレー、茶色などの低明度・低彩度で落ち着いた色調とすること。</p> <p>カ パネルは、防眩性および低反射性を有するものを使用し、太陽光の反射による眺望への影響を防止すること。</p>

【行為】屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積

事 項	景観形成基準
遮へい	<p>ア 敷地外からの出入口は、最小限に限定すること。</p> <p>イ 眺望点*<sup>2</sup>から直接見えないよう、堆積の位置や方法・被覆に工夫すること。</p> <p>ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。</p>
堆積の方法	<p>ア 周辺の景観に配慮して適切な集積、貯蔵、維持管理に努め、放置しないよう努めること。</p> <p>イ 眺望点*<sup>2</sup>から直接見えないよう、物の位置や堆積方法に配慮するよう努めること。</p> <p>ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。</p>

【行為】土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更

事 項	景観形成基準
遮へい	ア 眺望点*2 から直接見えないよう、採取・掘採位置や方法に配慮するよう努めること。 イ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に配慮するよう努めること。
事後の処理	ア 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の景観との調和に努めること。 イ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とするよう努めること。
緑化環境	ア 行為を終了した箇所から、速やかに地域の植生と調和した緑化修景に努めること。 また、自然環境の復元に努めること。

【行為】都市計画法第4条第12号に規定する開発行為その他政令で定める行為

事 項	景観形成基準
変更後の形状	ア 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とすること。 イ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。 ウ 行為後の、土地の不整形な分割や細分化、造成を避けること。
緑化	ア 行為に際して、地域の植生と調和した緑化修景に努めること。
伐採	ア 歴史的な町並み景観への影響に配慮するよう努めること。 イ 通りから見える樹木及び、地区を特徴付けている樹木等は伐採しないこと。 やむを得ず伐採しなければならない場合には、歴史的景観にふさわしく、かつ周辺樹木と同種のものを基本とした植栽を施すこと。
環境	ア 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。

【行為】木竹の伐採

事 項	景観形成基準
伐採	ア 歴史的な町並み景観への影響に配慮するよう努めること。 イ 通りから見える樹木及び、地区を特徴付けている樹木等は伐採しないこと。 やむを得ず伐採しなければならない場合には、歴史的景観にふさわしく、かつ周辺樹木と同種のものを基本とした植栽を施すこと。
環境	ア 敷地内にある良好な樹木を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。

\*1 赤茶色またはグレー系それに近似する色味を有する瓦屋根等

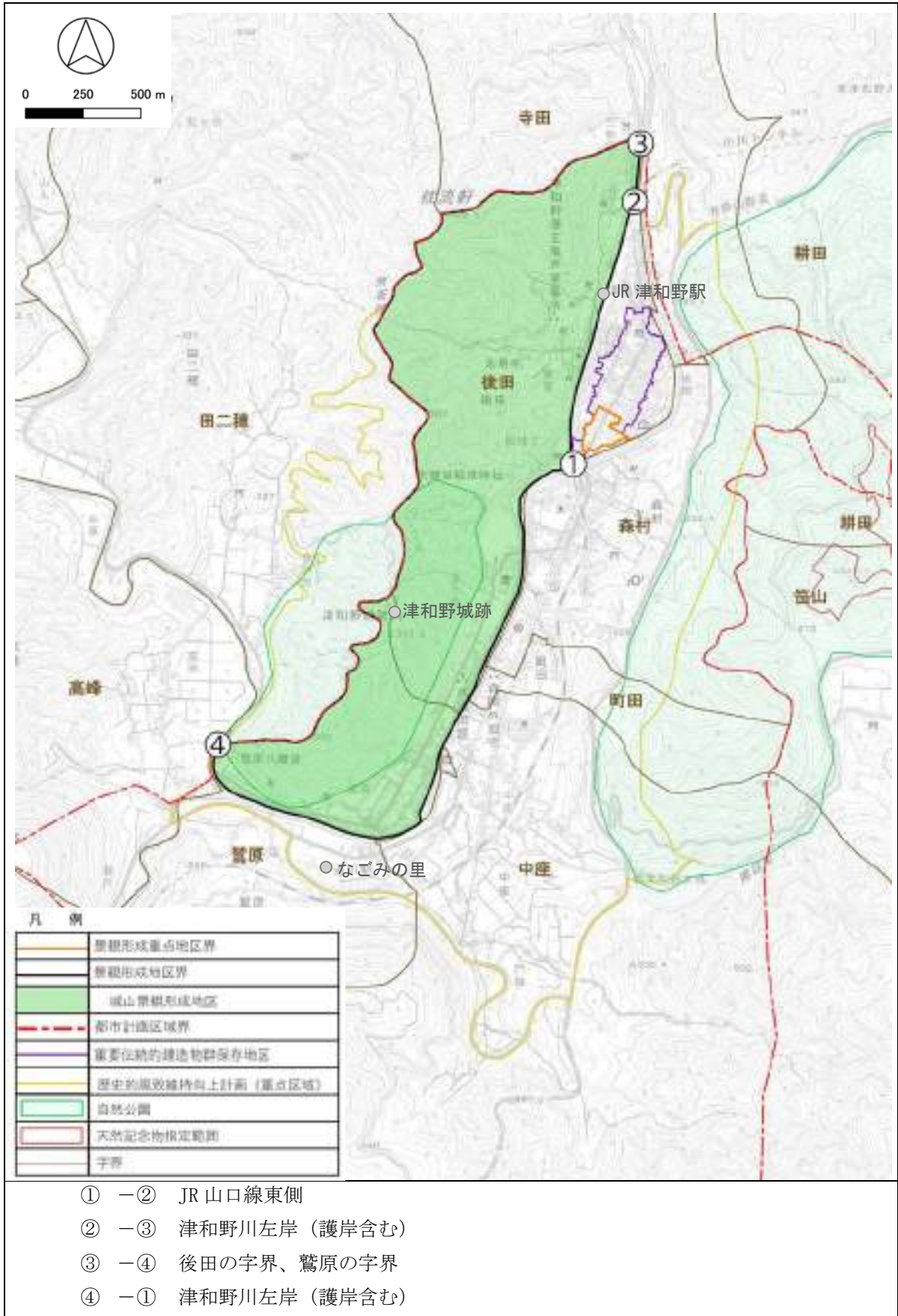
\*2 「景観ゾーニング・地域資源図」(第2章 18-21P) 参照

## 4. 城山景観形成地区

### (1) 区域 (法第8条第2項第1号関係)

#### ■ 自然と調和した城山周辺の歴史的景観づくり

- 城山を中心とする尾根部の東側で、津和野市街からの眺望に含まれる区域は、中世以来の津和野城の城郭および武家町の歴史を今に伝える地域です。この区域を「城山景観形成地区」と位置づけます。
- 本地区は、津和野城本丸および出丸を中心とし、南は鷺原八幡宮および鷺原地区の一部（津和野川北岸）、北は興源寺を含む後田地区（一部地域を除く）までを基本範囲とします。
- この範囲には津和野城の遺構が点在し、山城としての構造を示すとともに、近世の大手門や藩邸の名残、さらには城の防御線と連続性を持つ寺町境界が含まれます。



## (2) 良好な景観の形成に関する方針 (法第8条第3項関係)

### 【町並み形成の沿革】

城山景観形成地区の歴史は、鎌倉時代末期にさかのぼります。吉見氏が津和野城を築いたことにより、城山一帯は津和野の政治・軍事の中心としての性格を持ちはじめました。この時期、尾根筋に沿って本丸・出丸・曲輪が築かれ、城郭としての基盤が整えられました。

戦国時代に入ると、津和野城は拡張・改修が進み、堅固な山城としての特徴を強めました。城の南西には鷲原八幡宮が位置し、城下町の原型が形づくられていきました。

関ヶ原の戦い以降の江戸時代には、坂崎氏・亀井氏が藩主となり、城郭を中心とした城下町の整備が本格化しました。城山の麓には武家町や寺町が造成され、城と町が一体となった防御的景観が展開しました。特に寺町境界は外郭防御線としての役割を担い、城と城下町を結びつける歴史的な都市構造を今に伝えています。

明治維新後は廃城令により津和野城は廃城となり、多くの城郭施設は失われましたが、石垣や曲輪などの遺構は残されました。また、武家町や寺町は近代以降も生活空間として活用され、往時の町割りや景観が受け継がれました。

近年では、令和3年に「津和野町城山整備事業」が完了し、森林整備、遊歩道・休憩施設・ライトアップの整備などが行われました。さらに出丸・本丸の石垣修理も進められて、美しい石垣が城下町や国道9号からも望めるようになり、歴史と景観が調和した町並みが再び注目されています。

### 【景観特性】

#### 1. 山城遺構と城郭景観の存在

城山景観形成地区には、津和野城本丸や出丸をはじめとする石垣や曲輪などの遺構が良好に残されており、中世から続く山城の姿を今に伝えています。山上の城郭と城下の町並みが一体となることで、典型的な山城と城下町の構造を示す貴重な景観を形成しています。

#### 2. 武家町・寺町と一体化した城下町景観

城山の麓には寺町や武家町が展開し、往時には城の防御の一部を担っていました。これにより歴史的な都市構造を読み取ることができ、白壁や石垣、水路といった要素が連続して残されていることから、当時の町並みを象徴する景観を今に伝えています。

#### 3. 眺望景観の広がり

津和野市街から望む城山は地域のシンボリックな景観であり、城跡と町並みを一望できる眺望を楽しむことができます。加えて、城山からの眺望においては、津和野川や殿町通り、背後の青野山・野坂山・陶ヶ嶽などの山並みが一体となり、雄大で広がりのある景観をつくり出しています。

#### 4. 自然環境との調和

城山を中心とした尾根部の樹林は、市街地に近接しながらも豊かな自然景観を維持しており、四季折々の植生変化が歴史的町並みと融合することで、独自の風致を生み出しています。

#### 5. 歴史的連続性と文化的価値

鷲原八幡宮や永明寺をはじめとする社寺、藩政期の防御構造を継承する大手門跡などの歴史的資産が地区内に点在しています。これらがまとまりをもって現存していることにより、城山景観形成地区は津和野の歴史と文化を象徴する区域として、高い文化的価値を有しています。

### 【景観形成上の課題】

#### 1. 歴史的景観の保全

津和野城本丸や出丸の石垣、曲輪、さらには武家町や寺町の町割りといった遺構が、劣化や風化によって保存状態が損なわれつつあります。そのため、これらの歴史的資産を将来に引き継ぐためには、適切な保存と修復を行うことが必要です。

#### 2. 町並みと現代生活の調和

歴史的建造物や社寺の保全は進んでいるものの、周辺の住宅や店舗、さらには工作物の一部には、形態や色彩が伝統的景観と調和していない例が見受けられます。住民の生活利便性を確保しつつ、観光関連施設の整備も進める必要があるため、景観規制や誘導を適切に行い、歴史的景観と現代生活のバランスを取ることが求められます。

#### 3. 自然環境との共生に関する課題

城山を中心とした樹林帯には維持管理が不十分な箇所があり、このままでは眺望景観が損なわれる可能性があります。また、津和野の町並みは四季折々の自然と調和することで独自の風致を生み出していますが、この調和をどのように保ち続けていくかが今後の重要な課題となっています。

### 【景観形成基本方針】

#### 1. 藩政時代の歴史的景観の保全

津和野城本丸・出丸を中心とする城郭遺構、寺町や武家町を含む城下町の歴史的構造を尊重し、その景観を保存・継承します。

#### 2. 歴史的資源と町並みの調和

「津和野百景図」にも描かれた鷲原八幡宮・永明寺をはじめとする歴史的建造物・社寺を保存し、自然や町並みと調和した形態・意匠・色彩を基準とします。

建築物や工作物は、伝統的景観と不調和にならないよう規制・誘導を行い、景観の統一性を確保します。

#### 3. 自然と調和した歴史的景観づくり

城山を中心とした樹林帯や周囲の山並み（青野山・野坂山・陶ヶ嶽など）との調和を重視し、眺望景観を守ります。

四季折々の自然景観と融合した町並み形成を推進します。



国道 9 号の東側から見た津和野城跡



太鼓谷稲成神社



乙女峠マリア聖堂



稲成丁線



津和野大橋から望む城跡



戦国時代当初の原型を残す  
鷲原八幡宮境内の流鏝馬の馬場



城山の麓の寺町に立地する永明寺



茅葺きが特徴的な西周旧居

### (3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第2号関係)

【行為】建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去

事 項	景観形成基準
位置	ア 周辺に対し突出しない配置や位置に配慮・工夫すること。 イ 眺望を保全すること。 ウ 稜線を保全するよう努めること。
高さ	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 イ 地上 15m かつ 4階建て以下とすること。 ただし、屋根勾配を 3/10～4.5/10 とし、建築物の軒の高さを 15m以下とした場合に、建物（屋根の頂部）の高さは、18m以下とする。
形態・意匠	ア 景観遺産等の良好な景観と調和するよう形態・意匠に配慮するよう努めること。 イ 城山を中心とした地区の自然と歴史的景観に調和する形態・意匠とするよう努めること。
色彩・素材 (屋根を除く)	ア 周辺景観と調和する落ち着いた色調とすること。 イ 自然素材又はこれに類する仕上げとすること。 ウ 自然と歴史的景観に調和する落ち着いた色調とするよう努めること (色彩基準シート2)
敷地内の緑化	ア 敷地内の修景緑化に努めること。 イ 境界部の生け垣化や修景に努めること。 ウ 地域固有の樹木草花による緑化に努めること。
屋根	ア 勾配屋根を使用すること。 ただし、周囲の町並みと調和した場合はその限りでない。 イ 石州瓦及びこれに類する仕上げ*1とするよう努めること。
付属建築物及び施設	ア 主建築物との調和に配慮し、一体的な形態・意匠・色彩とすること。 イ 目立たない位置・配置等に配慮・工夫すること。 ウ 高さは、主建築物の高さ以内とすること。 エ 屋根は、主建築物と同等のものとするよう努めること。
照明	ア 周辺の生態等の環境に配慮するよう努めること。 イ 周辺の夜景との調和に配慮し、過剰照明にならないよう努めること。
建築設備 (ガス、暖房、冷房、煙突・太陽光パネル等)	<input type="checkbox"/> 建築設備（太陽光パネルを除く） ア 主要道路*2から過度に目立たないよう努めること。 イ 周囲の景観および歴史的風致と調和するよう努めること。 <input type="checkbox"/> 太陽光パネル ア 眺望点*2からの景観に配慮し、過度に目立たないよう努めること。 イ 色彩は、屋根と調和する落ち着いた低明度・低彩度のものとし、反射や光沢を避けるよう努めること。 ウ 整然とした配置を保ち、建物全体との一体感を損なわないよう努めること。
施設や土地の利用	ア 空き家や空地が生じないように配慮し、その回避に努めること。 イ 家屋および敷地の適切な維持管理、周囲との調和を図る修景を行うよう努めること。 ウ 景観に配慮した駐車場の修景に努めること。 エ 耕作地や森林については、継続的な維持管理に努めること。

【行為】工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去（１）

事 項	景観形成基準
共通事項	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 ただし、機能上必要な場合、その他やむを得ない理由がある場合は別途審議を行うこと。
門、垣、その他これらに類するもの（支持物を含む） *垣の種類：板塀、ブロック塀、金網フェンス、石垣	ア 周辺と連続的な景観の形成に努めること。 イ 田園と一体の景観の形成に努めること。
擁壁その他これらに類するもの	ア 擁壁を設ける場合には、外観の意匠を工夫し、圧迫感を軽減するように努めること。
煙突、排気塔その他これらに類するもの	ア 周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。 イ 特に突出したものは設置しないように努めること。
鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの（自立型の支柱状工作物全般、ただし電気・通信インフラを除く） *照明柱、標識柱、信号柱、カメラ・センサー柱、案内板・サイン柱、門柱・ゲート構造、旗ざお・ポール類など	ア 特に突出したものは設置しないように努めること。 イ 道路を跨ぐ門柱・ゲート構造の工作物の設置は避け、できる限りすっきりした形態・意匠とするよう努めること。ただし、道路を跨ぐ構造の鳥居は、地域の歴史的風致を象徴するものとして設置を許容する。
電波塔、記念塔、物見塔、装飾塔、その他これらに類するもの *独立した建造物	ウ 周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。 朱色の使用は日本古来の伝統的な色彩として認めるが、周辺の自然環境および町並みとの調和に十分留意すること。
高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
彫像、記念碑、塔、門、鳥居、モニュメントその他これらに類するもの	
観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの	
コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	ア この地区への設置は避けるよう努めること。 イ 設置する場合は、眺望点*2から望見されない位置に設置するよう努めること。 ウ 植栽や周辺景観と調和する塀などにより視線を遮り、施設の視認を抑制するよう努めること。
石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設	
汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの	

【行為】工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去 (2)

事 項	景観形成基準
自動車車庫の用に供する立体的施設	<p>ア この地区への設置は避けるよう努めること。</p> <p>イ 設置する場合は、すっきりとした形態及び意匠とし、周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。</p> <p>ウ 敷地外周部には、周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うよう努めること。</p>
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線(アンテナ)その他これらに類するもの(これらの支持物を含む) *電線、ケーブル、アンテナ、電柱・鉄塔(それを支えるもの)	<p>ア 形態は簡素なものとし、低彩度・低明度の茶系統等、周辺景観と調和する落ち着いた色調とすること。</p> <p>イ 電柱は、高さを15m以下とするよう努めること。</p> <p>ウ 鉄塔・電柱を設置する場合は、周辺景観への影響を最小限に抑えるよう努めること。</p>
自動販売機	ア 景観が損なわれないよう適切に維持管理すること。
物干し場	—
屋外広告物	<p>ア 屋上看板、公共空間占用の突出看板の掲出を禁止する。</p> <p>イ 蛍光性のある塗料を使用しないこと。</p> <p>ウ 周辺の景観に配慮した形態・意匠・色彩及び規模とすること。</p> <p>エ 表示総面積15㎡以内とすること。</p>
再生可能エネルギー施設 (自立式の太陽光発電施設等)	<p>ア 津和野城下町地区から望見される範囲の山並には設置しないこと。</p> <p>イ 眺望点*2から見えない位置に設置すること。</p> <p>ウ 特に突出したものは設置しないよう努めること。</p> <p>エ 植栽や周辺景観と調和する塀などにより視線を遮り、施設の視認を抑制すること。</p> <p>オ 色彩は、黒、ダークグレー、茶色などの低明度・低彩度で落ち着いた色調とすること。</p> <p>カ パネルは、防眩性および低反射性を有するものを使用し、太陽光の反射による眺望への影響を防止すること。</p>

【行為】屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積

事 項	景観形成基準
遮へい	<p>ア 敷地外からの出入口は、最小限に限定すること。</p> <p>イ 眺望点*2から直接見えないよう、堆積の位置や方法・被覆に工夫すること。</p> <p>ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。</p>
堆積の方法	<p>ア 周辺の景観に配慮して適切な集積、貯蔵、維持管理に努め、放置しないこと。</p> <p>イ 眺望点*2から直接見えないよう、物の位置や堆積方法に配慮するよう努めること。</p> <p>ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。</p>

【行為】土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更

事 項	景観形成基準
遮へい	ア 敷地外からの出入口は、最小限に限定すること。 イ 眺望点*2 から直接見えないよう、採取・掘採位置や方法に配慮するよう努めること。 ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。
事後の処理	ア 長大な法面または擁壁を生じないように配慮すること。 イ 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の景観との調和に努めること。 ウ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。
緑化環境	ア 行為を終了した箇所から、速やかに地域の植生と調和した緑化修景に努めること。 また、自然環境の復元に努めること。

【行為】都市計画法第4条第12号に規定する開発行為その他政令で定める行為

事 項	景観形成基準
変更後の形状	ア 長大な法面または擁壁を生じないように努めること。 イ 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とすること。 ウ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。 エ 行為後の、土地の不整形な分割や細分化、造成を避けること。
緑化	ア 行為に際して、地域の植生と調和した緑化修景に努めること。
伐採	ア 周辺の景観に配慮し、皆伐や大規模な木竹の伐採は避けること。
環境	ア 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。

【行為】木竹の伐採

事 項	景観形成基準
伐採	ア 周辺の景観に配慮し、皆伐や大規模な木竹の伐採は避けること。
環境	ア 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。

【行為】水面の埋立

事 項	景観形成基準
変更後の形状	ア 沼池や田等水面の埋立にあたり、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等に努めること。

\*1 赤茶色またはグレー系それに近似する色味を有する瓦屋根等

\*2 「景観ゾーニング・地域資源図」(第2章 18-21P) 参照

## 5. 津和野盆地景観形成地区

### (1) 区域 (法第8条第2項第1号関係)

#### ■ 歴史的景観と調和する、津和野盆地の田園景観づくり

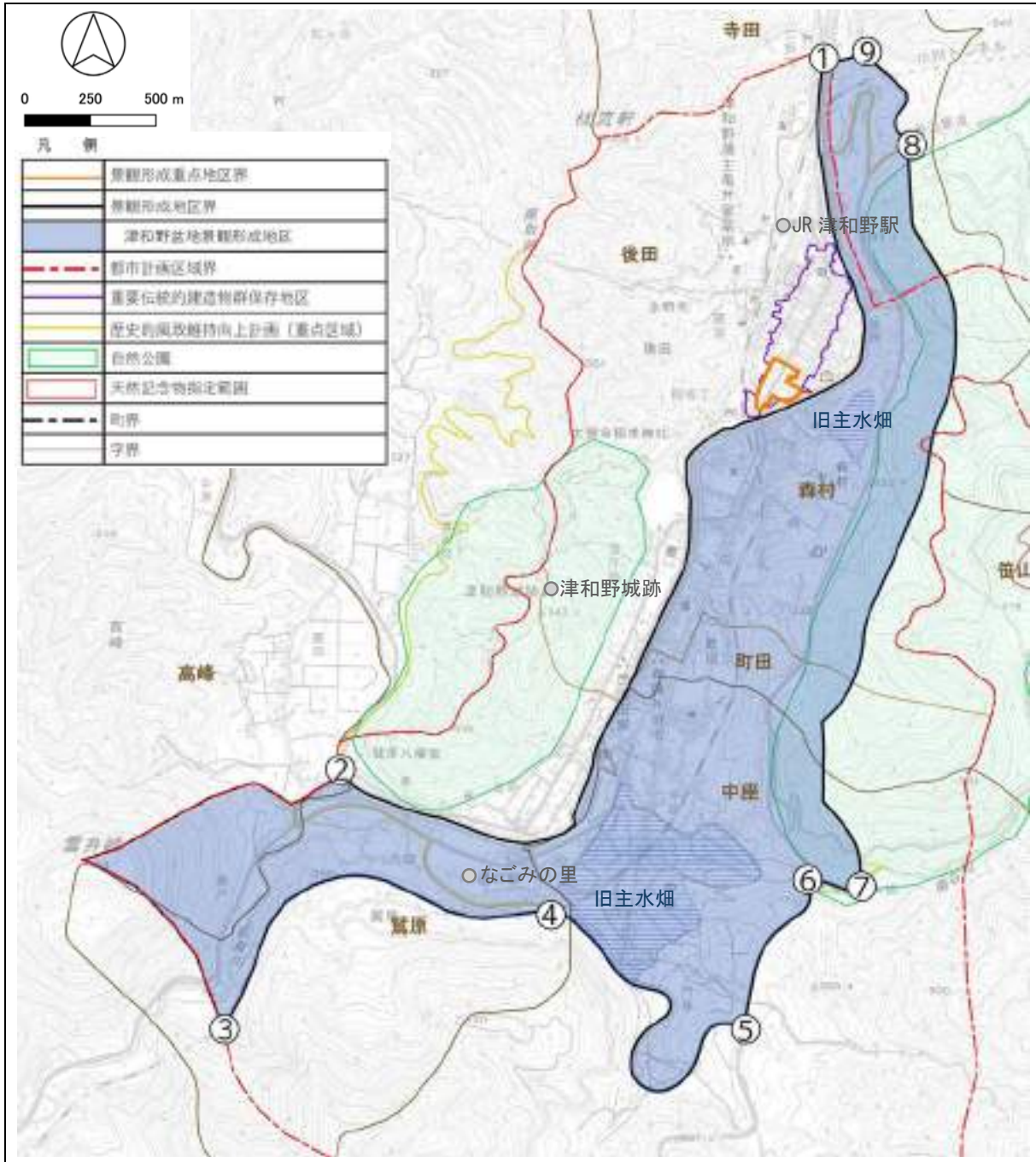
- 津和野城下町の中心を流れる津和野川右岸に広がる市街地と、その背後に連続する、かつて主水畑が広がっていた山麓部を「津和野盆地景観形成地区」として指定します。
- 本地区には、かつて半農の武家町としての雰囲気を残し、殿町・本町地区とともに津和野盆地において石州赤瓦による統一感のある景観を形成している町田・森村地区、ならびに、かつての主水畑の雰囲気を残す中座・門林地区、鷲原地区および高田地区の農耕田園地帯が含まれます。



津和野城跡からの望む森村地区



旧山陰道と旧主水畑



- ① - ② 津和野川左岸（護岸含まず）
- ② - ③ 都市計画区域
- ③ - ④ JR 山口線（鉄道敷含む）
- ④ - ⑤ [中座バイパス] 一般県道柿木津和野停車場線（道路含む）
- ⑤ - ⑥ 国道9号（道路含む）
- ⑥ - ⑦ 南谷川（河川含む）
- ⑦ - ⑧ 国道9号から東側へ200mのライン
- ⑧ - ⑨ 林道笹山山入線
- ⑨ - ① JR 山口線北側から100mのライン

## (2) 良好な景観の形成に関する方針 (法第8条第3項関係)

### 【町並み形成の沿革】

津和野盆地景観形成地区は、津和野城下町とその周辺に広がる歴史的景観および農耕景観が一体となって形成されてきた区域です。

町田・森村地区は津和野城下町の一角として発展し、かつては半農の武家町としての性格を有していました。殿町や重伝建景観形成地区とともに、石州赤瓦による統一感のある町並みを形成し、津和野旧市街の重要な一部を担ってきました。往時の武家町の面影を随所に残しながら、時代の変化とともに住宅地と畑地が混在する市街地へと移り変わり、現在では落ち着きのある住宅地と田畑が広がる、のどかで歴史的な雰囲気而今に伝える区域となっています。

一方、中座・大蔭地区は、津和野盆地南部に広がる農耕田園地帯で、かつて「主水畑」と呼ばれた農地が展開していた地域です。江戸時代には城下町を支える食料生産の基盤として発展し、棚田や石積み水路などの農耕景観が形づくられました。また、旧山陰道沿道には酒造や古民家が残されており、往時の町並みや生活文化を今に伝えています。陶ヶ嶽や野坂山など周囲の山並みを背景に、田園と集落が調和する景観は、旧城下町の眺望を彩る象徴的な景観として受け継がれてきました。

近年では、平成13年度に「津和野温泉なごみの里」が開業し、平成30年度には一般県道柿木津和野停車場線(中座工区)が開通するなど、交通基盤や交流拠点としての整備が進められてきました。これにより、本地区は津和野旧城下町地区の南の玄関口としての役割を担う地域となっています。

### 【景観特性】

#### 1. 津和野川と河岸段丘が形づくる町並みと田園の一体的景観

本地区は、津和野川を中心とした河岸段丘上に市街地が広がり、その背後の山麓部に主水畑や棚田が連続する地形構造を有しています。

住宅地と畑地が隣接・共存し、城下町に由来する歴史的町並みと田園景観が一体となって、津和野盆地ならではの調和のとれた景観を形成しています。

#### 2. 石州赤瓦による景観の統一性

往時の武家町に由来する建築物や住宅には石州赤瓦が広く用いられており、屋根景観に連続性と統一感をもたらし、落ち着きと品格のある町並みを形成しています。

#### 3. 歴史的景観と調和した建築のあり方

建物の形態・意匠・色彩は、歴史的景観との調和が図られており、周囲の町並みや田園、自然環境と一体となった良好な景観を維持しています。

#### 4. 主水畑・棚田に代表される歴史的農耕景観

かつて城下町の生活を支えた主水畑や棚田が広がり、石積み水路や用水網とともに、農耕と暮らしが密接に結びついた景観を現在に伝えています。これらは農村的活性化

を象徴する貴重な資産です。

#### 5. 旧山陰道沿道に残る歴史的町並み

地区を貫く旧山陰道沿いには、伝統的な酒造や古民家が点在し、往時の商いと暮らしの記憶をとどめる町並みが形成されています。これらは地区の歴史的景観の骨格を成しています。

#### 6. 象徴的な山並みと眺望景観

野坂山、陶ヶ嶽、城山などの象徴的な山並みを背景に、盆地の田園景観と町並みが調和した眺望が広がり、津和野特有の歴史的風致を構成しています。

#### 7. 旧城下町南側の玄関口としての景観的役割

津和野温泉なごみの里や一般県道柿木津和野停車場線の整備により、本地区は旧城下町地区南側の玄関口としての役割を担っています。観光客や住民が最初に接する空間として、地域全体の印象を左右する重要な景観的意義を有しています。

### 【景観形成上の課題】

#### 1. 津和野川を軸とした景観連続性の分断

市街地や河川沿いで無秩序な建築や土地利用が進むと、津和野川を軸に形成されてきた町並み・田園・山麓景観の連続性が分断されるおそれがあります。

#### 2. 石州赤瓦景観の連続性の喪失

屋根材や色彩が周辺と調和しない建築が立地することで、石州赤瓦による統一感のある景観が損なわれる懸念があります。

#### 3. 津和野川沿いからの象徴的眺望の阻害

河川沿いや段丘縁辺部における建築物・工作物の立地により、野坂山、陶ヶ嶽、城山などへの眺望が遮られるおそれがあります。

#### 4. 主水畑の荒廃

主水畑や棚田では担い手不足や耕作放棄が進み、河岸段丘背後に連続する農耕景観と生活文化の継承が困難になることが懸念されます。

#### 5. 歴史的建造物・町並みの維持管理の困難化

旧山陰道沿道の建物の老朽化が進み、歴史的景観の骨格が失われるおそれがあります。

#### 6. 河川沿い・田園部における新たな景観阻害要因の出現

現代的な建築物や工作物が、河川景観や田園景観と調和しない形で立地することにより、地域固有の景観の一体性が損なわれる懸念があります。

#### 7. 玄関口機能の強化に伴う河川・沿道景観への負荷

南の玄関口としての整備や交通量の増加により、津和野川沿いの景観や落ち着いた町並みに過度な負荷が生じる可能性があります。

## 【景観形成基本方針】

### 1. 津和野川と主水畑を核とした田園一体型歴史的景観の継承

津和野川を景観の軸として、河岸段丘上の市街地と背後の主水畑・棚田が一体となった歴史的景観の維持・再生を図ります。

### 2. 歴史的景観と調和した建築・工作物の誘導

河川沿い、市街地、田園部それぞれの立地特性を踏まえ、屋根形態、素材、色彩等について歴史的景観と調和した建築誘導を行います。

### 3. 津和野川沿いからの眺望と主水畑・山並み景観の保全

津和野川沿いや段丘上の主要な視点場から、主水畑や象徴的山並みを望む眺望を重要な景観資源として保全します。

### 4. 歴史的資産の保全と河川空間を活かした活用

旧山陰道沿道の酒蔵等の歴史的建造物を保存・活用するとともに、「津和野百景図」にみられるような歴史・文化を体感できる景観づくりを進めます。

### 5. 津和野川沿いの遊歩道整備による景観体験の向上

津和野川沿いを、町並み・田園・主水畑・山並みを身近に感じられる景観軸として位置付け、散策や回遊を促す遊歩道の整備を推進します。

これにより、来訪者や住民が津和野らしい風景を体感できる、魅力的な河川景観の形成を図ります。

### 6. 南の玄関口にふさわしい河川・沿道景観の形成

津和野温泉なごみの里や主要道路周辺では、津和野川や主水畑と調和した景観整備を行い、旧城下町への導入部としての質の高い景観形成を推進します。



国道9号からの田園集落風景



津和野城跡から望む中座・大蔭地区



津和野川と町並み 背後に青野山



津和野大橋南詰



白壁の弥重庄屋屋敷と土蔵屋敷



森村の町並み 野坂山・陶ヶ嶽を望む



石州赤瓦の蓮得寺



津和野川と山並み



旧街道筋



若宮神社



門林の古民家



田園と石州赤瓦の集落

### (3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第2号関係)

【行為】建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去

事 項	景観形成基準
位置	ア 周辺に対し突出しない配置や位置に配慮・工夫すること。 イ 眺望を保全すること。 ウ 町並みの連続性を確保するよう努めること。
高さ	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 イ 地上 15m かつ 4階建て以下とすること。 ただし、屋根勾配を 3/10～4.5/10 とし、建築物の軒の高さを 15m以下とした場合に、建物（屋根の頂部）の高さは、18m以下とする。
形態・意匠	ア 景観遺産等の良好な景観と調和するよう形態・意匠に配慮するよう努めること。 イ 生活文化景観の形成に努めること。 ウ 自然と歴史的景観に調和する形態・意匠とするよう努めること。
色彩・素材 (屋根を除く)	ア 周辺景観と調和する落ち着いた色調とすること。 イ 自然素材又はこれに類する仕上げとすること。 ウ 自然と歴史的景観に調和する落ち着いた色調とするよう努めること。(色彩基準シート2)
敷地内の緑化	ア 敷地内の修景緑化に努めること。 イ 境界部の生け垣化や修景に努めること。 ウ 地域固有の樹木草花による緑化に努めること。
屋根	ア 勾配屋根を使用すること。 ただし、周囲の町並みと調和した場合はその限りでない。 イ 石州瓦及びこれに類する仕上げ*1とするよう努めること。
付属建築物及び施設	ア 主建築物との調和に配慮し、一体的な形態・意匠・色彩とすること。 イ 目立たない位置・配置等に配慮・工夫すること。 ウ 高さは、主建築物の高さ以内とすること。 エ 屋根は、主建築物と同等のものとするよう努めること。
照明	ア 周辺の生態等の環境に配慮するよう努めること。 イ 周辺の夜景との調和に配慮し、過剰照明にならないよう努めること。
建築設備 (ガス、暖房、冷房、煙突・太陽光パネル等)	<input type="checkbox"/> 建築設備（太陽光パネルを除く） ア 主要道路*2から過度に目立たないよう努めること。 イ 周囲の景観および歴史的風致と調和するよう努めること。 <input type="checkbox"/> 太陽光パネル ア 眺望点*2からの景観に配慮し、過度に目立たないよう努めること。 イ 色彩は、屋根と調和する落ち着いた低明度・低彩度のものとし、反射や光沢を避けるよう努めること。 ウ 整然とした配置を保ち、建物全体との一体感を損なわないよう努めること。
施設や土地の利用	ア 空き家や空地が生じないように配慮し、その回避に努めること。 イ 家屋および敷地の適切な維持管理、周囲との調和を図る修景を行うよう努めること。 ウ 景観に配慮した駐車場の修景に努めること。 エ 耕作地や森林については、継続的な維持管理に努めること。

【行為】工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去（1）

事 項	景観形成基準
共通事項	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 ただし、機能上必要な場合、その他やむを得ない理由がある場合は別途審議を行うこと。
門、垣、その他これらに類するもの（支持物を含む） *垣の種類：板塀、ブロック塀、金網フェンス、石垣	ア 周辺と連続的な景観の形成に努めること。 イ 田園と一体の景観の形成に努めること。
擁壁その他これらに類するもの	ア 擁壁を設ける場合には、外観の意匠を工夫し、圧迫感を軽減するように努めること。
煙突、排気塔その他これらに類するもの	ア 周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。 イ 特に突出したものは設置しないように努めること。
鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの（自立型の支柱状工作物全般、ただし電気・通信インフラを除く） *照明柱、標識柱、信号柱、カメラ・センサー柱、案内板・サイン柱、門柱・ゲート構造、旗ざお・ポール類など	ア 特に突出したものは設置しないように努めること。 イ 道路を跨ぐ門柱・ゲート構造の工作物の設置は避け、できる限りすっきりした形態・意匠とするよう努めること。 ただし、道路を跨ぐ構造の鳥居は、地域の歴史的風致を象徴するものとして設置を許容する。 ウ 周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。
電波塔、記念塔、物見塔、装飾塔、その他これらに類するもの *独立した建造物	朱色の使用は日本古来の伝統的な色彩として認めるが、周辺の自然環境および町並みとの調和に十分留意すること。
高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
彫像、記念碑、塔、門、鳥居、モニュメントその他これらに類するもの	
観覧車、飛行塔、メリーゴーランド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの	
コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	ア この地区への設置は避けるよう努めること。 イ 設置する場合は、眺望点*2から望見されない位置に設置するよう努めること。 ウ 植栽や周辺景観と調和する塀などにより視線を遮り、施設の視認を抑制するよう努めること。
石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設	
汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの	

【行為】工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去（2）

事 項	景観形成基準
自動車車庫の用に供する立体的施設	<p>ア この地区への設置は避けるよう努めること。</p> <p>イ 設置する場合は、すっきりとした形態及び意匠とし、周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。</p> <p>ウ 敷地外周部には、周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うよう努めること。</p>
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線（アンテナ）その他これらに類するもの（これらの支持物を含む） *電線、ケーブル、アンテナ、電柱・鉄塔（それを支えるもの）	<p>ア 形態は簡素なものとし、低彩度・低明度の茶系統等、周辺景観と調和する落ち着いた色調とすること。</p> <p>イ 電柱は、高さを15m以下とするよう努めること。</p> <p>ウ 鉄塔・電柱を設置する場合は、周辺景観への影響を最小限に抑えるよう努めること。</p>
自動販売機	<p>ア 景観が損なわれないよう適切に維持管理すること。</p>
物干し場	—
屋外広告物	<p>ア 屋上看板、公共空間占用の突出看板の掲出を禁止する。</p> <p>イ 蛍光性のある塗料を使用しないこと。</p> <p>ウ 周辺の景観に配慮した形態・意匠・色彩及び規模とすること。</p> <p>エ 表示総面積 15 m<sup>2</sup>以内とすること。</p>
再生可能エネルギー施設 （自立式の太陽光発電施設等）	<p>ア 津和野城下町地区から望見される範囲の山並には設置しないこと。</p> <p>イ 眺望点*<sup>2</sup>から見えない位置に設置すること。</p> <p>ウ 特に突出したものは設置しないよう努めること。</p> <p>エ 植栽や周辺景観と調和する塀などにより視線を遮り、施設の視認を抑制すること。</p> <p>オ 色彩は、黒、ダークグレー、茶色などの低明度・低彩度で落ち着いた色調とすること。</p> <p>カ パネルは、防眩性および低反射性を有するものを使用し、太陽光の反射による眺望への影響を防止すること。</p>

【行為】屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積

事 項	景観形成基準
遮へい	<p>ア 敷地外からの出入口は、最小限に限定すること。</p> <p>イ 眺望点*<sup>2</sup>から直接見えないよう、堆積の位置や方法・被覆に工夫すること。</p> <p>ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。</p>
堆積の方法	<p>ア 周辺の景観に配慮して適切な集積、貯蔵、維持管理に努め、放置しないよう努めること。</p> <p>イ 眺望点*<sup>2</sup>から直接見えないよう、物の位置や堆積方法に配慮するよう努めること。</p> <p>ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。</p>

【行為】土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更

事 項	景観形成基準
遮へい	ア 敷地外からの出入口は、最小限に限定すること。 イ 眺望点*2 から直接見えないよう、採取・掘採位置や方法に配慮するよう努めること。 ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。
事後の処理	ア 長大な法面または擁壁を生じないように努めること。 イ 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の景観との調和に努めること。 ウ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。
緑化環境	ア 行為を終了した箇所から、速やかに地域の植生と調和した緑化修景に努めること。 また、自然環境の復元に努めること。

【行為】都市計画法第4条第12号に規定する開発行為その他政令で定める行為

事 項	景観形成基準
変更後の形状	ア 長大な法面または擁壁を生じないように努めること。 イ 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とすること。 ウ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。 エ 行為後の、土地の不整形な分割や細分化、造成を避けること。
緑化	ア 行為に際して、地域の植生と調和した緑化修景に努めること。
伐採	ア 周辺の景観に配慮し、皆伐や大規模な木竹の伐採は避けること。
環境	ア 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。

【行為】木竹の伐採

事 項	景観形成基準
伐採	ア 周辺の景観に配慮し、皆伐や大規模な木竹の伐採は避けること。
環境	ア 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。

【行為】水面の埋立

事 項	景観形成基準
変更後の形状	ア 沼池や田等水面の埋立にあたり、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等に配慮するよう努めること。

\*1 赤茶色またはグレー系それに近似する色味を有する瓦屋根等

\*2 「景観ゾーニング・地域資源図」（第2章 18-21P）参照

## 6. 山並景観形成地区

### (1) 区域 (法第8条第2項第1号関係)

#### ■ 津和野盆地周辺の山麓田園景観づくり

- 津和野盆地の東から南にかけて広がる山地を対象とし、城下町を囲み、町並みの背景となる山並を一体的に捉え、「山並景観形成地区」として指定します。
- 東側は、青野山山系の尾根筋を中心とする区域であり、概ね都市計画区域に至る範囲までを対象とします。
- 南側は、野坂山山系に広がる山並を含み、津和野町境及び島根県の県境に至る範囲までを対象とします。



津和野大橋北詰から望む山並み



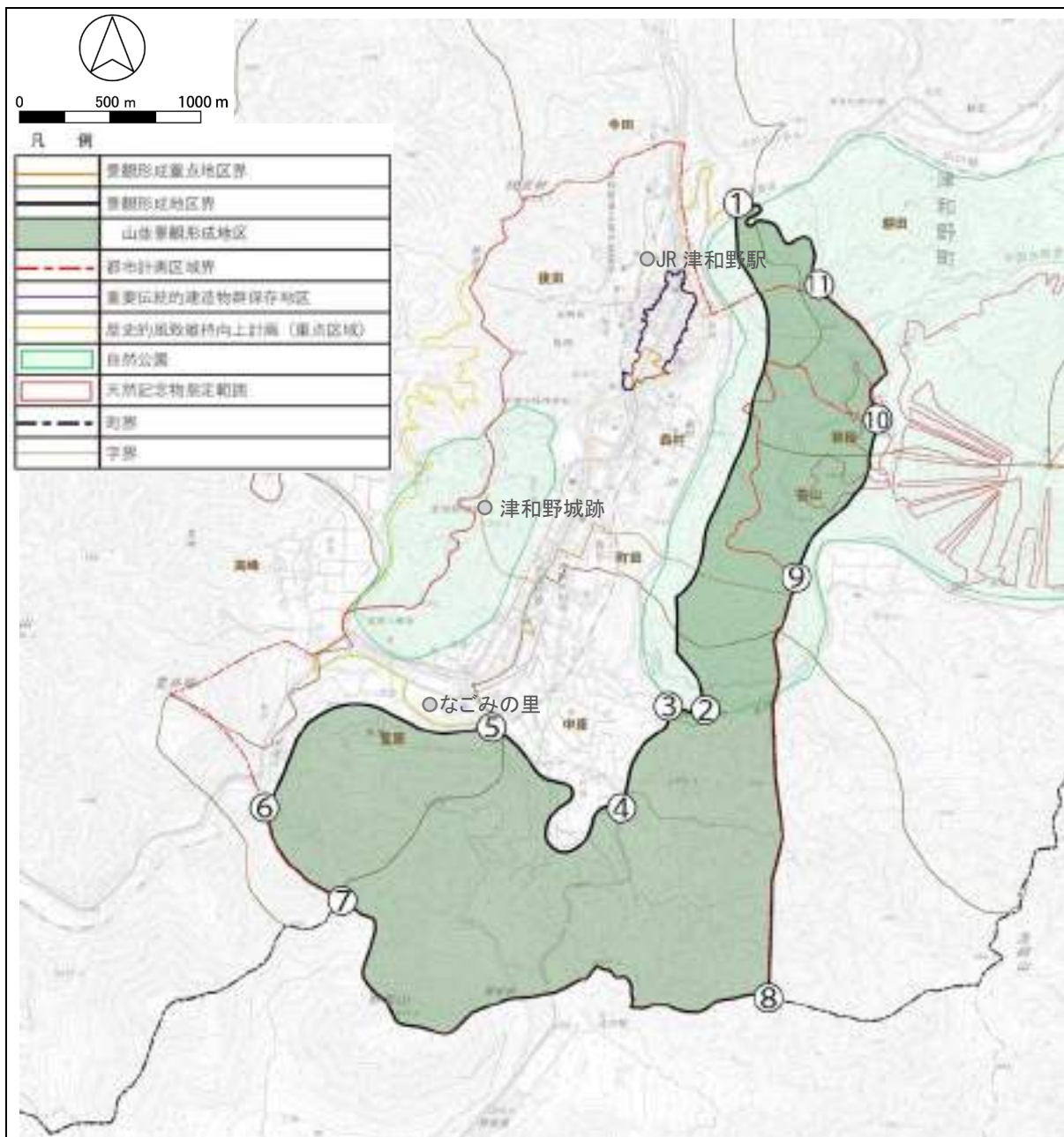
白壁蔵屋敷と青野山



鷺原地区から望む山並み（南側）



鷺原地区から望む山並み（北側）



- ① - ② 国道9号から東側へ200mのライン
- ② - ③ 南谷川（河川含まず）
- ③ - ④ 国道9号（道路含まず）
- ④ - ⑤ [中座バイパス] 一般県道柿木津和野停車場線（道路含まず）
- ⑤ - ⑥ JR山口線（鉄道敷含まず）
- ⑥ - ⑦ 都市計画区域
- ⑦ - ⑧ 都市計画区域・町境・県境
- ⑧ - ⑨ 都市計画区域
- ⑨ - ⑩ 枯木山西斜面（枯木山山頂）
- ⑩ - ⑪ 都市計画区域
- ⑪ - ① 林道笹山山入線

## (2) 良好な景観の形成に関する方針 (法第8条第3項関係)

### 【町並み形成の沿革】

津和野盆地は、四方を山地に囲まれた立地条件を生かし、山麓の田園と歴史的な城下町が一体となった景観を育んできました。城下町の町並みの背景には、山並景観形成地区に位置する青野山山系や野坂山系を望むことができ、自然と調和した独自の景観が展開しています。なかでも青野山は、青野山県立自然公園に指定され、さらに令和元年には国の天然記念物及び名勝にも指定されるなど、その価値が広く認められています。

### 【景観特性】

#### 1. 象徴的山並と城下町の調和

青野山や野坂山などの山並が町並みの背景を成すことで、視覚的な一体感と地域のアイデンティティが形成されています。山地の輪郭が町のスケールと調和し、歴史的景観の価値を高めています。

#### 2. 山麓に広がる田園景観

山裾の水田や畦畔、里地里山的な緑が町と自然をつなぎ、季節感や生物多様性を支えています。これらは景観の基盤であるとともに、地域の生活文化とも深く結びついています。

#### 3. 展望地・主要交通軸からの眺望性

駅・主要道路・展望地などの視点場からの眺めが景観評価の重要な要素であり、観光資源や日常の風景記憶に大きく影響します。視点ごとの借景性が津和野らしさを強調しています。

### 【景観形成上の課題】

#### 1. 山並の視界阻害

無秩序な建築や高い構造物増加などにより、山並の輪郭や借景としての機能が損なわれるおそれがあります。

#### 2. 歴史的町並みとの調和喪失の危険

新たな建築様式や色彩、屋外広告等が歴史的町並みと山並の調和を損ない、地域固有の風景価値を低下させる可能性があります。

#### 3. 樹木伐採による景観変化

無秩序な伐採や林業活動の影響で、山並の連続性が途切れたり、土砂流出を招くなど景観が大きく変化する可能性があります。適切な森林管理が求められます。

#### 4. 再生可能エネルギー施設の影響

大規模な太陽光発電施設や風力発電施設の立地は、山並の連続性や眺望景観に大きな影響を与える可能性があります。導入に際しては景観への配慮や立地規制が課題です。

#### 5. 歴史的町並みとの調和喪失の危険

新たな建築様式や色彩、屋外広告等が歴史的町並みと山並の調和を損ない、地域固有の風景価値を低下させる可能性があります。

### 【景観形成基本方針】

#### 1. 象徴的山並の眺望保全

「津和野百景図」に描かれた青野山・城山等の視認性を確保するため、建築高さ制限を行い、借景性を保全します。

#### 2. 眺望軸・展望地の確保と整備

主要交通軸や展望地の視界を定期的に点検・管理します。

#### 3. 森林資源の適切な管理

樹木の過剰伐採を防ぎ、山林の景観的連続性を維持するため、森林管理計画や緑の保全指針を策定します。

#### 4. 再生可能エネルギーと景観の調和

太陽光・風力発電施設の導入にあたっては、立地選定や規模を適切に調整し、景観保全と両立する仕組みを整えます。

#### 5. 歴史的町並みとの調和を図る規制・誘導

建築意匠・色彩・屋外広告・照明などについて歴史的町並みとの調和を誘導します。



県道萩津和野線から望む山並み



高岡通りから望む山並み



町田地区から望む山並み



津和野駅から望む青野山

### (3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第2号関係)

【行為】建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去

事 項	景観形成基準
位置	ア 周辺に対し突出しない配置や位置に配慮・工夫すること。 イ 眺望を保全すること。 ウ 稜線を保全するよう努めること。
高さ	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 イ 主要展望地の眺望や見通しを妨げることのないよう高さに配慮するよう努めること。
形態・意匠	ア 景観遺産等の良好な景観と調和するよう形態・意匠に配慮するよう努めること。 イ 生活文化景観の形成に努めること。 ウ 自然と歴史的景観に調和する形態・意匠とするよう努めること。
色彩・素材 (屋根を除く)	ア 周辺景観と調和する落ち着いたある色調とすること。 イ 自然素材又はこれに類する仕上げとすること。 ウ 自然景観に調和する落ち着いたある色調とするよう努めること。 (色彩基準シート2)
敷地内の緑化	ア 敷地内の修景緑化に努めること。 イ 境界部の生け垣化や修景に努めること。 ウ 地域固有の樹木草花による緑化に努めること。
屋根	ア 勾配屋根を使用するよう努めること。 イ 石州瓦及びこれに類する仕上げ*1とするよう努めること。
付属建築物及び施設	ア 主建築物との調和に配慮し、一体的な形態・意匠・色彩とすること。 イ 目立たない位置・配置等に配慮・工夫すること。 ウ 高さは、主建築物の高さ以内とすること。 エ 屋根は、主建築物と同等のものとするよう努めること。
照明	ア 周辺の生態等の環境に配慮するよう努めること。 イ 周辺の夜景との調和に配慮し、過剰照明にならないよう努めること。
建築設備 (ガス、暖房、冷房、煙突・太陽光パネル等)	□ 建築設備 (太陽光パネルを除く) ア 主要道路*2から過度に目立たないよう努めること。 イ 周囲の景観および歴史的風致と調和するよう努めること。 □ 太陽光パネル ア 眺望点*2からの景観に配慮し、過度に目立たないよう努めること。 イ 色彩は、屋根と調和する落ち着いた低明度・低彩度のものとし、反射や光沢を避けるよう努めること。 ウ 整然とした配置を保ち、建物全体との一体感を損なわないよう努めること。
施設や土地の利用	ア 空き家や空地が生じないように配慮し、その回避に努めること。 イ 家屋および敷地の適切な維持管理、周囲との調和を図る修景を行うよう努めること。 ウ 景観に配慮した駐車場の修景に努めること。 エ 耕作地や森林については、継続的な維持管理に努めること。

【行為】工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去（１）

事 項	景観形成基準
共通事項	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 ただし、機能上必要な場合、その他やむを得ない理由がある場合は別途審議を行うこと。
門、垣、その他これらに類するもの（支持物を含む） *垣の種類：板塀、ブロック塀、金網フェンス、石垣	ア 周辺と連続的な景観の形成に努めること。 イ 田園と一体の景観の形成に努めること。
擁壁その他これらに類するもの	ア 擁壁を設ける場合には、外観の意匠を工夫し、圧迫感を軽減するように努めること。
煙突、排気塔その他これらに類するもの	ア 周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努める。 イ 特に突出したものは設置しないように努めること。
鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの（自立型の支柱状工作物全般、ただし電気・通信インフラを除く） *照明柱、標識柱、信号柱、カメラ・センサー柱、案内板・サイン柱、門柱・ゲート構造、旗ざお・ポール類など	ア 特に突出したものは設置しないように努めること。 イ 道路を跨ぐ門柱・ゲート構造の工作物の設置は避け、できる限りすっきりした形態・意匠とするよう努めること。 ただし、道路を跨ぐ構造の鳥居は、地域の歴史的風致を象徴するものとして設置を許容する。
電波塔、記念塔、物見塔、装飾塔、その他これらに類するもの *独立した建造物	ウ 周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。 朱色の使用は日本古来の伝統的な色彩として認めるが、周辺の自然環境および町並みとの調和に十分留意すること。
高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
彫像、記念碑、塔、門、鳥居、モニュメントその他これらに類するもの	
観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの	
コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	ア この地区への設置は避けるよう努めること。 イ 設置する場合は、眺望点*2から望見されない位置に設置するよう努めること。 ウ 植栽や周辺景観と調和する塀などにより視線を遮り、施設の視認を抑制するよう努めること。
石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設	
汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの	

【行為】工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去（２）

事 項	景観形成基準
自動車車庫の用に供する立体的施設	<p>ア この地区への設置は避けるよう努めること。</p> <p>イ 設置する場合は、すっきりとした形態及び意匠とし、周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。</p> <p>ウ 敷地外周部には、周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うよう努めること。</p>
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線（アンテナ）その他これらに類するもの（これらの支持物を含む） *電線、ケーブル、アンテナ、電柱・鉄塔（それを支えるもの）	<p>ア 形態は簡素なものとし、低彩度・低明度の茶系統等、周辺景観と調和する落ち着いた色調とすること。</p> <p>イ 電柱は、高さを15m以下とするよう努めること。</p> <p>ウ 鉄塔・電柱を設置する場合は、周辺景観への影響を最小限に抑えるよう努めること。</p>
自動販売機	<p>ア 景観が損なわれないよう適切に維持管理すること。</p>
物干し場	—
屋外広告物	<p>ア 屋上看板、公共空間占用の突出看板の掲出を禁止する</p> <p>イ 蛍光性のある塗料を使用しないこと。</p> <p>ウ 周辺の景観に配慮した形態・意匠・色彩及び規模とすること。</p> <p>エ 表示総面積 20 m<sup>2</sup>以内とすること。</p>
再生可能エネルギー施設 （自立式の太陽光発電施設等）	<p>ア 津和野城下町地区から望見される範囲の山並には設置しないこと。</p> <p>イ 眺望点*<sup>2</sup>から見えない位置に設置すること。</p> <p>ウ 特に突出したものは設置しないよう努めること。</p> <p>エ 植栽や周辺景観と調和する塀などにより視線を遮り、施設の視認を抑制すること。</p> <p>オ 色彩は、黒、ダークグレー、茶色などの低明度・低彩度で落ち着いた色調とすること。</p> <p>カ パネルは、防眩性および低反射性を有するものを使用し、太陽光の反射による眺望への影響を防止すること。</p>

【行為】屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積

事 項	景観形成基準
遮へい	<p>ア 敷地外からの出入口は、最小限に限定すること。</p> <p>イ 眺望点*<sup>2</sup>から直接見えないよう、堆積の位置や方法・被覆に工夫すること。</p> <p>ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。</p>
堆積の方法	<p>ア 周辺の景観に配慮して適切な集積、貯蔵、維持管理に努め、放置しないよう努めること。</p> <p>イ 眺望点*<sup>2</sup>から直接見えないよう、物の位置や堆積方法に配慮するよう努めること。</p> <p>ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。</p>

【行為】土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更

事 項	景観形成基準
遮へい	<p>ア 敷地外からの出入口は、最小限に限定すること。</p> <p>イ 眺望点*2 から直接見えないよう、採取・掘採位置や方法に配慮するよう努めること。</p> <p>ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。</p>
事後の処理	<p>ア 長大な法面または擁壁を生じないように努めること。</p> <p>イ 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の景観との調和に努めること。</p> <p>ウ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。</p>
緑化環境	<p>ア 行為を終了した箇所から、速やかに地域の植生と調和した緑化修景に努めること。</p> <p>また、自然環境の復元に努めること。</p>

【行為】都市計画法第4条第12号に規定する開発行為その他政令で定める行為

事 項	景観形成基準
変更後の形状	<p>ア 長大な法面または擁壁を生じないように努めること。</p> <p>イ 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とすること。</p> <p>ウ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。</p> <p>エ 行為後の、土地の不整形な分割や細分化、造成を避けること。</p>
緑化	<p>ア 行為に際して、地域の植生と調和した緑化修景に努めること。</p>
伐採	<p>ア 周辺の景観に配慮し、皆伐や大規模な木竹の伐採は避けること。</p>
環境	<p>ア 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。</p> <p>イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。</p>

【行為】木竹の伐採

事 項	景観形成基準
伐採	<p>ア 周辺の景観に配慮し、皆伐や大規模な木竹の伐採は避けること。</p>
環境	<p>ア 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。</p> <p>イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。</p>

\*1 赤茶色またはグレー系それに近似する色味を有する瓦屋根等

\*2 「景観ゾーニング・地域資源図」(第2章 18-21P) 参照

## 7. 麓耕景観形成地区

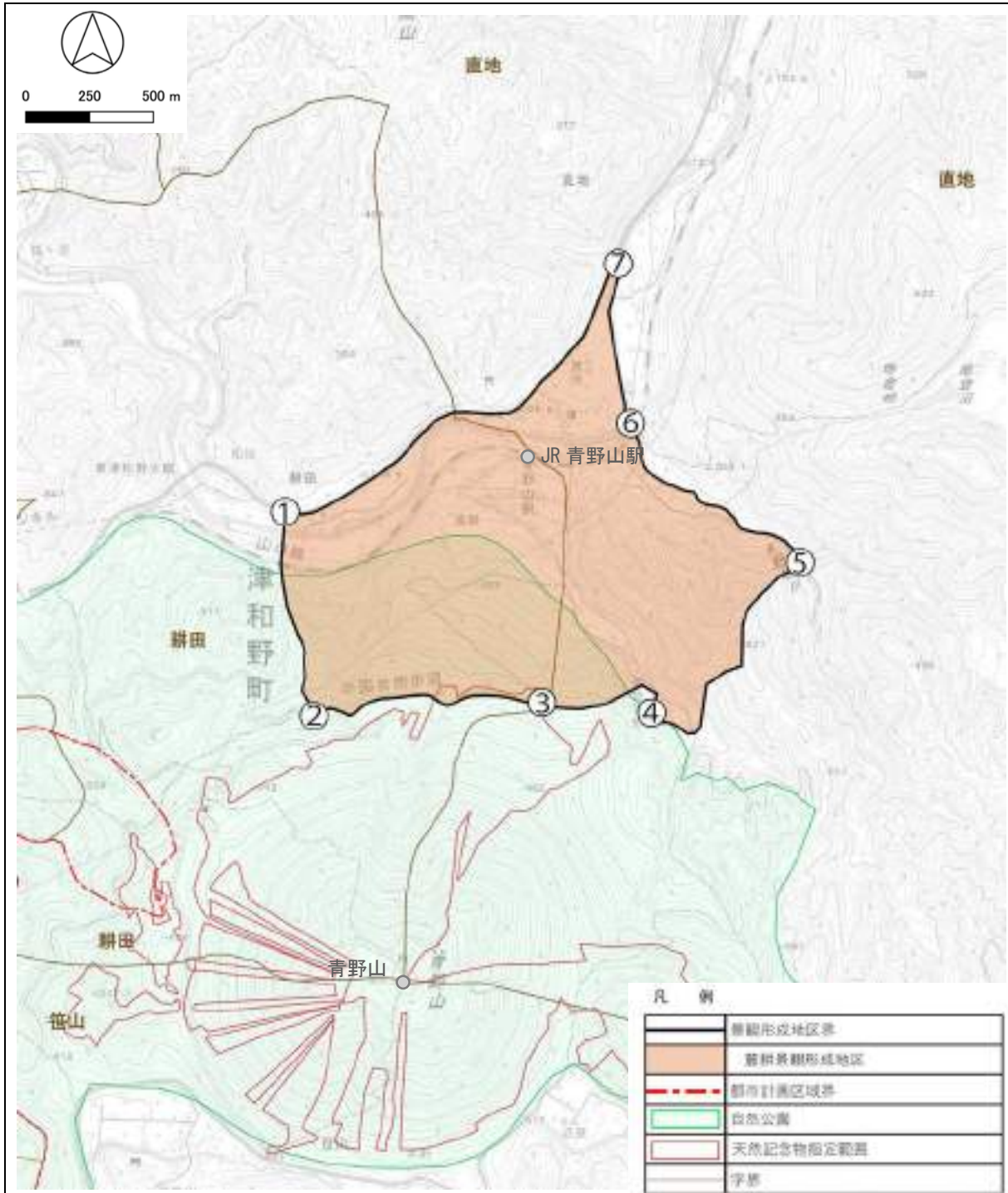
### (1) 区域 (法第8条第2項第1号関係)

#### ■ 青野山を背景にした田園集落景観づくり

- 青野山北山麓に位置し、津和野川の南側に広がる丘陵地を「麓耕景観形成地区」として指定します。
- 国道9号沿道からの眺望景観を基本とし、旧棚田が段状に展開する丘陵地と青野山の背景が一体となった景観を形成しています。
- 農耕地の歴史的利用形態と自然環境が融合する、津和野らしい風景資源を有する地域を対象としています。



青野山と裾野に広がる石州赤瓦の集落（直地・麓耕地区）



- ① - ② 尾根筋 (「林班 19 小班は」と「林班 19 小班ろ」の境界)
- ② - ③ 中国自然歩道
- ③ - ④ 直地木野集落まで (「林班 18 小班い分班 36・40・42・38」の境界  
「林班 18 小班い分班 36・40・42・38」は含まず)
- ④ - ⑤ 尾根筋 (保安林境界まで。保安林含まず)
- ⑤ - ⑥ 木野谷川 (河川含む)
- ⑥ - ⑦ 津和野川左岸 (護岸含む)
- ⑦ - ① 国道 9 号 (道路含まず)

## (2) 良好な景観の形成に関する方針 (法第8条第3項関係)

### 【町並み形成の沿革】

本地区は、古くから青野山の裾野を利用した農耕地として、棚田や段畑、茶畑などが広がってきました。江戸時代から続く農地利用は地域の生活を支え、独特の段丘地形とともに歴史的景観を形づくりました。近代以降も果樹や農作物の生産が行われ、農村の暮らしと景観が共生する地域として受け継がれています。

### 【景観特性】

#### 1. 棚田と段々畑の景観

青野山北麓に広がる棚田や段々畑が、農耕の歴史を今に伝える景観資源となっています。

#### 2. 茶畑と農村集落の調和

茶畑や農地と赤瓦の家並みが一体となり、農村的な生活文化を象徴しています。

#### 3. 青野山を背景とした眺望

国道9号から望むと、青野山を背景に段状の丘陵景観が広がり、津和野らしい眺望を形成しています。

#### 4. 自然と農耕文化の融合

山麓の自然と人々の営みが一体となり、持続的に形成されてきた風景資産です。

### 【景観形成上の課題】

#### 1. 農地の荒廃と担い手不足

棚田や段畑は維持管理に多大な労力を要し、農業人口の減少による耕作放棄が進めば景観の荒廃が懸念されます。

#### 2. 茶畑景観の維持

高齢化や後継者不足により果樹園が放置され、農村景観の一体性が損なわれる恐れがあります。

#### 3. 近代的施設の影響

自然と調和しない建築物や施設が出現することで、青野山を背景とする景観の価値が低下する可能性があります。

#### 4. 眺望景観の阻害

国道9号からの眺望を妨げる工作物や広告物の増加が、地域の印象を損なう懸念があります。

### 【景観形成基本方針】

#### 1. 農耕景観の保全・再生

棚田や段々畑を維持・再生し、地域農業の振興と連携しながら持続的な景観保全を推進します。

#### 2. 茶畑と集落の一体的整備

茶畑を含む農地と赤瓦の家並みの調和を重視し、農村らしい風景を次世代に継承します。

### 3. 青野山を核とした眺望景観の継承

国道9号沿道からの視点に配慮し、青野山を背景とした象徴的景観を守ります。

### 4. 建築物・施設の調和

建築物や工作物の形態・意匠・色彩・高さは周囲の農村景観に調和させ、地域固有の風致を維持します。



石州赤瓦集落（直地地区）を望む



麓耕地区と青野山



麓耕地区の町並み



茶畑と青野山

### (3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第2号関係)

【行為】建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去

事 項	景観形成基準
位置	ア 周辺に対し突出しない配置や位置に配慮・工夫すること。 イ 眺望を保全すること。 ウ 青野山の象徴的景観を確保・保全するよう努めること。
高さ	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 イ 主要展望地の眺望や見通しを妨げることのないよう高さに配慮するよう努めること。
形態・意匠	ア 景観遺産等の良好な景観と調和するよう形態・意匠に配慮するよう努めること。 イ 生活文化景観の形成に努めること。 ウ 自然と歴史的景観に調和する形態・意匠とするよう努めること。
色彩・素材 (屋根を除く)	ア 周辺景観と調和する落ち着いた色調とすること。 イ 自然素材又はこれに類する仕上げとすること。 ウ 自然景観に調和する落ち着いた色調とするよう努めること。 (色彩基準シート2)
敷地内の緑化	ア 敷地内の修景緑化に努めること。 イ 境界部の生け垣化や修景に努めること。 ウ 地域固有の樹木草花による緑化に努めること。
屋根	ア 勾配屋根を使用するよう努めること。 イ 石州瓦及びこれに類する仕上げ*1とするよう努めること。
付属建築物及び施設	ア 主建築物との調和に配慮し、一体的な形態・意匠・色彩とすること。 イ 目立たない位置・配置等に配慮・工夫すること。 ウ 高さは、主建築物の高さ以内とすること。 エ 屋根は、主建築物と同等のものとするよう努めること。
照明	ア 周辺の生態等の環境に配慮するよう努めること。 イ 周辺の夜景との調和に配慮し、過剰照明にならないよう努めること。
建築設備 (ガス、暖房、冷房、煙突・太陽光パネル等)	□ 建築設備(太陽光パネルを除く) ア 主要道路*2から過度に目立たないよう努めること。 イ 周囲の景観および歴史的風致と調和するよう努めること。 □ 太陽光パネル ア 眺望点*2からの景観に配慮し、過度に目立たないよう努めること。 イ 色彩は、屋根と調和する落ち着いた低明度・低彩度のものとし、反射や光沢を避けるよう努めること。 ウ 整然とした配置を保ち、建物全体との一体感を損なわないよう努めること。
施設や土地の利用	ア 空き家や空地が生じないように配慮し、その回避に努めること。 イ 家屋および敷地の適切な維持管理、周囲との調和を図る修景を行うよう努めること。 ウ 景観に配慮した駐車場の修景に努めること。 エ 耕作地や森林については、継続的な維持管理に努めること。

【行為】工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去（１）

事 項	景観形成基準
共通事項	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 ただし、機能上必要な場合、その他やむを得ない理由がある場合は別途審議を行うこと。
門、垣、その他これらに類するもの（支持物を含む） * 垣の種類：板塀、ブロック塀、金網フェンス、石垣	ア 周辺と連続的な景観の形成に努めること。 イ 田園と一体の景観の形成に努めること。
擁壁その他これらに類するもの	ア 擁壁を設ける場合には、外観の意匠を工夫し、圧迫感を軽減するように努めること。
煙突、排気塔その他これらに類するもの	ア 周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。 イ 特に突出したものは設置しないように努めること。
鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの（自立型の支柱状工作物全般、ただし電気・通信インフラを除く） * 照明柱、標識柱、信号柱、カメラ・センサー柱、案内板・サイン柱、門柱・ゲート構造、旗ざお・ポール類など	ア 特に突出したものは設置しないように努めること。 イ 道路を跨ぐ門柱・ゲート構造の工作物の設置は避け、できる限りすっきりした形態・意匠とするよう努めること。 ただし、道路を跨ぐ構造の鳥居は、地域の歴史的風致を象徴するものとして設置を許容する。
電波塔、記念塔、物見塔、装飾塔、その他これらに類するもの * 独立した建造物	ウ 周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。 朱色の使用は日本古来の伝統的な色彩として認めるが、周辺の自然環境および町並みとの調和に十分留意すること。
高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
彫像、記念碑、塔、門、鳥居、モニュメントその他これらに類するもの	
観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの	
コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	ア この地区への設置は避けるよう努めること。 イ 設置する場合は、眺望点*2から望見されない位置に設置するよう努めること。 ウ 植栽や周辺景観と調和する塀などにより視線を遮り、施設の視認を抑制するよう努めること。
石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設	
汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの	

【行為】工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去（２）

事 項	景観形成基準
自動車車庫の用に供する立体的施設	<p>ア この地区への設置は避けるよう努めること。</p> <p>イ 設置する場合は、すっきりとした形態及び意匠とし、周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。</p> <p>ウ 敷地外周部には、周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うよう努めること。</p>
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線（アンテナ）その他これらに類するもの（これらの支持物を含む） *電線、ケーブル、アンテナ、電柱・鉄塔（それを支えるもの）	<p>ア 形態は簡素なものとし、低彩度・低明度の茶系統等、周辺景観と調和する落ち着いた色調とすること。</p> <p>イ 電柱は、高さを15m以下とするよう努めること。</p> <p>ウ 鉄塔・電柱を設置する場合は、周辺景観への影響を最小限に抑えるよう努めること。</p>
自動販売機	ア 景観が損なわれないよう適切に維持管理すること。
物干し場	—
屋外広告物	<p>ア 屋上看板、公共空間占用の突出看板の掲出を禁止する。</p> <p>イ 蛍光性のある塗料を使用しないこと。</p> <p>ウ 周辺の景観に配慮した形態・意匠・色彩及び規模とすること。</p> <p>エ 表示総面積20㎡以内とすること。</p>
再生可能エネルギー施設 （自立式の太陽光発電施設等）	<p>ア 稜線および山頂付近への設置を避けること。</p> <p>イ 眺望点*<sup>2</sup>から見えない位置に設置するよう努めること。</p> <p>ウ 特に突出したものは設置しないよう努めること。</p> <p>エ 植栽や周辺景観と調和する塀などにより視線を遮り、施設の視認を抑制するよう努めること。</p> <p>オ 色彩は、黒、ダークグレー、茶色などの低明度・低彩度で落ち着いた色調とするよう努めること。</p> <p>カ パネルは、防眩性および低反射性を有するものを使用し、太陽光の反射による眺望への影響を防止するよう努めること。</p>

【行為】屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積

事 項	景観形成基準
遮へい	<p>ア 敷地外からの出入口は、最小限に限定すること。</p> <p>イ 眺望点*<sup>2</sup>から直接見えないよう、堆積の位置や方法・被覆に工夫すること。</p> <p>ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。</p>
堆積の方法	<p>ア 周辺の景観に配慮して適切な集積、貯蔵、維持管理に努め、放置しないよう努めること。</p> <p>イ 眺望点*<sup>2</sup>から直接見えないよう、物の位置や堆積方法に配慮するよう努めること。</p> <p>ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。</p>

【行為】土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更

事 項	景観形成基準
遮へい	ア 敷地外からの出入口は、最小限に限定すること。 イ 眺望点*2 から直接見えないよう、採取・掘採位置や方法に配慮するよう努めること。 ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。
事後の処理	ア 長大な法面または擁壁を生じないように努めること。 イ 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の景観との調和に努めること。 ウ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。
緑化環境	ア 行為を終了した箇所から、速やかに地域の植生と調和した緑化修景に努めること。 また、自然環境の復元に努めること。

【行為】都市計画法第4条第12号に規定する開発行為その他政令で定める行為

事 項	景観形成基準
変更後の形状	ア 長大な法面または擁壁を生じないように努めること。 イ 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とすること。 ウ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。 エ 行為後の、土地の不整形な分割や細分化、造成を避けること。
緑化	ア 行為に際して、地域の植生と調和した緑化修景に努めること。
伐採	ア 周辺の景観に配慮し、皆伐や大規模な木竹の伐採は避けること。
環境	ア 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。

【行為】木竹の伐採

事 項	景観形成基準
伐採	ア 周辺の景観に配慮し、皆伐や大規模な木竹の伐採は避けること。
環境	ア 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。

【行為】水面の埋立

事 項	景観形成基準
変更後の形状	ア 沼池や田等水面の埋立にあたり、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等に努めること。

\*1 赤茶色またはグレー系それに近似する色味を有する瓦屋根等

\*2 「景観ゾーニング・地域資源図」（第2章 18-21P）参照

## 8. 日原景観形成地区

### (1) 区域 (法第8条第2項第1号関係)

#### ■ 天領の歴史と水辺が息づく景観づくり

- 高津川と津和野川の合流部に位置する日原地区は、両河川の流れがつくる広がりのある水辺景観と、石州赤瓦による統一感のある町並み景観が調和する区域であり、「日原景観形成地区」として指定します。
- 当地区は、江戸時代には「幕府直轄領（天領）」として栄え、商業や生活の拠点として町の中心機能が集積してきた地域です。現在も、当時から続く町割りや伝統的建築様式が多く残り、歴史的風情を感じさせる町並みを形成しています。
- また、当地区は吉賀川（高津川）および津和野川の自然と町並みが融合した広がりのある景観を有し、河川景観軸の合流点であるとともに、国道9号および国道187号が交わる交通結節点としても位置づけられます。これらの自然・歴史・交通が交錯する特性を活かし、水辺空間と町並みが一体となった景観形成を図ることが求められます。



高津川から望む日原市街地の町並み



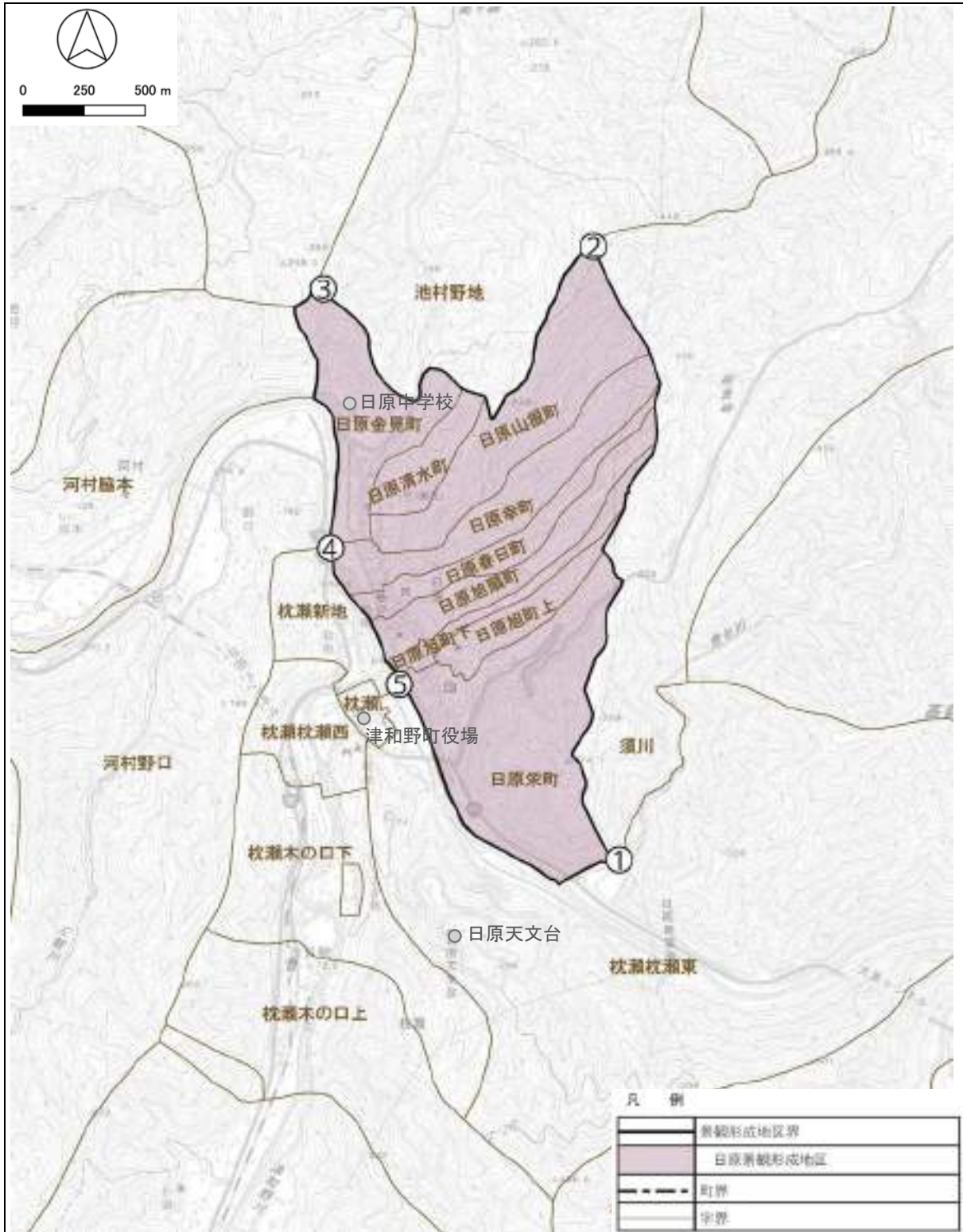
日原地区の町並み



吉賀川と津和野川の合流部 日原市街地の町並み



日原市街地の賑わい創出拠点



- ① - ② 須川の字界
- ② - ③ 池村野地の字界
- ③ - ④ 日原金見町の字界
- ④ - ⑤ 枕瀬新地の字界
- ⑤ - ① 日原栄町の字界

## (2) 良好な景観の形成に関する方針 (法第8条第3項関係)

### 【町並み形成の沿革】

日原地区は、江戸時代に銅山の採掘によって天領として繁栄し、また、古くから交通と交流の要衝としても栄えてきました。町の中心機能が集積し、商業や生活の拠点として発展してきた地域です。河川合流部の自然環境と調和し、赤瓦の屋根が連なる景観が一体感を生み出しています。これらの景観は、津和野の近代以降の発展を象徴するものとして、今も大切に継承されています。

### 【景観特性】

#### 1. 河川合流部の広がり

高津川と津和野川の合流がもたらす開放的な地形が特徴で、水辺と町並みが調和した景観を形成しています。

#### 2. 赤瓦の町並みの継承

石州赤瓦の屋根が連続し、歴史と温かみを感じさせる町並みを維持しています。

#### 3. 歴史的な町の中心性

江戸期の銅採掘によって栄え、商業や行政機能が集まる津和野北東部の中核的な地域として発展してきました。

#### 4. 象徴的な景観構成

川の流れと赤瓦屋根が織りなす風景が、津和野の近代発展を象徴する景観となっています。

### 【景観形成上の課題】

#### 1. 赤瓦景観の維持

建て替えや改修時に赤瓦の使用が減少する傾向があり、町並みの統一感が損なわれるおそれがあります。

#### 2. 水辺景観と治水の両立

合流部特有の洪水対策工事と景観保全の調和を図ることが求められています。

#### 3. 観光動線の整備

観光客が訪れやすく、かつ住民の生活と調和する空間づくりを進めることが課題です。

### 【景観形成基本方針】

#### 1. 赤瓦町並みの継承と修景支援

石州赤瓦の意匠を活かした修景を推進し、建物の高さ・色彩・素材を統一的に誘導していきます。

#### 2. 水辺と町並みの一体的保全

治水施設や護岸整備にも景観的配慮を行い、自然と調和した空間を維持します。

#### 3. 歴史資源の活用による景観形成

旧街道や歴史的建物を活かし、歩いて楽しめる魅力的な景観軸を形成します。

### (3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第2号関係)

【行為】建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去

事 項	景観形成基準
位置	ア 周辺に対し突出しない配置や位置に配慮・工夫すること。 イ 眺望を保全すること。 ウ 町並みの連続性を確保するよう努めること。
高さ	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 イ 主要展望地の眺望や見通しを妨げることのないよう高さに配慮するよう努めること。
形態・意匠	ア 景観遺産等の良好な景観と調和するよう形態・意匠に配慮するよう努めること。 イ 生活文化景観の形成に努めること。 ウ 河川の周辺景観に調和する形態・意匠とするよう努めること。
色彩・素材 (屋根を除く)	ア 周辺景観と調和する落ち着いた色調とすること。 イ 自然素材又はこれに類する仕上げとすること。 ウ 歴史的町並みに調和する落ち着いた色調とするよう努めること。 (色彩基準シート2)
敷地内の緑化	ア 敷地内の修景緑化に努めること。 イ 境界部の生け垣化や修景に努めること。 ウ 地域固有の樹木草花による緑化に努めること。
屋根	ア 勾配屋根を使用するよう努めること。 イ 石州瓦及びこれに類する仕上げ*1とするよう努めること。
付属建築物及び施設	ア 主建築物との調和に配慮し、一体的な形態・意匠・色彩とすること。 イ 目立たない位置・配置等に配慮・工夫すること。 ウ 高さは、主建築物の高さ以内とすること。 エ 屋根は、主建築物と同等のものとするよう努めること。
照明	ア 周辺の生態等の環境に配慮するよう努めること。 イ 周辺の夜景との調和に配慮し、過剰照明にならないよう努めること。
建築設備 (ガス、暖房、冷房、煙突・太陽光パネル等)	□ 建築設備 (太陽光パネルを除く) ア 主要道路*2から過度に目立たないよう努めること。 イ 周囲の景観および歴史的風致と調和するよう努めること。 □ 太陽光パネル ア 眺望点*2からの景観に配慮し、過度に目立たないよう努めること。 イ 色彩は、屋根と調和する落ち着いた低明度・低彩度のものとし、反射や光沢を避けるよう努めること。 ウ 整然とした配置を保ち、建物全体との一体感を損なわないよう努めること。
施設や土地の利用	ア 空き家や空地が生じないように配慮し、その回避に努めること。 イ 家屋および敷地の適切な維持管理、周囲との調和を図る修景を行うよう努めること。 ウ 景観に配慮した駐車場の修景に努めること。 エ 耕作地や森林については、継続的な維持管理に努めること。

【行為】工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去（１）

事 項	景観形成基準
共通事項	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 ただし、機能上必要な場合、その他やむを得ない理由がある場合は別途審議を行うこと。
門、垣、その他これらに類するもの（支持物を含む） *垣の種類：板塀、ブロック塀、金網フェンス、石垣	ア 周辺と連続的な景観の形成に努めること。 イ 一体的な町並み景観の形成に努めること。
擁壁その他これらに類するもの	ア 擁壁を設ける場合には、外観の意匠を工夫し、圧迫感を軽減するように努めること。
煙突、排気塔その他これらに類するもの	ア 周辺景観と調和する落ち着いた色調とするように努めること。 イ 特に突出したものは設置しないように努めること。
鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの（自立型の支柱状工作物全般、ただし電気・通信インフラを除く） *照明柱、標識柱、信号柱、カメラ・センサー柱、案内板・サイン柱、門柱・ゲート構造、旗ざお・ポール類など	ア 特に突出したものは設置しないように努めること。 イ 道路を跨ぐ門柱・ゲート構造の工作物の設置は避け、できる限りすっきりした形態・意匠とするよう努めること。ただし、道路を跨ぐ構造の鳥居は、地域の歴史的風致を象徴するものとして設置を許容する。
電波塔、記念塔、物見塔、装飾塔、その他これらに類するもの *独立した建造物	ウ 周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。 朱色の使用は日本古来の伝統的な色彩として認めるが、周辺の自然環境および町並みとの調和に十分留意すること。
高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
彫像、記念碑、塔、門、鳥居、モニュメントその他これらに類するもの	
観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの	
コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	ア この地区への設置は避けるよう努めること。 イ 設置する場合は、眺望点*2から望見されない位置に設置するよう努めること。 ウ 植栽や周辺景観と調和する塀などにより視線を遮り、施設の視認を抑制するよう努めること。
石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設	
汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの	

【行為】工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去（２）

事 項	景観形成基準
自動車車庫の用に供する立体的施設	<p>ア この地区への設置は避けるよう努めること。</p> <p>イ 設置する場合は、すっきりとした形態及び意匠とし、周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。</p> <p>ウ 敷地外周部には、周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うよう努めること。</p>
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線（アンテナ）その他これらに類するもの（これらの支持物を含む） *電線、ケーブル、アンテナ、電柱・鉄塔（それを支えるもの）	<p>ア 形態は簡素なものとし、低彩度・低明度の茶系統等、周辺景観と調和する落ち着いた色調とすること。</p> <p>イ 電柱は、高さを15m以下とするよう努めること。</p> <p>ウ 鉄塔・電柱を設置する場合は、周辺景観への影響を最小限に抑えるよう努めること。</p>
自動販売機	<p>ア 景観が損なわれないよう適切に維持管理すること。</p>
物干し場	—
屋外広告物	<p>ア 屋上看板、公共空間占用の突出看板の掲出を禁止する。</p> <p>イ 蛍光性のある塗料を使用しないこと。</p> <p>ウ 周辺の景観に配慮した形態・意匠・色彩及び規模とすること。</p> <p>エ 表示総面積 20 m<sup>2</sup>以内とすること。</p>
再生可能エネルギー施設 （自立式の太陽光発電施設等）	<p>ア 稜線および山頂付近への設置を避けること。</p> <p>イ 眺望点*<sup>2</sup>から見えない位置に設置するよう努めること。</p> <p>ウ 特に突出したものは設置しないよう努めること。</p> <p>エ 植栽や周辺景観と調和する塀などにより視線を遮り、施設の視認を抑制するよう努めること。</p> <p>オ 色彩は、黒、ダークグレー、茶色などの低明度・低彩度で落ち着いた色調とするよう努めること。</p> <p>カ パネルは、防眩性および低反射性を有するものを使用し、太陽光の反射による眺望への影響を防止するよう努めること。</p>

【行為】屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積

事 項	景観形成基準
遮へい	<p>ア 敷地外からの出入口は、最小限に限定すること。</p> <p>イ 眺望点*<sup>2</sup>から直接見えないよう、堆積の位置や方法・被覆に工夫すること。</p> <p>ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。</p>
堆積の方法	<p>ア 周辺の景観に配慮して適切な集積、貯蔵、維持管理に努め、放置しないよう努めること。</p> <p>イ 眺望点*<sup>2</sup>から直接見えないよう、物の位置や堆積方法に配慮するよう努めること。</p> <p>ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。</p>

【行為】土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更

事 項	景観形成基準
遮へい	ア 敷地外からの出入口は、最小限に限定すること。 イ 眺望点*2 から直接見えないよう、採取・掘採位置や方法に配慮するよう努めること。 ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。
事後の処理	ア 長大な法面または擁壁を生じないように努めること。 イ 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の景観との調和に努めること。 ウ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。
緑化環境	ア 行為を終了した箇所から、速やかに地域の植生と調和した緑化修景に努めることまた、自然環境の復元に努めること。

【行為】都市計画法第4条第12号に規定する開発行為その他政令で定める行為

事 項	景観形成基準
変更後の形状	ア 長大な法面または擁壁を生じないように努めること。 イ 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とすること。 ウ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。 エ 行為後の、土地の不整形な分割や細分化、造成を避けること。
緑化	ア 行為に際して、地域の植生と調和した緑化修景に努めること。
伐採	ア 周辺の景観に配慮し、皆伐や大規模な木竹の伐採は避けること。
環境	ア 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。

【行為】木竹の伐採

事 項	景観形成基準
伐採	ア 周辺の景観に配慮し、皆伐や大規模な木竹の伐採は避けること。
環境	ア 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。

【行為】水面の埋立

事 項	景観形成基準
変更後の形状	ア 沼池や田等水面の埋立にあたり、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等に努めること。

\*1 赤茶色またはグレー系それに近似する色味を有する瓦屋根等

\*2 「景観ゾーニング・地域資源図」（第2章 18-21P）参照

## 9. 堤田景観形成地区

### (1) 区域 (法第8条第2項第1号関係)

#### ■ 里山に囲まれた田園の集落景観づくり

- 高津川北岸の河成段丘上に位置する丘陵地の農村区域であり、周囲を山林に囲まれ、区域全体を見通すことができる範囲を「堤田景観形成地区」として指定します。
- 本地区は、下瀬山を象徴的景観要素として、高津川をはさんで北部に広がる丘陵地農村区域です。大元神社跡に残る大クスノキや、下瀬山城の鬼門にあたる北東部に位置する三渡八幡宮など、多様な地域資源を象徴とし、石州赤瓦による統一感のある民家集落景観が広がっています。



## (2) 良好な景観の形成に関する方針 (法第8条第3項関係)

### 【町並み形成の沿革】

堤田地区は古くから高津川段丘上の農地として利用され、農村集落と田園景観を育んできました。石州赤瓦の家並みは今も良好に残され、神社や自然の象徴と一体となって地域の独自性を示しています。

### 【景観特性】

#### 1. 丘陵農村の田園景観

段丘上に広がる田園が、集落とともにまとまりのある農村景観を形づくっています。

#### 2. 石州赤瓦の家並み

赤瓦の連続する屋根は、地域の風土を象徴し、統一感をもたらしています。

#### 3. 象徴的景観資源

大クスノキや三渡八幡宮、下瀬山などが地区の象徴となり、歴史と信仰を今に伝えていきます。

#### 4. 里山との一体感

背後の照葉樹林に囲まれた景観は、農村と自然が調和する里山の風情を示しています。

### 【景観形成上の課題】

#### 1. 農村景観の維持管理

担い手不足により農地の荒廃や耕作放棄が進み、田園景観が失われる懸念があります。

#### 2. 社寺資産の老朽化

大クスノキや三渡八幡宮など歴史的資源の老朽化が進み、保全体制の整備が課題です。

#### 3. 現代的施設の影響

農村景観と調和しない建物や施設が出現することで、景観の一体性が損なわれる恐れがあります。

#### 4. 集落の人口減少

高齢化と人口減少により、伝統的な景観の維持・管理が困難となりつつあります。

### 【景観形成基本方針】

#### 1. 農村田園景観の保全

段丘上の田園景観を維持し、農地利用を促進することで景観の持続を図ります。

#### 2. 赤瓦町並みの継承

石州赤瓦を地域景観の基調とし、改修や新築にも積極的に取り入れます。

#### 3. 象徴資源の保護

大クスノキや三渡八幡宮など象徴的景観資源を保存し、地域の精神的支柱として活かします。

#### 4. 里山景観との調和

建築物や施設整備は照葉樹林の里山景観と調和するよう形態・意匠・色彩を整えます。



下瀬山



旧大元神社のクスノキ



三渡八幡宮の社叢林



三渡八幡宮本殿



照葉樹の里山と集落の田園景観



石州赤瓦の集落

### (3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第2号関係)

【行為】建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去

事 項	景観形成基準
位置	ア 周辺に対し突出しない配置や位置に配慮・工夫すること。 イ 眺望を保全すること。 ウ 稜線を保全するよう努めること。
高さ	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 イ 主要展望地の眺望や見通しを妨げることのないよう高さに配慮するよう努めること。
形態・意匠	ア 景観遺産等の良好な景観と調和するよう形態・意匠に配慮するよう努めること。 イ 生活文化景観の形成に努めること。 ウ 自然と歴史的景観に調和する形態・意匠への配慮とするよう努めること。
色彩・素材 (屋根を除く)	ア 周辺景観と調和する落ち着いた色調とすること。 イ 自然素材又はこれに類する仕上げとすること。 ウ 自然景観に調和する落ち着いた色調とするよう努めること。 (色彩基準シート2)
敷地内の緑化	ア 敷地内の修景緑化に努めること。 イ 境界部の生け垣化や修景に努めること。 ウ 地域固有の樹木草花による緑化に努めること。
屋根	ア 勾配屋根を使用するよう努めること。 イ 石州瓦及びこれに類する仕上げ*1とするよう努めること。
付属建築物及び施設	ア 主建築物との調和に配慮し、一体的な形態・意匠・色彩とすること。 イ 目立たない位置・配置等に配慮・工夫すること。 ウ 高さは、主建築物の高さ以内とすること。 エ 屋根は、主建築物と同等のものとするよう努めること。
照明	ア 周辺の生態等の環境に配慮するよう努めること。 イ 周辺の夜景との調和に配慮し、過剰照明にならないよう努めること。
建築設備 (ガス、暖房、冷房、煙突・太陽光パネル等)	□ 建築設備 (太陽光パネルを除く) ア 主要道路*2から過度に目立たないよう努めること。 イ 周囲の景観および歴史的風致と調和するよう努めること。 □ 太陽光パネル ア 眺望点*2からの景観に配慮し、過度に目立たないよう努めること。 イ 色彩は、屋根と調和する落ち着いた低明度・低彩度のものとし、反射や光沢を避けるよう努めること。 ウ 整然とした配置を保ち、建物全体との一体感を損なわないよう努めること。
施設や土地の利用	ア 空き家や空地が生じないように配慮し、その回避に努めること。 イ 家屋および敷地の適切な維持管理、周囲との調和を図る修景を行うよう努めること。 ウ 景観に配慮した駐車場の修景に努めること。 エ 耕作地や森林については、継続的な維持管理に努めること。

【行為】工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去（１）

事 項	景観形成基準
共通事項	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 ただし、機能上必要な場合、その他やむを得ない理由がある場合は別途審議を行うこと。
門、垣、その他これらに類するもの（支持物を含む） * 垣の種類：板塀、ブロック塀、金網フェンス、石垣	ア 周辺と連続的な景観の形成に努めること。 イ 田園と一体の景観の形成に努めること。
擁壁その他これらに類するもの	ア 擁壁を設ける場合には、外観の意匠を工夫し、圧迫感を軽減するように努めること。
煙突、排気塔その他これらに類するもの	ア 周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。 イ 特に突出したものは設置しないように努めること。
鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの（自立型の支柱状工作物全般、ただし電気・通信インフラを除く） * 照明柱、標識柱、信号柱、カメラ・センサー柱、案内板・サイン柱、門柱・ゲート構造、旗ざお・ポール類など	ア 特に突出したものは設置しないように努めること。 イ 道路を跨ぐ門柱・ゲート構造の工作物の設置は避け、できる限りすっきりした形態・意匠とするよう努めること。 ただし、道路を跨ぐ構造の鳥居は、地域の歴史的風致を象徴するものとして設置を許容する。
電波塔、記念塔、物見塔、装飾塔、その他これらに類するもの * 独立した建造物	ウ 周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。 朱色の使用は日本古来の伝統的な色彩として認めるが、周辺の自然環境および町並みとの調和に十分留意すること。
高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
彫像、記念碑、塔、門、鳥居、モニュメントその他これらに類するもの	
観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの	
コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	ア この地区への設置は避けるよう努めること。 イ 設置する場合は、眺望点*2から望見されない位置に設置するよう努めること。 ウ 植栽や周辺景観と調和する塀などにより視線を遮り、施設の視認を抑制するよう努めること。
石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設	
汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの	

【行為】工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去（２）

事 項	景観形成基準
自動車車庫の用に供する立体的施設	<p>ア この地区への設置は避けるよう努めること。</p> <p>イ 設置する場合は、すっきりとした形態及び意匠とし、周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。</p> <p>ウ 敷地外周部には、周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うよう努めること。</p>
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線（アンテナ）その他これらに類するもの（これらの支持物を含む） * 電線、ケーブル、アンテナ、電柱・鉄塔（それを支えるもの）	<p>ア 形態は簡素なものとし、低彩度・低明度の茶系統等、周辺景観と調和する落ち着いた色調とすること。</p> <p>イ 電柱は、高さを 15m以下とするよう努めること。</p> <p>ウ 鉄塔・電柱を設置する場合は、周辺景観への影響を最小限に抑えるよう努めること。</p>
自動販売機	ア 景観が損なわれないよう適切に維持管理すること。
物干し場	—
屋外広告物	<p>ア 屋上看板、公共空間占用の突出看板の掲出を禁止する。</p> <p>イ 蛍光性のある塗料を使用しないこと。</p> <p>ウ 周辺の景観に配慮した形態・意匠・色彩及び規模とすること。</p> <p>エ 表示総面積 20 m<sup>2</sup>以内とすること。</p>
再生可能エネルギー施設 （自立式の太陽光発電施設等）	<p>ア 稜線および山頂付近への設置を避けること。</p> <p>イ 眺望点*<sup>2</sup>から見えない位置に設置するよう努めること。</p> <p>ウ 特に突出したものは設置しないよう努めること。</p> <p>エ 植栽や周辺景観と調和する塀などにより視線を遮り、施設の視認を抑制するよう努めること。</p> <p>オ 色彩は、黒、ダークグレー、茶色などの低明度・低彩度で落ち着いた色調とするよう努めること。</p> <p>カ パネルは、防眩性および低反射性を有するものを使用し、太陽光の反射による眺望への影響を防止するよう努めること。</p>

【行為】屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積

事 項	景観形成基準
遮へい	<p>ア 敷地外からの出入口は、最小限に限定すること。</p> <p>イ 眺望点*<sup>2</sup>から直接見えないよう、堆積の位置や方法・被覆に工夫すること。</p> <p>ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。</p>
堆積の方法	<p>ア 周辺の景観に配慮して適切な集積、貯蔵、維持管理に努め、放置しないよう努めること。</p> <p>イ 眺望点*<sup>2</sup>から直接見えないよう、物の位置や堆積方法に配慮するよう努めること。</p> <p>ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。</p>

【行為】土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更

事 項	景観形成基準
遮へい	ア 敷地外からの出入口は、最小限に限定すること。 イ 眺望点*2 から直接見えないよう、採取・掘採位置や方法に配慮するよう努めること。 ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。
事後の処理	ア 長大な法面または擁壁を生じないように努めること。 イ 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の景観との調和に努めること。 ウ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。
緑化環境	ア 行為を終了した箇所から、速やかに地域の植生と調和した緑化修景に努めること。 また、自然環境の復元に努めること。

【行為】都市計画法第4条第12号に規定する開発行為その他政令で定める行為

事 項	景観形成基準
変更後の形状	ア 長大な法面または擁壁を生じないように努めること。 イ 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とすること。 ウ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。 エ 行為後の、土地の不整形な分割や細分化、造成を避けること。
緑化	ア 行為に際して、地域の植生と調和した緑化修景に努めること。
伐採	ア 周辺の景観に配慮し、皆伐や大規模な木竹の伐採は避けること。
環境	ア 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。

【行為】木竹の伐採

事 項	景観形成基準
伐採	ア 周辺の景観に配慮し、皆伐や大規模な木竹の伐採は避けること。
環境	ア 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。

【行為】水面の埋立

事 項	景観形成基準
変更後の形状	ア 沼池や田等水面の埋立にあたり、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等に努めること。

\*1 赤茶色またはグレー系それに近似する色味を有する瓦屋根等

\*2 「景観ゾーニング・地域資源図」（第2章 18-21P）参照

## 10. 青野山眺望景観形成地区

### (1) 区域 (法第8条第2項第1号関係)

#### ■ 国道9号沿いの、青野山を象徴としたまとまりのある眺望景観づくり

- 国道9号およびJR山口線沿線において、青野山を象徴的に眺望できる区域を「青野山眺望景観形成地区」として指定します。直地や滝元の集落を含み、田園と一体的な景観を構成します。
- 青野山の端正な山容は、津和野町を代表する象徴的風景であり、その眺望を補完する田園・集落とあわせて一体感のある景観の広がりを含む範囲とします。

日原地区



【滝元地区】

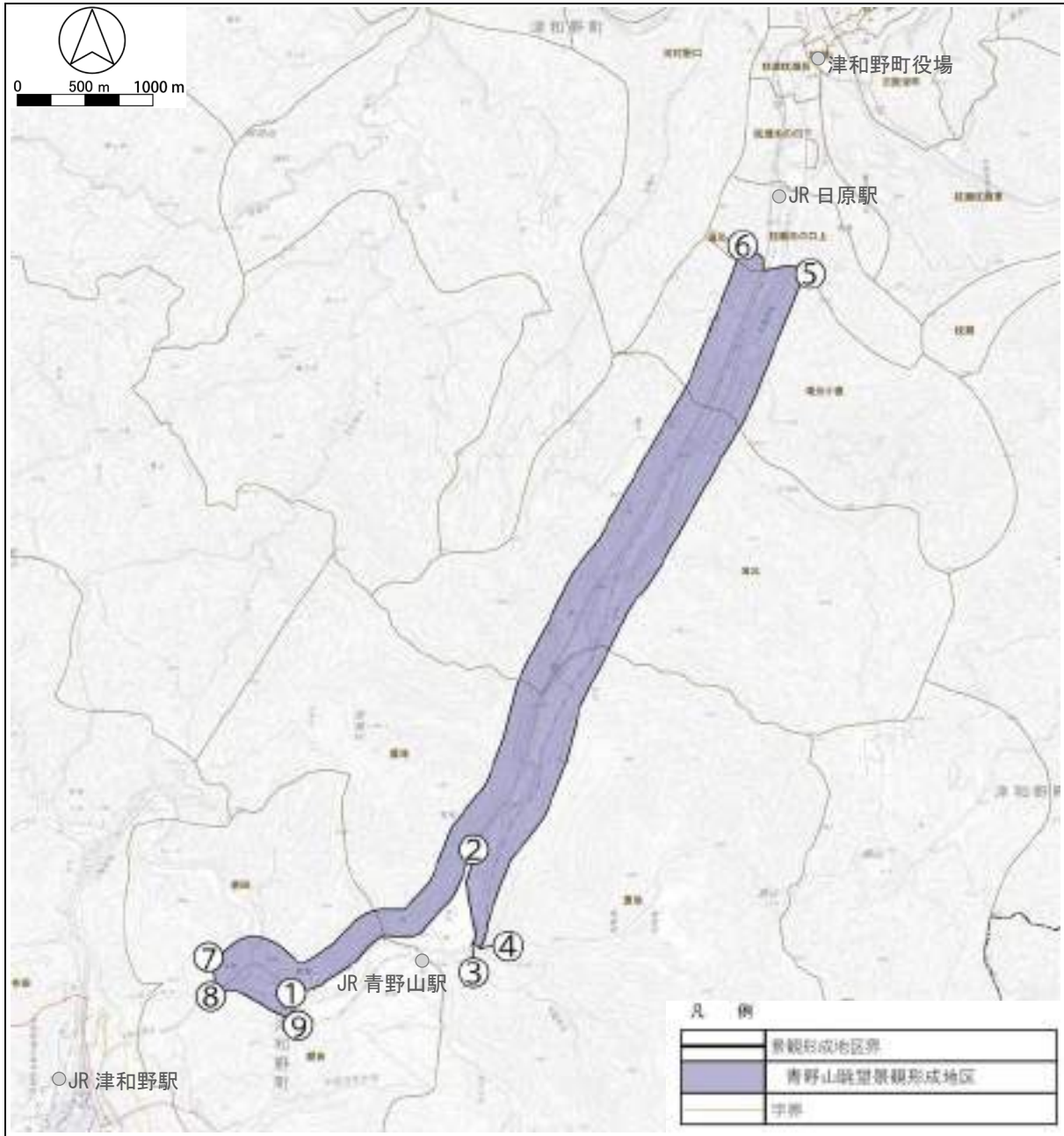


【野広第一大橋】



【直地地区】

津和野地区



- ① - ② 国道9号 (道路含む)
- ② - ③ 津和野川左岸 (護岸含まず)
- ③ - ④ 木野谷川 (河川含まず)
- ④ - ⑤ 国道9号から東側へ300mのライン
- ⑤ - ⑥ 枕瀬木の口上の字界
- ⑥ - ⑦ 国道9号から西側へ200mのライン
- ⑦ - ⑧ JR山口線小川トンネル坑口のライン
- ⑧ - ⑨ JR山口線 (鉄道含む)
- ⑨ - ① 麓耕景観形成地区との境界  
(尾根筋「林班19小班は」と「林班19小班ろ」の境界)

## (2) 良好な景観の形成に関する方針 (法第8条第3項関係)

### 【町並み形成の沿革】

古来より国道9号沿線は津和野町の交通の要衝として発展し、沿道に点在する集落と田園が青野山を背景に景観を形づくってきました。移動の中で常に視野に入る青野山の姿は、城下町の風致とともに町のアイデンティティを形成してきました。

### 【景観特性】

#### 1. 象徴的眺望の確保

青野山の秀麗な山容は町の象徴であり、国道やJRから連続的に眺められる点に価値があります。

#### 2. 移動景観の連続性

沿線の集落や田園は、移動に伴い変化する眺めを豊かにし、青野山を際立たせています。

#### 3. 田園と集落の調和

農村的な景観が山の眺望を引き立て、地域特有の風情を演出しています。

#### 4. 玄関口としての性格

町を訪れる人が最初に目にする風景であり、津和野の印象を決定づける役割を担っています。

### 【景観形成上の課題】

#### 1. 眺望阻害の懸念

沿道に無秩序に建てられる建築物や広告物が青野山への視界を妨げ、眺望の質を低下させる恐れがあります。

#### 2. 集落の老朽化と空洞化

沿線集落の建物は老朽化が進んでおり、空き家の増加とともに景観の連続性が失われる懸念があります。

#### 3. 交通環境による影響

国道の交通量増大や道路拡幅に伴う環境変化が、沿道の景観に圧迫感や不調和をもたらす可能性があります。

#### 4. 観光と生活の調整

青野山を目的とした観光客の増加により、沿線住民の生活環境と景観保全の調和が求められます。

### 【景観形成基本方針】

#### 1. 眺望景観の保全

青野山を望む視点場を明確にし、建築物や工作物の高さ・配置・色彩を規制・誘導することで、眺望景観の質を維持します。

#### 2. 集落景観の維持と再生

沿線集落の伝統的な景観要素を保存しつつ、空き家や老朽化建物を地域資源として活用できる仕組みを整えます。

### 3. 交通景観の整備

道路沿いの電柱や標識、看板などを整理し、移動の中で美しい青野山の姿を一貫して楽しめる環境を整備します。

### 4. 玄関口景観の演出

国道や JR から最初に目にする景観を町の顔として位置付け、観光と生活の両面から調和のとれた景観整備を進めます。



国道9号（滝元地区）から青野山を望む



滝元地区の石州赤瓦の集落



国道9号（直地地区）から青野山を望む



国道9号（野広第一大橋）から青野山を望む

### (3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第2号関係)

【行為】建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去

事 項	景観形成基準
位置	ア 周辺に対し突出しない配置や位置に配慮・工夫すること。 イ 眺望を保全すること。 ウ 青野山の象徴的景観を確保・保全するよう努めること。
高さ	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 イ 主要展望地の眺望や見通しを妨げることのないよう高さに配慮するよう努めること。
形態・意匠	ア 景観遺産等の良好な景観と調和するよう形態・意匠に配慮するよう努めること。 イ 生活文化景観の形成に努めること。 ウ 自然と歴史的景観に調和する形態・意匠とするよう努めること。
色彩・素材 (屋根を除く)	ア 周辺景観と調和する落ち着いた色調とすること。 イ 自然素材又はこれに類する仕上げとすること。 ウ 自然景観に調和する落ち着いた色調とするよう努めること。 (色彩基準シート3)
敷地内の緑化	ア 敷地内の修景緑化に努めること。 イ 境界部の生け垣化や修景に努めること。 ウ 地域固有の樹木草花による緑化に努めること。
屋根	ア 勾配屋根を使用するよう努めること。 イ 石州瓦及びこれに類する仕上げ*1とするよう努めること。
付属建築物及び施設	ア 主建築物との調和に配慮し、一体的な形態・意匠・色彩とするよう努めること。 イ 目立たない位置・配置等に配慮・工夫するよう努めること。 ウ 高さは、主建築物の高さ以内とすること。 エ 屋根は、主建築物と同等のものとするよう努めること。
照明	ア 周辺の生態等の環境に配慮するよう努めること。 イ 周辺の夜景との調和に配慮し、過剰照明にならないよう努めること。
建築設備 (ガス、暖房、冷房、煙突・太陽光パネル等)	□ 建築設備(太陽光パネルを除く) ア 主要道路*2から過度に目立たないよう努めること。 □ 太陽光パネル ア 眺望点*2からの景観に配慮し、過度に目立たないよう努めること。 イ 色彩は、屋根と調和する落ち着いた低明度・低彩度のものとし、反射や光沢を避けるよう努めること。 ウ 整然とした配置を保ち、建物全体との一体感を損なわないよう努めること。
施設や土地の利用	ア 空き家や空地が生じないように配慮し、その回避に努めること。 イ 家屋および敷地の適切な維持管理、周囲との調和を図る修景を行うよう努めること。 ウ 景観に配慮した駐車場の修景に努めること。 エ 耕作地や森林については、継続的な維持管理に努めること。

【行為】工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去（１）

事 項	景観形成基準
共通事項	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 ただし、機能上必要な場合、その他やむを得ない理由がある場合は別途審議を行うこと。
門、垣、その他これらに類するもの（支持物を含む） * 垣の種類：板塀、ブロック塀、金網フェンス、石垣	ア 周辺と連続的な景観の形成に努めること。 イ 田園と一体の景観の形成に努めること。
擁壁その他これらに類するもの	ア 擁壁を設ける場合には、外観の意匠を工夫し、圧迫感を軽減するように努めること。
煙突、排気塔その他これらに類するもの	ア 周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。 イ 特に突出したものは設置しないように努めること。
鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの（自立型の支柱状工作物全般、ただし電気・通信インフラを除く） * 照明柱、標識柱、信号柱、カメラ・センサー柱、案内板・サイン柱、門柱・ゲート構造、旗ざお・ポール類など	ア 特に突出したものは設置しないように努めること。 イ 道路を跨ぐ門柱・ゲート構造の工作物の設置は避け、できる限りすっきりした形態・意匠とするよう努めること。 ただし、道路を跨ぐ構造の鳥居は、地域の歴史的風致を象徴するものとして設置を許容する。
電波塔、記念塔、物見塔、装飾塔、その他これらに類するもの * 独立した建造物	ウ 周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。 朱色の使用は日本古来の伝統的な色彩として認めるが、周辺の自然環境および町並みとの調和に十分留意すること。
高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
彫像、記念碑、塔、門、鳥居、モニュメントその他これらに類するもの	
観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの	
コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	ア この地区への設置は控えるよう努めること。 イ 設置する場合、すっきりとした形態・意匠とすると共に、けばけばしい色彩を避け、周辺の景観との調和に配慮するよう努めること。
石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設	ウ 敷地外周部には施設の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うよう努めること。
汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの	

【行為】工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去（２）

事 項	景観形成基準
自動車車庫の用に供する立体的施設	<p>ア この地区への設置は避けるよう努めること。</p> <p>イ 設置する場合は、すっきりとした形態及び意匠とし、周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。</p> <p>ウ 敷地外周部には、周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うよう努めること。</p>
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線（アンテナ）その他これらに類するもの（これらの支持物を含む） *電線、ケーブル、アンテナ、電柱・鉄塔（それを支えるもの）	<p>ア 形態は簡素なものとし、低彩度・低明度の茶系統等、周辺景観と調和する落ち着いた色調とすること。</p> <p>イ 電柱は、高さを15m以下とするよう努めること。</p> <p>ウ 鉄塔・電柱を設置する場合は、周辺景観への影響を最小限に抑えるよう努めること。</p>
自動販売機	<p>ア 景観が損なわれないよう適切に維持管理すること。</p>
物干し場	—
屋外広告物	<p>ア 屋上看板、公共空間占用の突出看板の掲出を禁止する。</p> <p>イ 蛍光性のある塗料を使用しないこと。</p> <p>ウ 周辺の景観に配慮した形態・意匠・色彩及び規模とすること。</p> <p>エ 表示総面積20㎡以内とすること。</p>
再生可能エネルギー施設 （自立式の太陽光発電施設等）	<p>ア 稜線および山頂付近への設置を避けること。</p> <p>イ 眺望点*2から見えない位置に設置するよう努めること。</p> <p>ウ 特に突出したものは設置しないよう努めること。</p> <p>エ 植栽や周辺景観と調和する塀などにより視線を遮り、施設の視認を抑制するよう努めること。</p> <p>オ 色彩は、黒、ダークグレー、茶色などの低明度・低彩度で落ち着いた色調とするよう努めること。</p> <p>カ パネルは、防眩性および低反射性を有するものを使用し、太陽光の反射による眺望への影響を防止するよう努めること。</p>

【行為】屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積

事 項	景観形成基準
遮へい	<p>ア 敷地外からの出入口は、最小限に限定すること。</p> <p>イ 眺望点*2から直接見えないよう、堆積の位置や方法・被覆に工夫すること。</p> <p>ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。</p>
堆積の方法	<p>ア 周辺の景観に配慮して適切な集積、貯蔵、維持管理に努め、放置しないよう努めること。</p> <p>イ 眺望点*2から直接見えないよう、物の位置や堆積方法に配慮するよう努めること。</p> <p>ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。</p>

【行為】土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更

事 項	景観形成基準
遮へい	ア 敷地外からの出入口は、最小限に限定すること。 イ 眺望点*2 から直接見えないよう、採取・掘採位置や方法に配慮するよう努めること。 ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。
事後の処理	ア 長大な法面または擁壁を生じないように努めること。 イ 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の景観との調和に努めること。 ウ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。
緑化環境	ア 行為を終了した箇所から、速やかに地域の植生と調和した緑化修景に努めること。 また、自然環境の復元に努めること。

【行為】都市計画法第4条第12号に規定する開発行為その他政令で定める行為

事 項	景観形成基準
変更後の形状	ア 長大な法面または擁壁を生じないように努めること。 イ 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とすること。 ウ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。 エ 行為後の、土地の不整形な分割や細分化、造成を避けること。
緑化	ア 行為に際して、地域の植生と調和した緑化修景に努めること。
伐採	ア 周辺の景観に配慮し、皆伐や大規模な木竹の伐採は避けること。
環境	ア 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。

【行為】木竹の伐採

事 項	景観形成基準
伐採	ア 周辺の景観に配慮し、皆伐や大規模な木竹の伐採は避けること。
環境	ア 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。

【行為】水面の埋立

事 項	景観形成基準
変更後の形状	ア 沼池や田等水面の埋立にあたり、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等に努めること。

\*1 赤茶色またはグレー、青、緑系、それに近似する色味を有する瓦屋根等

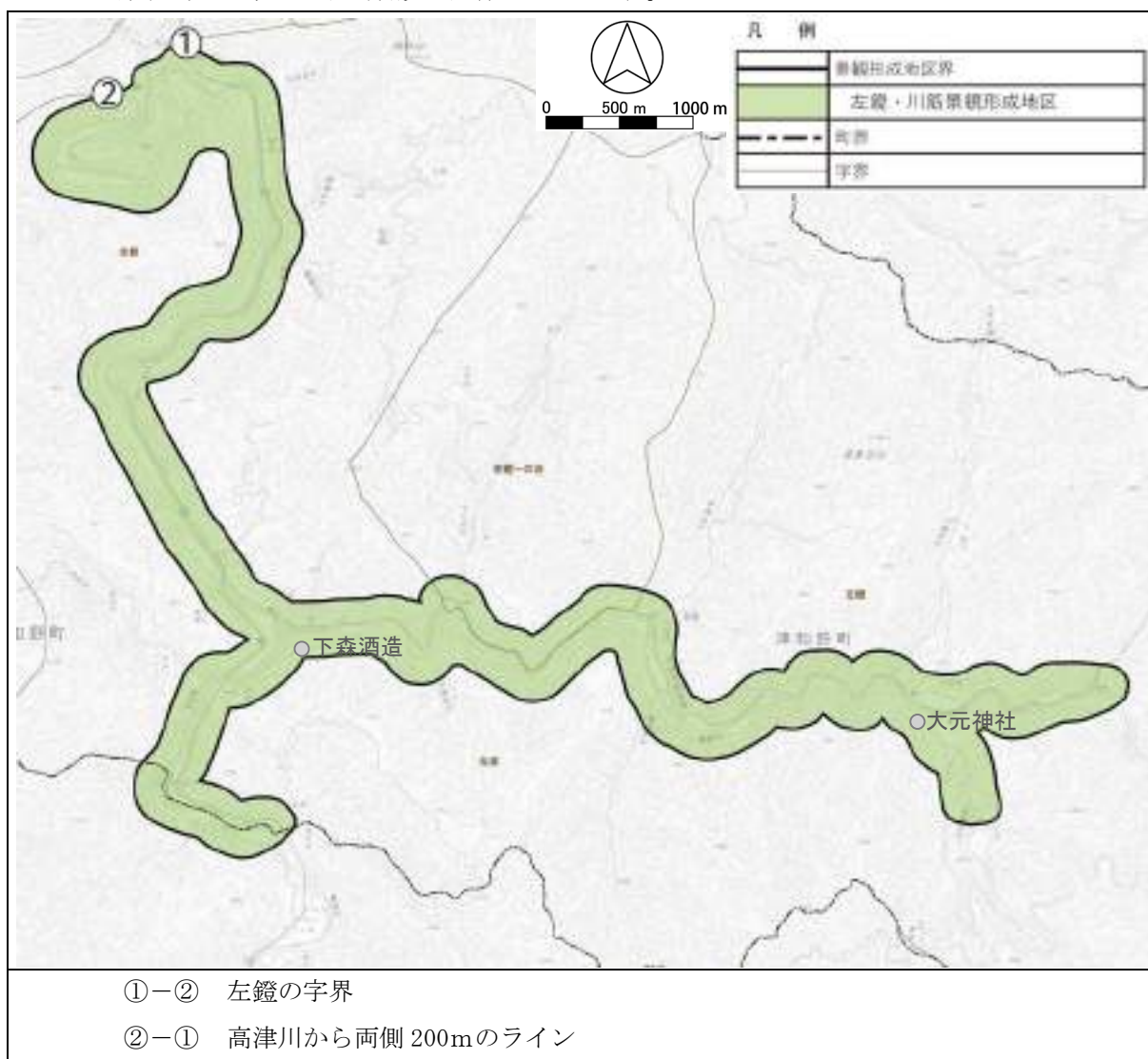
\*2 「景観ゾーニング・地域資源図」（第2章 18-21P）参照

## 11. 左鏡・川筋景観形成地区

### (1) 区域 (法第8条第2項第1号関係)

#### ■ 高津川本支流の、自然と一体的な川筋集落景観づくり

- 吉賀川（高津川）およびその支流である横道川は、津和野町を象徴する河川景観軸であり、水景の要として町の風景を形づくっています。吉賀川に沿って走る国道187号は、これらの川とともに道路景観軸を形成しており、美しい溪谷や集落、棚田などが点在することから、この一帯を「左鏡・川筋景観形成地区」として指定します。
- また、吉賀川（高津川）および横道川流域には、溪流景観と安蔵寺山山塊をはじめとする緑深い山林、さらに谷あい広がる主水畑やワサビ田などの集落景観が連なり、津和野町の典型的な景観を形成しています。



## (2) 良好な景観の形成に関する方針 (法第8条第3項関係)

### 【町並み形成の沿革】

この地域は、古くから清流に支えられた農業と生活文化が根付いており、石積み棚田や段畑は先人の営みの記録として現在も残っています。川沿いの集落は、豊かな自然と共生しながら形成され、津和野を代表する農村的風景のひとつを形づくってきました。

### 【景観特性】

#### 1. 渓谷と川筋の景観

清流と渓谷が織りなす景観は、四季ごとに異なる美しさを見せ、地域を象徴する自然資源となっています。

#### 2. 農耕景観の象徴性

石積み棚田や段畑は、地域の暮らしを反映し、農耕文化の象徴として高い景観的価値を有します。

#### 3. 山林と集落の一体感

背後の安蔵寺山山塊の深い緑が、川筋の集落景観に奥行きを与えています。

#### 4. 生活文化の継承

川沿いに展開する小規模集落は、伝統的な建築や生活様式を色濃く残しています。

### 【景観形成上の課題】

#### 1. 農耕景観の衰退

棚田や段畑の耕作放棄が進み、石積みの崩壊や農地の荒廃による景観の喪失が懸念されます。

#### 2. 水辺環境の変化

洪水対策や護岸工事によって、川本来の自然景観が損なわれる可能性があります。

#### 3. 生活インフラと景観の調和

道路や橋梁、電力施設の更新が、自然景観と調和しない形で行われる恐れがあります。

#### 4. 人口減少による景観維持の困難

若い担い手の減少により、農地や集落景観の維持管理が難しくなりつつあります。

### 【景観形成基本方針】

#### 1. 清流と渓谷の保全

川筋の自然景観を守るとともに、洪水対策や護岸工事は景観に配慮した方法で実施します。

#### 2. 農耕景観の保存と活用

棚田や段畑を文化的景観として保存し、観光や教育資源として活用することで維持につなげます。

#### 3. 集落景観の調和

新築や改修は自然環境や伝統的景観と調和する意匠・色彩を採用し、地域の統一感を

守ります。

#### 4. 地域文化の継承支援

水利用や農作業など地域に根差した生活文化を継承する取り組みを支援し、景観の持続的保全につなげます。



高津川の溪流



高津川の溪流



高津川での釣り



高津川で遊ぶ人々



左鎧集落



谷あいの棚田



横道川沿川の集落



横道川沿川の下森酒造

### (3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第2号関係)

【行為】建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去

事 項	景観形成基準
位置	ア 周辺に対し突出しない配置や位置に配慮・工夫すること。 イ 眺望を保全すること。 ウ 河川眺望景観を確保・保全するよう努めること。
高さ	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 イ 主要展望地の眺望や見通しを妨げるものがないよう高さに配慮するよう努めること。
形態・意匠	ア 景観遺産等の良好な景観と調和するよう形態・意匠に配慮するよう努めること。 イ 生活文化景観の形成に努めること。 ウ 自然と歴史的景観に調和する形態・意匠とするよう努めること。
色彩・素材 (屋根を除く)	ア 周辺景観と調和する落ち着いた色調とすること。 イ 自然素材又はこれに類する仕上げとすること。 ウ 自然景観に調和する落ち着いた色調とするよう努めること。 (色彩基準シート3)
敷地内の緑化	ア 敷地内の修景緑化に努めること。 イ 境界部の生け垣化や修景に努めること。 ウ 地域固有の樹木草花による緑化に努めること。
屋根	ア 勾配屋根を使用するよう努めること。 イ 石州瓦及びこれに類する仕上げ*1とするよう努めること。
付属建築物及び施設	ア 主建築物との調和に配慮し、一体的な形態・意匠・色彩とするよう努めること。 イ 目立たない位置・配置等に配慮・工夫するよう努めること。 ウ 高さは、主建築物の高さ以内とすること。 エ 屋根は、主建築物と同等のものとするよう努めること。
照明	ア 周辺の生態等の環境に配慮するよう努めること。 イ 周辺の夜景との調和に配慮し、過剰照明にならないよう努めること。
建築設備 (ガス、暖房、冷房、煙突・太陽光パネル等)	□ 建築設備 (太陽光パネルを除く) ア 主要道路*2から過度に目立たないよう努めること。 □ 太陽光パネル ア 眺望点*2からの景観に配慮し、過度に目立たないよう努めること。 イ 色彩は、屋根と調和する落ち着いた低明度・低彩度のものとし、反射や光沢を避けるよう努めること。 ウ 整然とした配置を保ち、建物全体との一体感を損なわないよう努めること。
施設や土地の利用	ア 空き家や空地が生じないように配慮し、その回避に努めること。 イ 家屋および敷地の適切な維持管理、周囲との調和を図る修景を行うよう努めること。 ウ 景観に配慮した駐車場の修景に努めること。 エ 耕作地や森林については、継続的な維持管理に努めること。

【行為】工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去（１）

事 項	景観形成基準
共通事項	<p>ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 ただし、機能上必要な場合、その他やむを得ない理由がある場合は別途審議を行うこと。</p>
門、垣、その他これらに類するもの（支持物を含む） * 垣の種類：板塀、ブロック塀、金網フェンス、石垣	<p>ア 周辺と連続的な景観の形成に努めること。 イ 田園と一体の景観の形成に努めること。</p>
擁壁その他これらに類するもの	<p>ア 擁壁を設ける場合には、外観の意匠を工夫し、圧迫感を軽減するように努めること。</p>
煙突、排気塔その他これらに類するもの	<p>ア 周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。 イ 特に突出したものは設置しないように努めること。</p>
鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの（自立型の支柱状工作物全般、ただし電気・通信インフラを除く） * 照明柱、標識柱、信号柱、カメラ・センサー柱、案内板・サイン柱、門柱・ゲート構造、旗ざお・ポール類など	<p>ア 特に突出したものは設置しないように努めること。 イ 道路を跨ぐ門柱・ゲート構造の工作物の設置は避け、できる限りすっきりした形態・意匠とするよう努めること。 ただし、道路を跨ぐ構造の鳥居は、地域の歴史的風致を象徴するものとして設置を許容する。</p>
電波塔、記念塔、物見塔、装飾塔、その他これらに類するもの * 独立した建造物	<p>ウ 周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。 朱色の使用は日本古来の伝統的な色彩として認めるが、周辺の自然環境および町並みとの調和に十分留意すること。</p>
高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
彫像、記念碑、塔、門、鳥居、モニュメントその他これらに類するもの	
観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの	
コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	<p>ア この地区への設置は控えるよう努めること。 イ 設置する場合、すっきりとした形態・意匠とすると共に、けばけばしい色彩を避け、周辺の景観との調和に配慮するよう努めること。</p>
石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設	<p>ウ 敷地外周部には施設の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うよう努めること。</p>
汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの	

【行為】工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去（２）

事 項	景観形成基準
自動車車庫の用に供する立体的施設	<p>ア この地区への設置は避けるよう努めること。</p> <p>イ 設置する場合は、すっきりとした形態及び意匠とし、周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。</p> <p>ウ 敷地外周部には、周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うよう努めること。</p>
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線（アンテナ）その他これらに類するもの（これらの支持物を含む） *電線、ケーブル、アンテナ、電柱・鉄塔（それを支えるもの）	<p>ア 形態は簡素なものとし、低彩度・低明度の茶系統等、周辺景観と調和する落ち着いた色調とすること。</p> <p>イ 電柱は、高さを15m以下とするよう努めること。</p> <p>ウ 鉄塔・電柱を設置する場合は、周辺景観への影響を最小限に抑えるよう努めること。</p>
自動販売機	ア 景観が損なわれないよう適切に維持管理すること。
物干し場	—
屋外広告物	<p>ア 屋上看板、公共空間占用の突出看板の掲出を禁止する。</p> <p>イ 蛍光性のある塗料を使用しないこと。</p> <p>ウ 周辺の景観に配慮した形態・意匠・色彩及び規模とすること。</p> <p>エ 表示総面積20㎡以内とすること。</p>
再生可能エネルギー施設 （自立式の太陽光発電施設等）	<p>ア 稜線および山頂付近への設置を避けること。</p> <p>イ 眺望点*<sup>2</sup>から見えない位置に設置するよう努めること。</p> <p>ウ 特に突出したものは設置しないよう努めること。</p> <p>エ 植栽や周辺景観と調和する塀などにより視線を遮り、施設の視認を抑制するよう努めること。</p> <p>オ 色彩は、黒、ダークグレー、茶色などの低明度・低彩度で落ち着いた色調とするよう努めること。</p> <p>カ パネルは、防眩性および低反射性を有するものを使用し、太陽光の反射による眺望への影響を防止するよう努めること。</p>

【行為】屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積

事 項	景観形成基準
遮へい	<p>ア 敷地外からの出入口は、最小限に限定すること。</p> <p>イ 眺望点*<sup>2</sup>から直接見えないよう、堆積の位置や方法・被覆に工夫すること。</p> <p>ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。</p>
堆積の方法	<p>ア 周辺の景観に配慮して適切な集積、貯蔵、維持管理に努め、放置しないよう努めること。</p> <p>イ 眺望点*<sup>2</sup>から直接見えないよう、物の位置や堆積方法に配慮するよう努めること。</p> <p>ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。</p>

【行為】土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更

事 項	景観形成基準
遮へい	ア 敷地外からの出入口は、最小限に限定すること。 イ 眺望点*2 から直接見えないよう、採取・掘採位置や方法に配慮するよう努めること。 ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。
事後の処理	ア 長大な法面または擁壁を生じないように配慮すること。 イ 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の景観との調和に努めること。 ウ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。
緑化環境	ア 行為を終了した箇所から、速やかに地域の植生と調和した緑化修景に努めること。 また、自然環境の復元に努めること。

【行為】都市計画法第4条第12号に規定する開発行為その他政令で定める行為

事 項	景観形成基準
変更後の形状	ア 長大な法面または擁壁を生じないように努めること。 イ 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とすること。 ウ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。 エ 行為後の、土地の不整形な分割や細分化、造成を避けること。
緑化	ア 行為に際して、地域の植生と調和した緑化修景に努めること。
伐採	ア 周辺の景観に配慮し、皆伐や大規模な木竹の伐採は避けること。
環境	ア 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。

【行為】木竹の伐採

事 項	景観形成基準
伐採	ア 周辺の景観に配慮し、皆伐や大規模な木竹の伐採は避けること。
環境	ア 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。

【行為】水面の埋立

事 項	景観形成基準
変更後の形状	ア 沼池や田等水面の埋立にあたり、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等に努めること。

\*1 赤茶色またはグレー、青、緑系、それに近似する色味を有する瓦屋根等

\*2 「景観ゾーニング・地域資源図」（第2章 18-21P）参照

## 12. 枕瀬景観形成地区

### (1) 区域 (法第8条第2項第1号関係)

#### ■ 川とまちが共生し、賑わいが広がる景観づくり

- 高津川と津和野川の合流部に位置する枕瀬地区は、両河川の流れが生み出す広がりのある水辺景観と、石州赤瓦による統一感のある町並み景観が調和する区域であり、「枕瀬景観形成地区」として指定します。
- 当地区は、JR 線および国道9号が通過する交通の結節点として発展してきた地域であり、古くから人と物の交流の場として機能してきました。
- また、吉賀川（高津川）および津和野川の自然と町並みが融合した広がりのある景観を有し、河川景観軸の合流点であるとともに、国道9号および国道187号の道路景観軸が交わる地点にも位置しています。津和野町の北東部における拠点景観として、今後の景観形成が特に期待される地区です。



日原駅



日原天文台



吉賀川と津和野川の合流部 背後に枕瀬山を望む



日原駅前 枕瀬地区の町並み



## (2) 良好な景観の形成に関する方針 (法第8条第3項関係)

### 【町並み形成の沿革】

枕瀬地区は JR 線や国道 9 号が通過する交通の結節点として位置づけられ、現代においても地域の交通・物流の中心的役割を担っています。広がる町並みは、河川合流部の自然環境と調和し、赤瓦の屋根が連なる景観が一体感を生み出しています。

### 【景観特性】

#### 1. 交通の結節点

JR 日原駅や国道 9 号・187 号が交差する交通拠点であり、地域の玄関口としての性格を持っています。

#### 2. 河川と道路の交差による開放的景観

高津川沿いに広がる地形と道路軸が重なり、広がりのある開放的な景観を形成しています。

#### 3. 近代以降の発展の象徴

鉄道・道路交通により発展した近代的町並みが残っています。

### 【景観形成上の課題】

#### 1. 日原地区との調和

隣接する日原地区との景観的つながりを意識しつつ、それぞれの地域特性を活かした調和の取れた景観形成が求められています。

#### 2. 看板・建築デザインの乱立防止

道路沿いにおける無秩序な広告物や建物形態が景観を損なう懸念があり、適切なデザイン誘導が必要です。

### 【景観形成基本方針】

#### 1. 交通景観の調和的整備

国道沿道における建築物や看板、色彩のデザインを誘導し、統一感のある調和的な景観を形成します。

#### 2. 開放的で清潔感ある町並みの演出

過度な規制を避けながら、交通や商業活動と調和する明快で心地よい景観づくりを推進します。

#### 3. 日原地区との一体的景観形成

石州赤瓦など地域的な要素を部分的に継承しつつ、近代的な町並みとのバランスを図り、一体的な景観形成を目指します。

### (3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第2号関係)

【行為】建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去

事 項	景観形成基準
位置	ア 周辺に対し突出しない配置や位置に配慮・工夫すること。 イ 眺望を保全すること。 ウ 河川眺望景観を確保・保全するよう努めること。
高さ	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 イ 主要展望地の眺望や見通しを妨げるものがないよう高さに配慮するよう努めること。
形態・意匠	ア 景観遺産等の良好な景観と調和するよう形態・意匠に配慮するよう努めること。 イ 生活文化景観の形成に努めること。 ウ 河川の周辺景観に調和する形態・意匠とするよう努めること。
色彩・素材 (屋根を除く)	ア 周辺景観と調和する落ち着いたある色調とすること。 イ 自然素材又はこれに類する仕上げとすること。 ウ 自然景観に調和する落ち着いたある色調とするよう努めること。 (色彩基準シート3)
敷地内の緑化	ア 敷地内の修景緑化に努めること。 イ 境界部の生け垣化や修景に努めること。 ウ 地域固有の樹木草花による緑化に努めること。
屋根	ア 勾配屋根を使用するよう努めること。 イ 石州瓦及びこれに類する仕上げ*1とするよう努めること。
附属建築物及び施設	ア 主建築物との調和に配慮し、一体的な形態・意匠・色彩とするよう努めること。 イ 目立たない位置・配置等に配慮・工夫するよう努めること。 ウ 高さは、主建築物の高さ以内とすること。 エ 屋根は、主建築物と同等のものとするよう努めること。
照明	ア 周辺の生態等の環境に配慮するよう努めること。 イ 周辺の夜景との調和に配慮し、過剰照明にならないよう努めること。
建築設備 (ガス、暖房、冷房、煙突・太陽光パネル等)	□ 建築設備 (太陽光パネルを除く) ア 主要道路*2から過度に目立たないよう努めること。 □ 太陽光パネル ア 眺望点*2からの景観に配慮し、過度に目立たないよう努めること。 イ 色彩は、屋根と調和する落ち着いた低明度・低彩度のものとし、反射や光沢を避けるよう努めること。 ウ 整然とした配置を保ち、建物全体との一体感を損なわないよう努めること。
施設や土地の利用	ア 空き家や空地が生じないように配慮し、その回避に努めること。 イ 家屋および敷地の適切な維持管理、周囲との調和を図る修景を行うよう努めること。 ウ 景観に配慮した駐車場の修景に努めること。 エ 耕作地や森林については、継続的な維持管理に努めること。

【行為】工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去（１）

事 項	景観形成基準
交通事項	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 ただし、機能上必要な場合、その他やむを得ない理由がある場合は別途審議を行うこと。
門、垣、その他これらに類するもの（支持物を含む） * 垣の種類：板塀、ブロック塀、金網フェンス、石垣	ア 周辺と連続的な景観の形成に努めること。 イ 田園と一体の景観の形成に努めること。
擁壁その他これらに類するもの	ア 擁壁を設ける場合には、外観の意匠を工夫し、圧迫感を軽減するように努めること。
煙突、排気塔その他これらに類するもの	ア 周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。 イ 特に突出したものは設置しないように努めること。
鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの（自立型の支柱状工作物全般、ただし電気・通信インフラを除く） * 照明柱、標識柱、信号柱、カメラ・センサー柱、案内板・サイン柱、門柱・ゲート構造、旗ざお・ポール類など	ア 特に突出したものは設置しないように努めること。 イ 道路を跨ぐ門柱・ゲート構造の工作物の設置は避け、できる限りすっきりした形態・意匠とするよう努めること。 ただし、道路を跨ぐ構造の鳥居は、地域の歴史的風致を象徴するものとして設置を許容する。
電波塔、記念塔、物見塔、装飾塔、その他これらに類するもの * 独立した建造物	ウ 周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。 朱色の使用は日本古来の伝統的な色彩として認めるが、周辺の自然環境および町並みとの調和に十分留意すること。
高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
彫像、記念碑、塔、門、鳥居、モニュメントその他これらに類するもの	
観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの	
コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	ア この地区への設置は控えるよう努めること。 イ 設置する場合、すっきりとした形態・意匠とすると共に、けばけばしい色彩を避け、周辺の景観との調和に配慮するよう努めること。
石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設	ウ 敷地外周部には施設の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うよう努めること。
汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの	

【行為】工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去（２）

事 項	景観形成基準
自動車車庫の用に供する立体的施設	<p>ア この地区への設置は避けるよう努めること。</p> <p>イ 設置する場合は、すっきりとした形態及び意匠とし、周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。</p> <p>ウ 敷地外周部には、周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うよう努めること。</p>
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線（アンテナ）その他これらに類するもの（これらの支持物を含む） * 電線、ケーブル、アンテナ、電柱・鉄塔（それを支えるもの）	<p>ア 形態は簡素なものとし、低彩度・低明度の茶系統等、周辺景観と調和する落ち着いた色調とすること。</p> <p>イ 電柱は、高さを15m以下とするよう努めること。</p> <p>ウ 鉄塔・電柱を設置する場合は、周辺景観への影響を最小限に抑えるよう努めること。</p>
自動販売機	<p>ア 景観が損なわれないよう適切に維持管理すること。</p>
物干し場	—
屋外広告物	<p>ア 屋上看板、公共空間占用の突出看板の掲出を禁止する。</p> <p>イ 蛍光性のある塗料を使用しないこと。</p> <p>ウ 周辺の景観に配慮した形態・意匠・色彩及び規模とすること。</p> <p>エ 表示総面積 20 m<sup>2</sup>以内とすること。</p>
再生可能エネルギー施設 （自立式の太陽光発電施設等）	<p>ア 稜線および山頂付近への設置を避けること。</p> <p>イ 眺望点*<sup>2</sup>から見えない位置に設置するよう努めること。</p> <p>ウ 特に突出したものは設置しないよう努めること。</p> <p>エ 植栽や周辺景観と調和する塀などにより視線を遮り、施設の視認を抑制するよう努めること。</p> <p>オ 色彩は、黒、ダークグレー、茶色などの低明度・低彩度で落ち着いた色調とするよう努めること。</p> <p>カ パネルは、防眩性および低反射性を有するものを使用し、太陽光の反射による眺望への影響を防止するよう努めること。</p>

【行為】屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積

事 項	景観形成基準
遮へい	<p>ア 敷地外からの出入口は、最小限に限定すること。</p> <p>イ 眺望点*<sup>2</sup>から直接見えないよう、堆積の位置や方法・被覆に工夫すること。</p> <p>ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。</p>
堆積の方法	<p>ア 周辺の景観に配慮して適切な集積、貯蔵、維持管理に努め、放置しないよう努めること。</p> <p>イ 眺望点*<sup>2</sup>から直接見えないよう、物の位置や堆積方法に配慮するよう努めること。</p> <p>ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。</p>

【行為】土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更

事 項	景観形成基準
遮へい	ア 敷地外からの出入口は、最小限に限定すること。 イ 眺望点*2 から直接見えないよう、採取・掘採位置や方法に配慮するよう努めること。 ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。
事後の処理	ア 長大な法面または擁壁を生じないように配慮すること。 イ 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の景観との調和に努めること。 ウ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。
緑化環境	ア 行為を終了した箇所から、速やかに地域の植生と調和した緑化修景に努めること。 また、自然環境の復元に努めること。

【行為】都市計画法第4条第12号に規定する開発行為その他政令で定める行為

事 項	景観形成基準
変更後の形状	ア 長大な法面または擁壁を生じないように努めること。 イ 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とすること。 ウ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。 エ 行為後の、土地の不整形な分割や細分化、造成を避けること。
緑化	ア 行為に際して、地域の植生と調和した緑化修景に努めること。
伐採	ア 周辺の景観に配慮し、皆伐や大規模な木竹の伐採は避けること。
環境	ア 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。

【行為】木竹の伐採

事 項	景観形成基準
伐採	ア 周辺の景観に配慮し、皆伐や大規模な木竹の伐採は避けること。
環境	ア 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。

【行為】水面の埋立

事 項	景観形成基準
変更後の形状	ア 沼池や田等水面の埋立にあたり、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等に努めること。

\*1 赤茶色またはグレー、青、緑系、それに近似する色味を有する瓦屋根等

\*2 「景観ゾーニング・地域資源図」（第2章 18-21P）参照

## 13. 高津川筋景観形成地区

### (1) 区域 (法第8条第2項第1号関係)

#### ■ 高津川流域の、まとまりのある田園集落景観づくり

- 津和野町の中でも数少ない、小規模な平野地が河川流域に広がる地区であり、国道9号およびJR山口線が通過することから、益田方面からの玄関口としての景観を形成しています。この区域を「高津川筋景観形成地区」として指定します。
- 本地区は、高津川の河川景観軸と、国道9号・JR山口線の移動景観軸が交わる地点に位置し、蛇行する高津川と、焦点景として位置づけられる下瀬山(城址)が織りなす景観が、津和野町を代表する典型的な景観を形成しています。



シルクウェイ日原裏の高津川



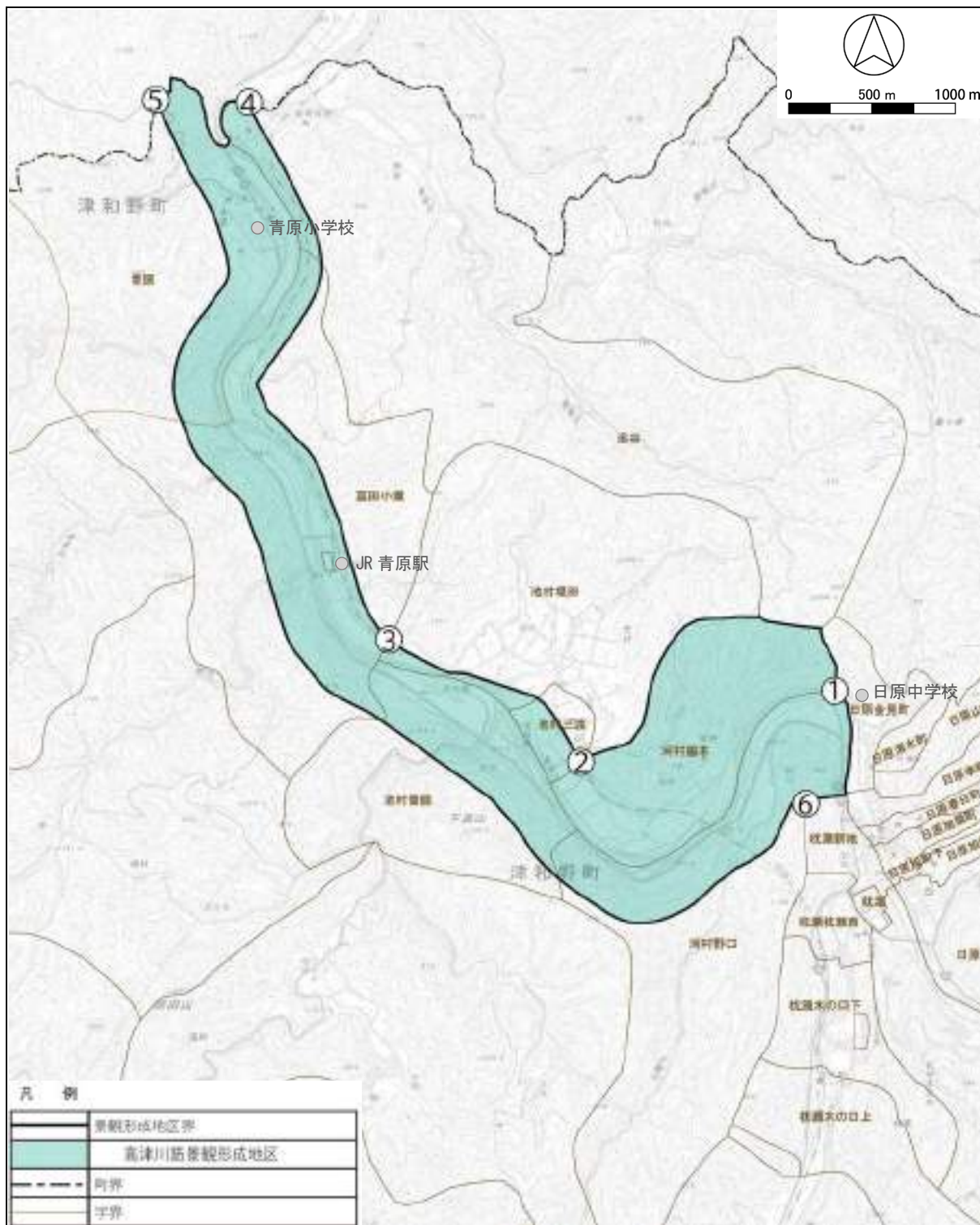
高津川と青原地区を望む



青原八幡宮



河村地区付近の高津川



凡 例	
	景観形成地区界
	高津川筋景観形成地区
	町界
	字界

- ① - ② 河村脇本の字界
- ② - ③ JR 山口線（鉄道敷含む）
- ③ - ④ 国道 9 号から 250m のライン
- ④ - ⑤ 町境
- ⑤ - ⑥ 国道 9 号から 250m のライン
- ⑥ - ① 河村野口の字界

## (2) 良好な景観の形成に関する方針 (法第8条第3項関係)

### 【町並み形成の沿革】

古くから高津川の流域は交通と農業の拠点として発展し、蛇行する川と下瀬山を背景に田園や集落が広がってきました。河川と集落が共生する景観は津和野を代表する典型的な風景のひとつです。

### 【景観特性】

#### 1. 蛇行する高津川の景観

川の自然な蛇行がゆったりとした風景を生み出し、地域の特徴を際立たせています。

#### 2. 下瀬山を焦点とした景観

下瀬山城址を中心とする山並みが、河川景観に奥行きと象徴性を与えています。

#### 3. 移動景観の展開

国道9号やJR山口線からの視点により、川と集落、山並みが連続的に楽しめます。

#### 4. 田園と集落の調和

川辺に広がる田園と伝統的な集落が調和し、地域らしい景観を形成しています。

### 【景観形成上の課題】

#### 1. 河川管理と景観の両立

護岸工事や河川改修により、自然な蛇行や水辺景観が失われる懸念があります。

#### 2. 集落景観の近代化

建物の建て替えや近代的施設の増加により、景観の一体性が崩れる可能性があります。

#### 3. 玄関口としての調整

益田方面から訪れる人々に印象を与える地区として、観光と生活の調和が求められます。

### 【景観形成基本方針】

#### 1. 河川景観の保全

高津川の自然な蛇行や水辺の広がりを守り、護岸整備は景観に配慮して行います。

#### 2. 下瀬山を核とした景観継承

下瀬山を象徴的景観として位置付け、周辺の建築物は高さや色彩に配慮します。

#### 3. 移動景観の演出

国道9号やJR山口線からの視点を重視し、沿道・沿線景観を整理・美化します。

#### 4. 集落景観との調和

田園と集落が調和する伝統的景観を維持し、新しい建築も地域性に即した意匠を採用します。

### (3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第2号関係)

【行為】建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去

事 項	景観形成基準
位置	ア 周辺に対し突出しない配置や位置に配慮・工夫すること。 イ 眺望を保全すること。 ウ 河川眺望景観を確保・保全するよう努めること。
高さ	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 イ 主要展望地の眺望や見通しを妨げることのないよう高さに配慮するよう努めること。
形態・意匠	ア 景観遺産等の良好な景観と調和するよう形態・意匠に配慮するよう努めること。 イ 生活文化景観の形成に努めること。 ウ 河川の周辺景観に調和する形態・意匠とするよう努めること。
色彩・素材 (屋根を除く)	ア 周辺景観と調和する落ち着いた色調とすること。 イ 自然素材又はこれに類する仕上げとすること。 ウ 自然景観に調和する落ち着いた色調とするよう努めること。 (色彩基準シート3)
敷地内の緑化	ア 敷地内の修景緑化に努めること。 イ 境界部の生け垣化や修景に努めること。 ウ 地域固有の樹木草花による緑化に努めること。
屋根	ア 勾配屋根を使用するよう努めること。 イ 石州瓦及びこれに類する仕上げ*1とするよう努めること。
付属建築物及び施設	ア 主建築物との調和に配慮し、一体的な形態・意匠・色彩とするよう努めること。 イ 目立たない位置・配置等に配慮・工夫するよう努めること。 ウ 高さは、主建築物の高さ以内とすること。 エ 屋根は、主建築物と同等のものとするよう努めること。
照明	ア 周辺の生態等の環境に配慮するよう努めること。 イ 周辺の夜景との調和に配慮し、過剰照明にならないよう努めること。
建築設備 (ガス、暖房、冷房、煙突・太陽光パネル等)	<input type="checkbox"/> 建築設備 (太陽光パネルを除く) ア 主要道路*2から過度に目立たないよう努めること。 <input type="checkbox"/> 太陽光パネル ア 眺望点*2からの景観に配慮し、過度に目立たないよう努めること。 イ 色彩は、屋根と調和する落ち着いた低明度・低彩度のものとし、反射や光沢を避けるよう努めること。 ウ 整然とした配置を保ち、建物全体との一体感を損なわないよう努めること。
施設や土地の利用	ア 空き家や空地が生じないように配慮し、その回避に努めること。 イ 家屋および敷地の適切な維持管理、周囲との調和を図る修景を行うよう努めること。 ウ 景観に配慮した駐車場の修景に努めること。 エ 耕作地や森林については、継続的な維持管理に努めること。

【行為】工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去（１）

事 項	景観形成基準
共通事項	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 ただし、機能上必要な場合、その他やむを得ない理由がある場合は別途審議を行うこと。
門、垣、その他これらに類するもの（支持物を含む） * 垣の種類：板塀、ブロック塀、金網フェンス、石垣	ア 周辺と連続的な景観の形成に努めること。 イ 田園と一体の景観の形成に努めること。
擁壁その他これらに類するもの	ア 擁壁を設ける場合には、外観の意匠を工夫し、圧迫感を軽減するように努めること。
煙突、排気塔その他これらに類するもの	ア 周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。 イ 特に突出したものは設置しないように努めること。
鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの（自立型の支柱状工作物全般、ただし電気・通信インフラを除く） * 照明柱、標識柱、信号柱、カメラ・センサー柱、案内板・サイン柱、門柱・ゲート構造、旗ざお・ポール類など	ア 特に突出したものは設置しないように努めること。 イ 道路を跨ぐ門柱・ゲート構造の工作物の設置は避け、できる限りすっきりした形態・意匠とするよう努めること。 ただし、道路を跨ぐ構造の鳥居は、地域の歴史的風致を象徴するものとして設置を許容する。
電波塔、記念塔、物見塔、装飾塔、その他これらに類するもの * 独立した建造物	ウ 周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。 朱色の使用は日本古来の伝統的な色彩として認めるが、周辺の自然環境および町並みとの調和に十分留意すること。
高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
彫像、記念碑、塔、門、鳥居、モニュメントその他これらに類するもの	
観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの	
コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	ア この地区への設置は控えるよう努めること。 イ 設置する場合、すっきりとした形態・意匠とすると共に、けばけばしい色彩を避け、周辺の景観との調和に配慮するよう努めること。
石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設	ウ 敷地外周部には施設の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うよう努めること。
汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの	

【行為】工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去（２）

事 項	景観形成基準
自動車車庫の用に供する立体的施設	<p>ア この地区への設置は避けるよう努めること。</p> <p>イ 設置する場合は、すっきりとした形態及び意匠とし、周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。</p> <p>ウ 敷地外周部には、周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うよう努めること。</p>
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線（アンテナ）その他これらに類するもの（これらの支持物を含む） * 電線、ケーブル、アンテナ、電柱・鉄塔（それを支えるもの）	<p>ア 形態は簡素なものとし、低彩度・低明度の茶系統等、周辺景観と調和する落ち着いた色調とすること。</p> <p>イ 電柱は、高さを 15m以下とするよう努めること。</p> <p>ウ 鉄塔・電柱を設置する場合は、周辺景観への影響を最小限に抑えるよう努めること。</p>
自動販売機	ア 景観が損なわれないよう適切に維持管理すること。
物干し場	—
屋外広告物	<p>ア 屋上看板、公共空間占用の突出看板の掲出を禁止する。</p> <p>イ 蛍光性のある塗料を使用しないこと。</p> <p>ウ 周辺の景観に配慮した形態・意匠・色彩及び規模とすること。</p> <p>エ 表示総面積 20 ㎡以内とすること。</p>
再生可能エネルギー施設 （自立式の太陽光発電施設等）	<p>ア 稜線および山頂付近への設置を避けること。</p> <p>イ 眺望点*<sup>2</sup>から見えない位置に設置するよう努めること。</p> <p>ウ 特に突出したものは設置しないよう努めること。</p> <p>エ 植栽や周辺景観と調和する塀などにより視線を遮り、施設の視認を抑制するよう努めること。</p> <p>オ 色彩は、黒、ダークグレー、茶色などの低明度・低彩度で落ち着いた色調とするよう努めること。</p> <p>カ パネルは、防眩性および低反射性を有するものを使用し、太陽光の反射による眺望への影響を防止するよう努めること。</p>

【行為】屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積

事 項	景観形成基準
遮へい	<p>ア 敷地外からの出入口は、最小限に限定すること。</p> <p>イ 眺望点*<sup>2</sup>から直接見えないよう、堆積の位置や方法・被覆に工夫すること。</p> <p>ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。</p>
堆積の方法	<p>ア 周辺の景観に配慮して適切な集積、貯蔵、維持管理に努め、放置しないよう努めること。</p> <p>イ 眺望点*<sup>2</sup>から直接見えないよう、物の位置や堆積方法に配慮するよう努めること。</p> <p>ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。</p>

【行為】土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更

事 項	景観形成基準
遮へい	ア 敷地外からの出入口は、最小限に限定すること。 イ 眺望点*2 から直接見えないよう、採取・掘採位置や方法によつて努めること。 ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。
事後の処理	ア 長大な法面または擁壁を生じないように努めること。 イ 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の景観との調和に努めること。 ウ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。
緑化環境	ア 行為を終了した箇所から、速やかに地域の植生と調和した緑化修景に努めること。 また、自然環境の復元に努めること。

【行為】都市計画法第4条第12号に規定する開発行為その他政令で定める行為

事 項	景観形成基準
変更後の形状	ア 長大な法面または擁壁を生じないように努めること。 イ 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とすること。 ウ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。 エ 行為後の、土地の不整形な分割や細分化、造成を避けること。
緑化	ア 行為に際して、地域の植生と調和した緑化修景に努めること。
伐採	ア 周辺の景観に配慮し、皆伐や大規模な木竹の伐採は避けること。
環境	ア 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。

【行為】木竹の伐採

事 項	景観形成基準
伐採	ア 周辺の景観に配慮し、皆伐や大規模な木竹の伐採は避けること。
環境	ア 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。

【行為】水面の埋立

事 項	景観形成基準
変更後の形状	ア 沼池や田等水面の埋立にあたり、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等に努めること。

\*1 赤茶色またはグレー、青、緑系、それに近似する色味を有する瓦屋根等

\*2 「景観ゾーニング・地域資源図」（第2章 18-21P）参照

## 14. 建造物の色彩基準

建造物の景観行為において、色彩は次のように使用することを基本とします。

### ① 景観を整える色彩の基本的な配慮事項

景観計画区域における基準に準じます。

### ② 建築物の色彩基準

#### ■ 使用を避ける色彩

景観計画区域における基準に準ずる。

#### ■ 使用を推奨する色彩

##### 【ア 景観計画区域における基調色、配合色】

景観計画区域における基準に準ずる。

##### 【イ 景観計画区域における強調色】

景観計画区域における基準に準ずる。

##### 【ウ 景観形成地区における屋根の色】

重伝建景観形成地区、重伝建周辺景観形成地区、城山景観形成地区、津和野盆地景観形成地区、山並景観形成地区、麓耕景観形成地区、日原景観形成地区、堤田景観形成地区の屋根の色の推奨値は、下表のとおりです。

	色相		明度	彩度
屋根色	N (無彩色)	0.0~9.9	8以下	—
	R (赤)		6以下	6以下
	YR (黄赤)			1以下
	BG (青緑)			
	B (青)		3以下	
	PB (青紫)			

青野山眺望景観形成地区、左鐙・川筋景観形成地区、枕瀬景観形成地区、高津川筋景観形成地区の屋根の色の推奨値は、下表のとおりです。

	色相		明度	彩度
屋根色	N (無彩色)	0.0~9.9	8 以下	—
	R (赤)		6 以下	6 以下
	YR (黄赤)			
	Y (黄)	0.0~4.9Y 5.0~9.9Y		
	GY (黄緑)		6 以下	4 以下
	G (緑)			
	BG (青緑)			
	B (青)			
	PB (青紫)		3 以下	3 以下

### ③ 工作物の色彩基準

#### ■ 使用を推奨する色彩

##### 【ア 景観計画区域における工作物の色】

景観計画区域における基準に準ずる。

##### 【イ 屋外広告物（表示面）等における基調色、配合色】

景観計画区域における基準に準ずる。

##### 【ウ 屋外広告物（表示面）等における強調色】

- 強調色の使用は、色数をできるだけ少なくするとともに、使用面積を最小限度にとどめます。
- 景観にまとまりのある歴史的地域や、景観が整った地区では、強調色の基準は設けるが、区域に調和されているかによっては、使用しないこととします。

	色相		明度	彩度
強調色	N (無彩色)	0.0~9.9	全範囲	—
	R (赤)			10 以下
	YR (黄赤)			
	Y (黄)	0.0~4.9Y 5.0~9.9Y		
	GY (黄緑)			8 以下
	G (緑)			
	BG (青緑)			
	B (青)			
	PB (青紫)			6 以下*1 8 以下*2
	P (紫)			
	RP (赤紫)			

\*1 保全ゾーン、調和ゾーン \*2 共生ゾーン

【エ 強調色等の表示面積について】

- 強調色を使用する場合は、使用する部分の総面積が表示面積の【下表に示す割合】以内となるようにすること。

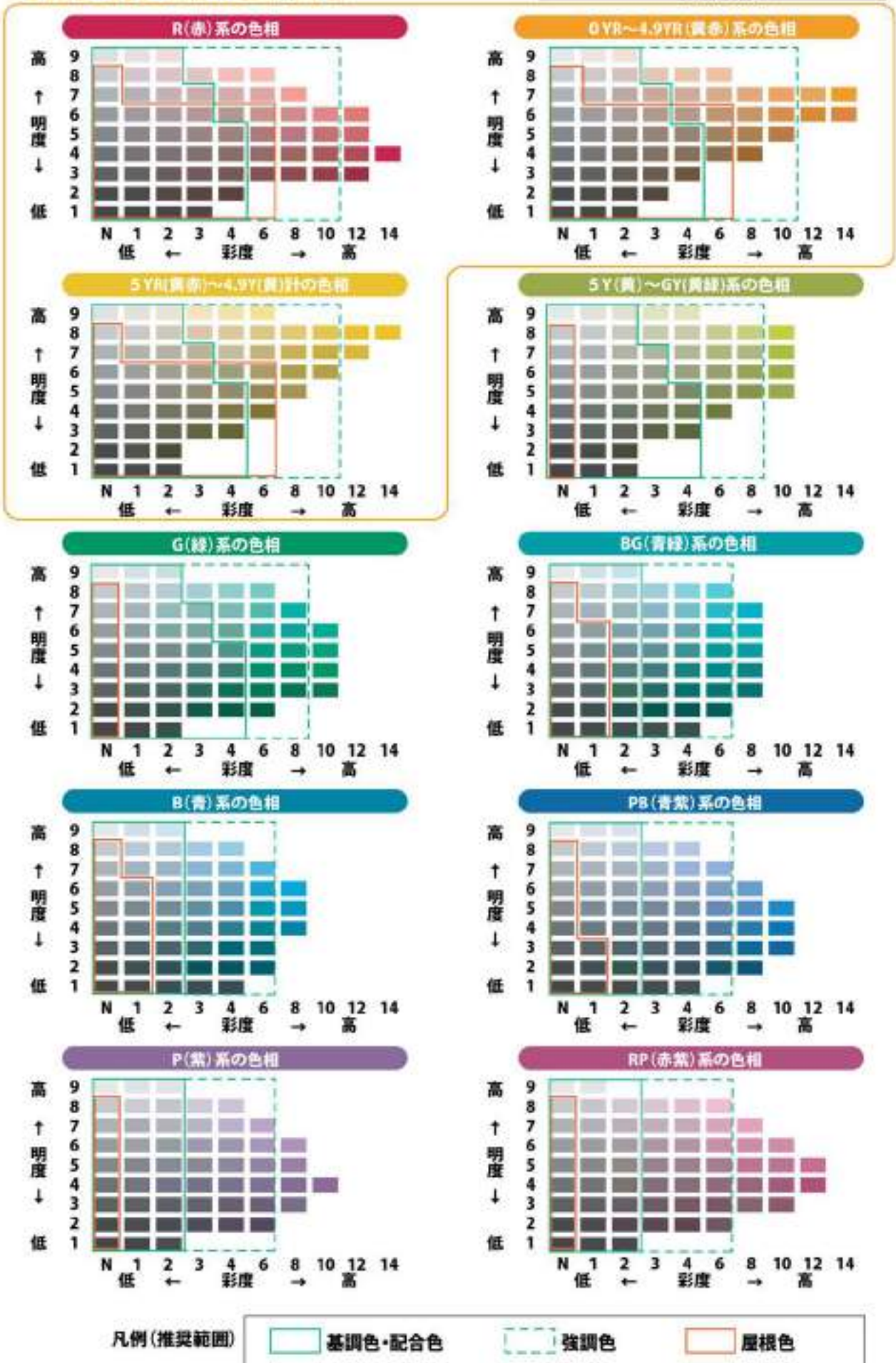
ゾーン別	景観形成地区等	割合	備考
保全ゾーン	重伝建景観形成地区	20%	
調和ゾーン	重伝建周辺景観形成地区		
	城山景観形成地区 津和野盆地景観形成地区		
共生ゾーン	山並景観形成地区	30%	
	麓耕景観形成地区		
	日原景観形成地区		
	堤田景観形成地区		
	青野山眺望景観形成地区		
	左鐙・川筋景観形成地区		
	枕瀬景観形成地区		
高津川筋景観形成地区			

色彩基準の例(主なマンセル表色系を抜粋)

色彩基準シート2

重伝建 重伝建周辺 城山  
津和野盆地 山並 扇耕  
日原 翠田

■ 推奨色 緑色系(津和野町の建物の慣習色)



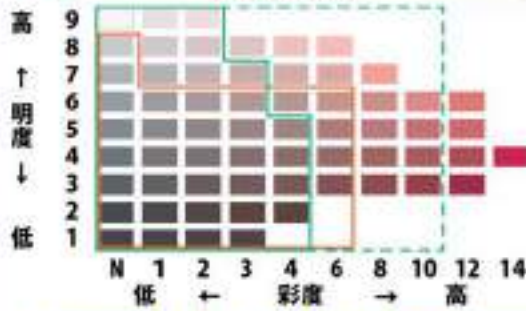
色彩基準の例(主なマンセル表色系を抜粋)

色彩基準シート3

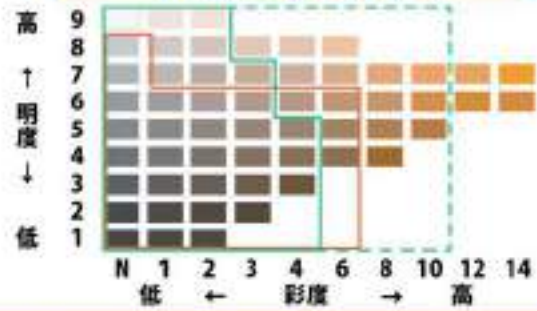
青野山眺望 枕瀬  
左鏡・川筋 高津川筋

■建築物の推奨色 緑色系(津和野町の建築物の慣例色)

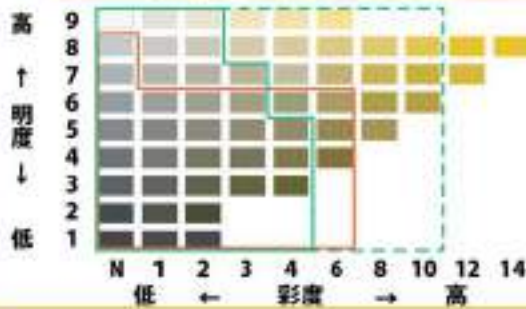
R(赤)系の色相



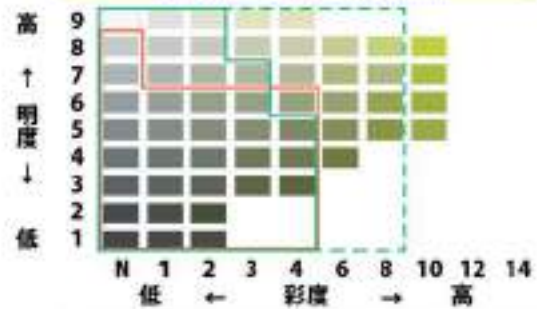
OYR~4.YR(黄赤)系の色相



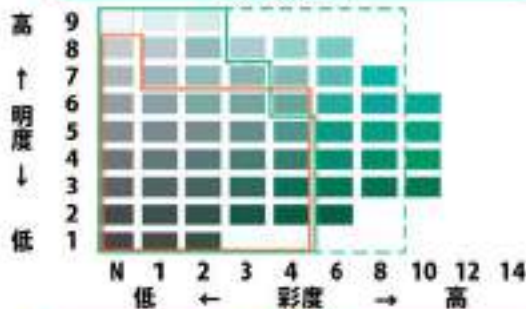
5.YR(黄赤)~4.9Y(黄)計の色相



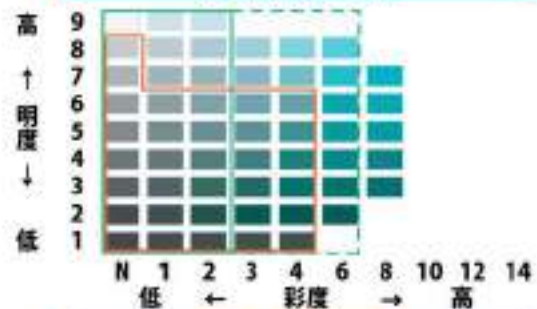
5.Y(黄)~GY(黄緑)系の色相



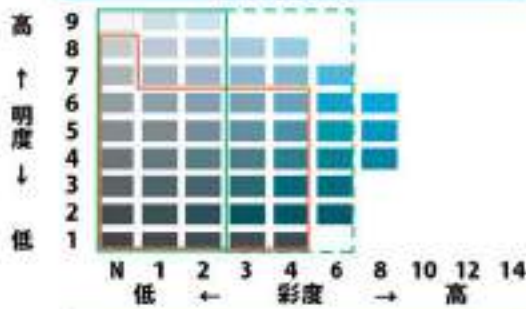
G(緑)系の色相



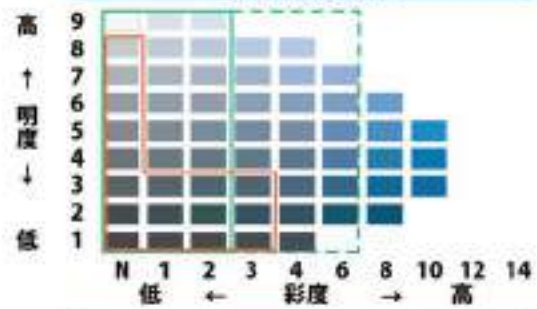
BG(青緑)系の色相



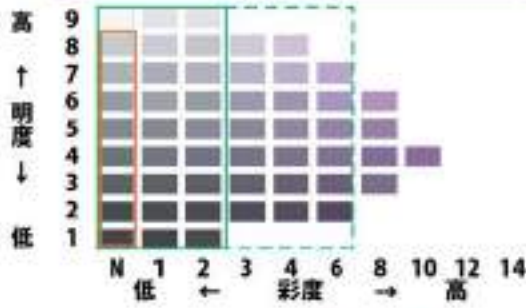
B(青)系の色相



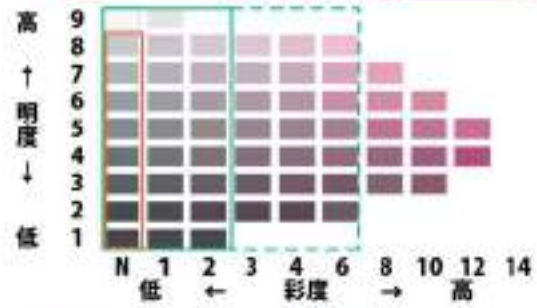
PB(青紫)系の色相



P(紫)系の色相



RP(赤紫)系の色相



凡例(推奨範囲)

基調色・配合色

強調色

屋根色

# 15. 景観形成基準一覧表

区分		景観づくりのテーマ	主要な景観づくりの取り組み
共通事項			「津和野百景図」に描かれた景観を保全する
保全ゾーン	殿町 景観形成 重点地区	城下町の歴史景観づくり（歴史的景観の顕彰・保全・育成と伝承）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●伝統的な町並みと調和した形態・意匠・色彩とする</li> <li>●堀割と白壁等の殿町界隈の町並み景観を保全する</li> <li>●青野山、野坂山・陶ヶ嶽、津和野川の眺望景観を保全する</li> </ul>
	重伝建 景観形成地区	本町通りを中心とした歴史的町並みの景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●伝統的建造物群を核とした、江戸から昭和に至る町並み景観を一体的に継承する</li> <li>●町並みと調和した建築形態・意匠・色彩とする</li> <li>●青野山・城山等の眺望景観を保全する</li> </ul>
調和ゾーン	重伝建周辺 景観形成地区	重伝建地区と調和し、歴史を伝え訪れる人を迎える景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●津和野駅周辺を玄関口として、景観整備する</li> <li>●町並みと調和した建築形態・意匠・色彩とする</li> <li>●青野山・城山等の眺望景観を保全する</li> <li>●観光と生活の両立を図り、持続可能な景観の形成</li> </ul>
	城山 景観形成地区	自然と調和した城山周辺の歴史的景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●藩政時代の歴史的景観を保全する</li> <li>●鶯原八幡宮・永明寺等の歴史的資源の保全と、自然や町並み景観とが調和した形態・意匠・色彩とする</li> </ul>
	津和野盆地 景観形成地区	歴史的景観と調和する、津和野盆地の田園景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●歴史的、田園集落景観に調和した形態・意匠・色彩とする</li> <li>●旧主水畑の生活文化景観や青野山・野坂山・陶ヶ嶽、城山等の象徴的景観の見通しを保全する</li> <li>●主要交通軸や展望地からの眺望景観を保全する</li> </ul>
共生ゾーン	山並 景観形成地区	津和野盆地周辺の山麓田園景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●津和野盆地周辺の借景的景観の保全を図る</li> <li>●主要交通軸や展望地からの眺望景観を保全する</li> <li>●青野山・城山等の象徴的景観の見通しを保全する</li> </ul>
	麓耕 景観形成地区	青野山を背景にした田園集落景観づくり	●青野山を背景に、山麓に広がる段々畑と果樹園、集落によるまどまりのある景観を保全し、これに調和した建造物の形態・意匠・色彩・高さとする
	日原 景観形成地区	天領の歴史と水辺が息づく景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●赤瓦の町並みの継承を図る</li> <li>●水辺空間と町並みが調和した景観を一体的に保全する</li> <li>●旧街道や歴史的建物を活かした景観軸を形成する</li> </ul>
	堤田 景観形成地区	里山に囲まれた田園の集落景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●照葉樹林の里山に囲まれたまどまりのある農村田園景観と調和する形態・意匠・色彩・高さとする</li> <li>●下瀬山や大クスノキ等の象徴的景観を保全する</li> </ul>
	青野山眺望 景観形成地区	国道9号沿いの、青野山を象徴としたまどまりのある眺望景観づくり	●国道9号やJR山口線からの青野山眺望を妨げないよう建造物等の位置・配置に配慮し、沿道の集落と自然景観とが調和する形態・意匠・色彩を用いる
	左鑑・川筋 景観形成地区	高津川本支流の、自然と一体的な川筋集落景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高津川本支流の景観に調和する形態・意匠とする</li> <li>●石積み棚田や段畑等の生活文化景観を保全する</li> <li>●溪谷や川筋の四季折々の自然景観を保全する</li> </ul>
	枕瀬 景観形成地区	川とまちが共生し、賑わいが広がる景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高津川合流点の広がりのある河川景観を保全する</li> <li>●まどまりのある町並み景観に配慮した形態・意匠・色彩・高さとする</li> </ul>
	高津川筋 景観形成地区	高津川流域の、まどまりのある田園集落景観づくり	●高津川中流域の広がりのある河川や山並み景観を保全し、これに調和する集落の建造物の形態・意匠・色彩・高さにも配慮する

区分	建築物		
	位置	高さ	形態・意匠
共通事項	ア 周辺に対し突出しない配置や位置に配慮・工夫すること。 イ 眺望を保全すること。	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。	ア 景観遺産等の良好な景観と調和するよう形態・意匠に配慮するよう努めること。
保全ゾーン	殿町 景観形成 重点地区	ウ 建物は町並み壁面線を考慮して建てること。	イ 原則として2階建て以下とすること。 ウ 棟の高さは10m以内とし、軒及び庇の高さは周りの伝統的建造物の高さを考慮して決めること。 ただし、公共的な活動等を目的とし、機能上やむを得ない場合に限り、最高高さを15m以下とすることができる。
	重伝建 景観形成地区		
調和ゾーン	重伝建周辺 景観形成地区	ウ 町並みの連続性を確保するよう努めること。	イ 伝統的町並みの景観形成に努めること。 ウ 壁・建具等の伝統的形態・意匠とするよう努めること。
	城山 景観形成地区	ウ 稜線を保全するよう努めること。	イ 城山を中心とした地区の自然と歴史的景観に調和する形態・意匠とするよう努めること。
	津和野盆地 景観形成地区	ウ 町並みの連続性を確保するよう努めること。	*1 ただし、屋根勾配を3/10～4.5/10とし、建物の軒の高さを15m以下とした場合に、建物（屋根の頂部）の高さは、18m以下とする。
共生ゾーン	山並 景観形成地区	ウ 稜線を保全するよう努めること。	イ 生活文化景観の形成に努めること。 ウ 自然と歴史的景観に調和する形態・意匠とするよう努めること。
	麓耕 景観形成地区	ウ 青野山の象徴的景観を確保・保全するよう努めること。	
	日原 景観形成地区	ウ 町並みの連続性を確保するよう努めること。	イ 生活文化景観の形成に努めること。 ウ 河川の周辺景観に調和する形態・意匠とするよう努めること。
	堤田 景観形成地区	ウ 稜線を保全するよう努めること。	イ 主要展望地の眺望や見通しを妨げることのないよう高さに配慮するよう努めること。
	青野山眺望 景観形成地区	ウ 青野山の象徴的景観を確保・保全するよう努めること。	イ 生活文化景観の形成に努めること。 ウ 自然と歴史的景観に調和する形態・意匠とするよう努めること。
	左鑑・川筋 景観形成地区		
	枕瀬 景観形成地区	ウ 河川眺望景観を確保・保全するよう努めること。	イ 生活文化景観の形成に努めること。 ウ 河川の周辺景観に調和する形態・意匠とするよう努めること。
	高津川筋 景観形成地区		

建築物		
色彩・素材（屋根を除く）	屋根	付属建築物及び施設
<p>ア 周辺景観と調和する落ち着いたある色調とすること。</p> <p>イ 自然素材又はこれに類する仕上げとすること。</p>		
<p>ウ 歴史的町並みに調和する落ち着いたある色調とすること。（色彩基準シート1）</p>	<p>ア 勾配屋根を使用すること。</p> <p>イ 石州瓦で赤茶色を基本とすること。</p>	<p>ア 歴史的風致と調和したものとする</p> <p>こと。</p>
<p>ウ 歴史的町並みに調和する落ち着いたある色調とすること。（色彩基準シート2）</p>	<p>ア 勾配屋根を使用すること。</p> <p>イ 石州瓦及びこれに類する仕上げ*1とすること。</p>	
<p>ウ 歴史的町並みに調和する落ち着いたある色調とするよう努めること。（色彩基準シート2）</p>		
<p>ウ 自然と歴史的景観に調和する落ち着いたある色調とするよう努めること。（色彩基準シート2）</p>	<p>ア 勾配屋根を使用すること。</p> <p>ただし、周囲の町並みと調和した場合はその限りでない。</p> <p>イ 石州瓦及びこれに類する仕上げ*1とするよう努めること。</p>	
<p>ウ 自然景観に調和する落ち着いたある色調とするよう努めること。（色彩基準シート2）</p>		<p>ア 主建築物との調和に配慮し、一体的な形態・意匠・色彩とすること。</p> <p>イ 目立たない位置・配置等に配慮・工夫すること。</p> <p>ウ 高さは、主建築物の高さ以内とすること。</p> <p>エ 屋根は、主建築物と同等のものとするよう努めること。</p>
<p>ウ 歴史的町並みに調和する落ち着いたある色調とするよう努めること。（色彩基準シート2）</p>	<p>ア 勾配屋根を使用するよう努めること。</p> <p>イ 石州瓦及びこれに類する仕上げ*1とするよう努めること。</p>	
<p>ウ 自然景観に調和する落ち着いたある色調とするよう努めること。（色彩基準シート2）</p>		
<p>ウ 自然景観に調和する落ち着いたある色調とするよう努めること。（色彩基準シート3）</p>	<p>ア 勾配屋根を使用するよう努めること。</p> <p>イ 石州瓦及びこれに類する仕上げ*2とするよう努めること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>*1 赤茶色またはグレー系それに近似する色味を有する瓦屋根等</p> <p>*2 赤茶色またはグレー、青、緑系、それに近似する色味を有する瓦屋根等</p> </div>	<p>ア 主建築物との調和に配慮し、一体的な形態・意匠・色彩とするよう努めること。</p> <p>イ 目立たない位置・配置等に配慮・工夫するよう努めること。</p> <p>ウ 高さは、主建築物の高さ以内とすること。</p> <p>エ 屋根は、主建築物と同等のものにするよう努めること。</p>

区分	建築物周辺		
	照明	建築設備 (ガス、暖房、冷房、煙突等)	建築設備 (太陽光パネル)
共通事項			
保全ゾーン	殿町 景観形成 重点地区	ア 歴史的風致と調和したものとする こと。	ア 原則として通りから望見できない 位置に設置すること。 ただし、やむを得ない場合は、歴史 的風致と調和するよう対策を講じる こと。 イ 眺望点* <sup>1</sup> からの景観に配慮し、 目立たないようにすること。
	重伝建 景観形成地区		
調和ゾーン	重伝建周辺 景観形成地区		
	城山 景観形成地区		
	津和野盆地 景観形成地区		
共生ゾーン	山並 景観形成地区	ア 周辺の生態等の環境に配慮するよ う努めること。 イ 周辺の夜景との調和に配慮し、過 剰照明にならないよう努めること。	ア 眺望点* <sup>1</sup> からの景観に配慮し、 過度に目立たないように努めること。 イ 色彩は、屋根と調和する落ち着いた 低明度・低彩度のものとし、反射 や光沢を避けるよう努めること。 ウ 整然とした配置を保ち、建物全体 との一体感を損なわないよう努める こと。
	麓耕 景観形成地区		
	日原 景観形成地区		
	堤田 景観形成地区		
	青野山眺望 景観形成地区		
	左鏡・川筋 景観形成地区		
	枕瀬 景観形成地区		
高津川筋 景観形成地区			
		ア 主要道路* <sup>1</sup> から過度に目立たない よう努めること。 イ 周囲の景観および歴史的風致と調 和するよう努めること。	
		ア 主要道路* <sup>1</sup> から過度に目立たない よう努めること。	
		*1 「景観ゾーニング・地域資源図」 (2章18-21P) 参照	

建築物周辺	
敷地内の緑化	施設や土地の利用
ア 歴史的風致と調和したものとする こと。	ア 歴史的風致と調和したものとする こと。
ア 敷地内の修景緑化に努めること。 イ 境界部の生け垣化や修景に努める こと。 ウ 地域固有の樹木草花による緑化に 努めること。	ア 空き家や空地が生じないように 配慮し、その回避に努めること。 イ 家屋および敷地の適切な維持管 理、周囲との調和を図る修景を行 うよう努めること。 ウ 景観に配慮した駐車場の修景に 努めること。 エ 耕作地や森林については、継続 的な維持管理に努めること。

区分	工作物			
	共通事項	門、垣（塀、フェンス）等	電線、ケーブル、アンテナ、電柱・鉄塔等	
共通事項	<p>ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 ただし、機能上必要な場合、その他やむを得ない理由がある場合は別途審議を行うこと。</p>	<p>ア 周辺と連続的な景観の形成に努めること。</p>	<p>ア 形態は簡素なものとし、低彩度・低明度の茶系統等、周辺景観と調和する落ち着いた色調とすること。 イ 電柱は、高さを15m以下とするよう努めること。</p>	
保全ゾーン		殿町 景観形成 重点地区	<p>イ 歴史的風致と調和したものとする こと。</p>	<p>ウ 歴史的風致と調和したものとする こと。 エ 鉄塔の設置は避けること。 オ 電線・電柱等は、整理統合し、通 りから望見できない位置に設置する こと。</p>
		重伝建 景観形成地区		
調和ゾーン		重伝建周辺 景観形成地区	<p>イ 連続した歴史的町並み景観の形成 に努めること。</p>	<p>ウ 鉄塔の設置は、避けるよう努める こと。 エ 電線・電柱等は、整理統合し、で きる限り目立たない位置となるよう 努めること。</p>
		城山 景観形成地区		
		津和野盆地 景観形成地区	<p>イ 田園と一体の景観の形成に努める こと。</p>	
共生ゾーン		山並 景観形成地区		
		麓耕 景観形成地区		
		日原 景観形成地区	<p>イ 一体的な町並み景観の形成に努め ること。</p>	<p>ウ 鉄塔・電柱を設置する場合は、周 辺景観への影響を最小限に抑えるよ う努めること。</p>
		堤田 景観形成地区		
		青野山眺望 景観形成地区		
		左鎧・川筋 景観形成地区	<p>イ 田園と一体の景観の形成に努める こと。</p>	
		枕瀬 景観形成地区		
高津川筋 景観形成地区				

工作物		
自動販売機	屋外広告物	再生可能エネルギー施設 (自立式の太陽光発電施設等)
ア 景観が損なわれないよう適切に維持管理すること。	ア 屋上看板、公共空間占用の突出看板の掲出を禁止する。 イ 蛍光性のある塗料を使用しないこと。	
イ 歴史的風致と調和したものとする こと。	ウ 周辺の景観に配慮した形態・意匠・色彩及び規模とすること。 エ 点滅するネオンサインを使用しないこと。  オ 表示総面積 5 m <sup>2</sup> 以内とすること。 カ 仮設的な屋外広告物(旗、のぼり)の掲出を禁止する。 ただし、地域の活性化に資する催し等に伴い、期間を限定して必要最低限掲出する場合はその限りではない。  オ 表示総面積 7 m <sup>2</sup> 以内とすること。	ア この地区への設置は避けること。
イ 歴史的風致との調和に配慮するよう努めること。	ウ 周辺の景観に配慮した形態・意匠・色彩及び規模とすること。 エ 表示総面積 15 m <sup>2</sup> 以内とすること。	ア 津和野城下町地区から望見される範囲の山並には設置しないこと。 イ 眺望点*1から見えない位置に設置すること。 ウ 特に突出したものは設置しないよう努めること。 エ 植栽や周辺景観と調和する塀などにより視線を遮り、施設の視認を抑制すること。 オ 色彩は、黒、ダークグレー、茶色などの低明度・低彩度で落ち着いた色調とすること。 カ パネルは、防眩性および低反射性を有するものを使用し、太陽光の反射による眺望への影響を防止すること。
	ウ 周辺の景観に配慮した形態・意匠・色彩及び規模とすること。 エ 表示総面積 20 m <sup>2</sup> 以内とすること。	ア 稜線および山頂付近への設置を避けること。 イ 眺望点*1から見えない位置に設置するよう努めること。 ウ 特に突出したものは設置しないよう努めること。 エ 植栽や周辺景観と調和する塀などにより視線を遮り、施設の視認を抑制するよう努めること。 オ 色彩は、黒、ダークグレー、茶色などの低明度・低彩度で落ち着いた色調とするよう努めること。 カ パネルは、防眩性および低反射性を有するものを使用し、太陽光の反射による眺望への影響を防止するよう努めること。
		*1 「景観ゾーニング・地域資源図」 (2章18-21P) 参照